

# 教職員研修の手引

島根県教育委員会

平成29年4月

# はじめに

社会の変化や時代のニーズに応える学校教育を実現していくためには、教職員の職務に応じた資質能力の向上が不可欠です。特に、これからの学校は、児童生徒等や保護者、地域から信頼される学校づくりを進めるため、複雑化・多様化した教育課題に的確に対応し克服していくことが求められます。そのため教職員は、教科指導や生徒指導等とともに、学校マネジメントに関してもその資質能力を向上させることが必要です。

21世紀を担う児童生徒を育成するためには、教職員自らが生涯学習の実践者として、自己教育力を高め、教育的愛情や実践指導力を培うことが求められます。

教職員として求められる基本的な資質能力には、「教職員の人間性に関するもの」、「児童生徒理解に関するもの」、「職務の基礎・基本に関するもの」など、普遍的でいつの時代にも求められるものがあります。その一方、社会の変化に対応してその時々求められるものもあり、情報化やグローバル化の進展などの社会の変化に対応する力が必要となります。

平成27年2月に島根県教育委員会は「島根県公立学校教員人材育成基本方針」を策定しました。またそれに基づき、平成28年3月に「島根県教職員研修計画」を改訂しました。その中では島根県の教職員として求められる基本的な資質能力を「豊かな人間性と職務に対する使命感」、「子どもの心身の発達と心の動きに対する理解と対応」、「職務にかかわる専門的知識・技能及び態度」とし、各種の研修事業を行っています。

平成28年12月には中央教育審議会の答申がありました。今後は、次期学習指導要領の改訂とそれを受けて、主体的・対話的で深い学びの充実など授業改善や教育改革に向けた動きが加速していきます。もとより研修の重要性は一層高まります。

この冊子は、新任教職員はもとよりすべての教職員の皆さんが自己研鑽の資料として、また新任教職員研修や教職経験者研修、校内研修等に活用していただくために作成しています。各学校において、この冊子を十分に活用し、効果的な研修が進められることを切望します。

平成29年4月

島根県教育委員会  
(島根県教育センター)

# 目次

<b>第1章 島根がめざす教育</b>	
1 基本理念	2
2 島根の教育目標と重点目標	2
<b>第2章 教職員の職務と研修</b>	
<b>1 教職員に求められる資質・能力</b>	
1 豊かな人間性と職務に対する使命感	6
2 子どもの心身の発達と心の動きに対する理解と対応	6
3 職務にかかわる専門的知識・技能及び態度	6
4 職層（キャリアステージ）に応じて 求める姿と育成する資質能力	8
<b>2 教職員としての心構え</b>	
1 やりがいのある教職員のつとめ	9
2 期待される教職員像	9
3 実践で教える教職員	9
4 とりまくもの大切さ	9
5 教職員の温かさと厳しさ	10
6 先輩や同僚に学ぶ謙虚さ	10
7 地域社会とともに子どもを育む教職員	10
8 組織の一員としての教職員	10
<b>3 教職員と研修</b>	
1 研修の意義	11
2 人材育成の機会	11
3 研修の種類	12
<b>第3章 学校の教育活動の計画と組織運営</b>	
<b>1 教育課程</b>	
1 教育課程の捉え方	14
2 学習指導要領	14
3 教育課程の編成・実施に当たって	14
<b>2 児童（生徒）指導要録と通信票</b>	
1 児童（生徒）指導要録	15
2 通信票	15
<b>3 学級経営</b>	
1 学級経営の基本	16
2 学級経営案の作成と活用	17
3 学級と家庭との連携	18
4 日常の指導	19
<b>4 学校評価</b>	
1 学校評価の目的	20
2 学校評価と情報提供に関する規定	20
3 学校評価の種類・位置付けと PDCA サイクルに基づいた学校評価システム	20
4 手段としての学校評価	21
5 実効性の高い学校評価の推進	21
<b>5 学校マネジメント</b>	
1 学校マネジメントとは	22
2 マネジメントの種類	22
3 学校マネジメントの実際	23
<b>6 カリキュラム・マネジメント</b>	
1 カリキュラム・マネジメントとは	24
2 カリキュラム・マネジメントの全体像	24
3 カリキュラム・マネジメントの基本的な方法	25
<b>7 教職員のメンタルヘルス</b>	
1 教職員のメンタルヘルスの現状と課題	26
2 予防的取組	26
3 復職支援	28
<b>8 危機管理</b>	
1 学校における危機管理	29
2 学校安全	30
3 学校保健・学校給食	32
4 教職員における危機管理	34
<b>第4章 各教育活動</b>	
<b>1 学力（学ぶ力・学んだ力）の育成</b>	
島根県が定義する「学力」	36
<b>2 授業づくり</b>	
1 学力・学習状況に係る本県の教育課題	37
2 課題解決のための授業改善の視点	37
3 学習評価	38
<b>3 言語活動の充実</b>	
1 なぜ言語活動の充実か	41
2 言語活動を充実するために	41
<b>4 「主体的・対話的で深い学び」の実現 （「アクティブ・ラーニング」の視点）</b>	
1 「主体的・対話的で深い学び」の実現とは	43
2 「主体的・対話的で深い学び」を充実させるために	44
<b>5 道徳教育</b>	
1 教育活動全体を通じて行う道徳教育	45
2 道徳の時間の基本的な考え方（小・中学校）	45
3 学習指導要領の一部改正について	46
4 高等学校における道徳教育	46
<b>6 特別活動</b>	
1 特別活動改善の教育的意義と改善の基本方針	47
2 小・中学校における特別活動	47
3 高等学校における特別活動	48
<b>7 総合的な学習の時間</b>	
1 総合的な学習の時間の目標及び内容	50
2 総合的な学習の時間の評価	50
3 総合的な学習の時間の学習指導	51
<b>8 学校図書館活用教育</b>	
1 学校図書館活用の指導計画への位置づけ	52
2 学校図書館を利用した学習の充実による 情報活用能力の育成	52
3 計画的な読書活動指導の推進	52
<b>9 主権者教育</b>	
1 主権者教育の必要性	53
2 主権者として求められる資質・能力	53
3 実践的な学習活動	53
4 実践的な教育活動を行うに当たっての留意点	53
<b>10 キャリア教育</b>	
1 キャリア教育の必要性	54
2 キャリア教育と職業教育、進路指導	55
3 キャリア教育の推進	55

<b>11</b>	<b>教育の情報化</b>	
1	情報化の進展と、より求められる情報活用能力	57
2	教育の情報化の要素	57
3	教員の ICT 活用指導力の向上と校内研修	57
4	情報教育の体系的な実施	58
5	情報モラル教育の推進	58
6	校務の情報化	59
7	特別支援教育における教育の情報化	60
8	著作権	60

<b>12</b>	<b>ものづくり活動</b>	
1	小・中学校におけるものづくり活動の推進	61
2	高等学校におけるものづくり教育の推進	61

<b>13</b>	<b>持続可能な開発のための教育（ESD）</b>	
1	持続可能な開発のための教育(ESD)とは	62
2	国連、ユネスコ及び国の取組の概要	62
3	ユネスコスクール	62
4	学校における取組(国立教育政策研究所の提案から)	63

<b>14</b>	<b>国際理解教育</b>	
1	国際理解教育の充実	64
2	国際化に対応するための言語能力の育成	64
3	外国語活動	66

<b>15</b>	<b>竹島に関する学習</b>	
1	竹島が日本固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も明らかである	68
2	学習指導要領解説に示されている内容を踏まえ、竹島に対する学習の一層の充実を図る必要がある	68
3	竹島に関する学習を通して、どのような子どもを育てようとしているか	68
4	指導者に求められること	69

<b>16</b>	<b>ふるさと教育</b>	
1	ふるさと教育の基本方針	70
2	ふるさと教育の定義	70
3	ふるさと教育が目指すもの	70
4	主な取組	70
5	ふるさと教育を支える学校・家庭・地域との連携・協働	72

<b>17</b>	<b>「しまねのふるまい」</b>	
1	「ふるまい」定着のめざすところ	73
2	具体的な取組	73
3	学校教育活動における「ふるまい」定着の推進	73

<b>18</b>	<b>へき地教育・複式教育</b>	
1	島根県の現状など	74
2	へき地教育・複式教育を推進するにあたって	74
3	へき地教育・複式教育のとらえ	74
4	へき地教育・複式教育における留意点	75

## 第5章 基盤となる指導

<b>1</b>	<b>人権・同和教育</b>	
1	学校における人権・同和教育の目的	78
2	島根がめざす人権教育	78
3	「進路保障」の取組	78
4	人権教育の進め方	79
5	人権教育の推進にあたって大切にしたいこと	81

<b>2</b>	<b>特別支援教育</b>	
1	特別支援教育とは	84
2	特別支援教育の現状	84
3	一人一人のニーズに応じた適切な指導と必要な指導と必要な支援	85
4	本県の特別支援教育	86
5	特別支援教育における教育課程	87
6	特別支援教育を進める上で	88
7	小学校、中学校、高等学校における特別支援教育	89
8	特別支援教育に係る支援体制	89

<b>3</b>	<b>生徒指導</b>	
1	生徒指導の目的	90
2	生徒指導の機能	90
3	児童生徒理解	90
4	生徒指導と教育課程	92
5	学校における生徒指導体制	92
6	生徒指導と教育相談	93
7	学級経営と生徒指導	93
8	生徒指導上の諸問題	93
9	家庭・地域社会及び関係機関との連携	97

<b>4</b>	<b>幼保小の連携</b>	
1	幼児教育の充実	99
2	幼保小の連携	99

<b>5</b>	<b>健康教育（学校保健）</b>	
1	健康教育を推進するにあたって	100
2	学校保健	101

<b>6</b>	<b>食育</b>	
1	学校における食育の推進	103
2	「生きた教材」としての学校給食	103

<b>7</b>	<b>体力づくり</b>	
1	島根県の児童生徒たちの体力の現状	105
2	体力向上に向けて	106

## 第6章 社会教育

1	社会教育とは	108
2	社会教育を進める社会教育主事	108
3	社会教育の拠点である社会教育施設	108

## 第7章 教職員の服務

<b>1</b>	<b>教職員の服務と勤務等</b>	
1	教職員の身分	110
2	教職員の服務	110
3	勤務	112
4	休日・休暇	114
5	教育活動に係る事務の種類と実際	116

<b>2</b>	<b>教職員評価</b>	
1	評価制度の基本的な考え方	118
2	教職員評価システムの構成	118

<b>3</b>	<b>教員免許状更新制</b>	
1	ねらい	119
2	要点	119
3	留意点	119

<b>巻末</b>	<b>研修参考資料</b>	120
-----------	---------------	-----

# 第1章

## 島根がめざす教育

## 第1章 島根がめざす教育

平成26年3月の「今後を見通した島根県の教育の在り方」（島根県総合教育審議会答申）を受け、平成26年7月に「第2期しまね教育ビジョン21」（以下「ビジョン21」という）が策定された。

本県教職員として、次に示す基本理念・基本目標にもとづき、本県教育の充実発展に努めることが必要である。

### 1 基本理念

島根を愛し 世界を志す 心豊かな人づくり

科学技術の進歩や国際化・情報化の進展、少子化の進行、価値観やライフスタイルの多様化など、社会の急激な変化に伴い、先の見えない厳しい状況が予想される。

ビジョン21では、このような時代への対応や身に付けるべきこととして、次の点が挙げられている。

- ・このような時代を生き抜くためには、島根や身近な地域など、ふるさとの自然・歴史・文化・伝統などに対する愛着や誇り、理解を土台に据えること。
- ・そのような土台の上で、日本や世界を見渡す広い視野をもつこと。
- ・広い世界全体と自分の関係を意識しながら、高い目標、困難な課題、未知の領域等を含んだ「世界」に挑戦しようとする意志をもつこと。
- ・夢や希望・目標に向かって意欲的に進んでいくとともに、社会に能動的に関わる態度や貢献する心をもつこと。
- ・他人を思いやる心や美しいものに感動する心、生命を尊重する心などの豊かな心をいかなる時代であっても身に付けること。

### 2 島根の教育目標と重点目標

ビジョン21に示された、島根の教育目標と重点目標の基本的な考え方は次のように要約される。（詳細や島根の現状、今後の方向性については、ビジョン21を参照すること。）

#### (1) 向かっていく学力

【島根の教育目標】 夢や希望に向かって主体的に学ぼうとする人を育てます

##### ①学ぶ力・学んだ力（P.36参照）

- ・激動する社会を生きるためには、これまでの狭義の学力（知識・技能）だけに頼ることはできない。
- ・「学んだ力」に加え、「学ぶ力」の双方を身に付ける必要がある。
- ・「学んだ力」を高めていくためには、その支えとなる「学ぶ力」を育むことが大切である。
- ・「学ぶ力」を育むことで「学んだ力」を向上させ、それが新たなステージの「学ぶ力」を生むという好循環を確立することが重要である。
- ・「学んだ力」と「学ぶ力」を「学力」と定義づけ、就学前から高等学校まで系統的に学力の育成を図っていく必要がある。
- ・「学力」はすべての子どもが大切にされる教室での学びによって保障されることが必要である。
- ・学力の育成は、基本的な生活習慣の改善を図る中で、家庭学習の習慣化を進めるなど、家庭の役割も大きい。

## ②情報活用力

- ・ICT機器やネットワークの進歩により、情報の入手・発信が容易にできるようになり、新しいビジネスモデルが誕生するなど、様々な可能性が大きく広がった。
- ・本県においても、地理的条件に左右されることなく世界とつながった教育活動の展開が可能となった。
- ・一方、氾濫する情報の真偽を判断できず、誤った決断をしたり、犯罪に巻き込まれたりするケースも増えている。
- ・情報化社会の「影」の部分の正しく認識した上で、情報を活用する能力が必要である。
- ・情報活用能力の育成は、知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などの学力育成と深く関わっている。
- ・一方、悪影響や危険性などの課題を教職員・子どもたち・保護者が理解し、小学校段階から歩調を合わせて対応する必要がある。

## ③意欲・たくましさ

- ・人が主体的・能動的に行動する上では、意欲をもつことが不可欠である。
- ・学ぶことと生きていくこと（働くこと）を関連付け、学ぶ目的を意識することを通して、学ぶ意欲を高めることが重要である。
- ・これからの社会を生きていくためには、予期しなかった問題に直面しても自分で考え、行動することや、失敗や挫折を乗り越えようとするたくましさが求められている。
- ・子どもたちが社会における自らの役割、将来の生き方や働き方などについて考えることで、学ぶことに対する意欲や目標に向かってやり遂げようとするたくましさを育むことが必要である。

## (2) 広がっていく社会力

**【島根の教育目標】** 多様な人と積極的に関わり、社会に役立つ人育てます

### ①社会性

- ・現代社会を生きていくために、時代の動き、社会の動きに積極的に目を向け、他者に対して適切に対応しながら、集団の中で協動的に行動できる力（社会性）がますます求められている。
- ・よりよい社会を形成していくための意欲や実践力も求められている。
- ・社会性を育むためには、様々な実体験を積み重ね、経験の中から良好な人間関係形成の仕方を学んでいくことが重要である。
- ・特に学校においては、日常的な集団活動を通して、集団や社会の一員として必要な能力や態度を身に付けることが必要である。
- ・現代社会は、人間関係が希薄化し、互いが力を合わせて、何かを成し遂げるような実体験あるいは地域の人々との交流、世代を超えた交流などが減少している。
- ・そのような状況の中、学校が社会自立の準備の場としての役割を担うとともに、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、連携して社会性を育てていくことの重要性が増している。

### ②コミュニケーション力・国際性

- ・社会生活を営む人間が良好な人間関係を構築するためには、言語や身振りなどによって、

考えや感情など互いに伝えあう力が不可欠である。

- ・さらに、国際化の進展に伴い、自分たちとは異なる歴史や文化に立脚する人々と意見を交え、より良い形で課題を解決する能力も求められ、コミュニケーション力の重要性は一層高まっている。
- ・多様な価値観が存在する国際化した社会に対応するためには、その基盤として日本人としてのアイデンティティが強く求められている。

### ③島根への愛着と理解

- ・我が国が継続的に発展していくためには、本県のような地方の存在が必要不可欠である。
- ・本県の恵まれた教育資源を積極的に活用し、地域を支える次世代を育成することが強く求められている。
- ・国際化が進展する中で、身近な地域や島根に対する愛着と理解を深めることは、自らのよって立つよりどころを意識することにもつながる。
- ・世界や我が国の状況を全体像として捉えたうえで、身近な地域・島根と世界や我が国との関係を意識するという広い視野を育むことも必要である。

## (3) 高まっていく人間力

**【島根の教育目標】 自他を等しく大切にし、共に生きようとする人を育てます**

### ①自尊心・思いやり・規範意識

- ・人は様々な人間関係や集団の中で、実体験を通して相手を思いやる心やルールを守ることの大切さを学ぶとともに、その中で自分の役割を果たし、互いに認め合うことで自分への信頼感や自信をもつことができる。
- ・しかし、子どもたちにとって地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流が減少している状況である。
- ・学校・家庭・地域の中で大切にされている実感の積み重ねを通して、子どもたちの豊かな心を育むことの重要さが一層増している。

### ②人権意識・生命の尊重

- ・人権や生命は人間の存在自体に深くかかわる根源的なもので、人格の完成を目指すうえで土台となるものである。
- ・社会のあらゆる場面において、人権に関する知識を理解にまで深めるとともに、人権感覚の育成を図り、自他の人権を尊重する人権意識を醸成し、すべての人々の人権が真に尊重される社会を目指して人権問題の解決に取り組むことが必要である。
- ・学校においては、安心して学校生活を送ることができるよう、一人一人の人権が尊重される学校づくりを進め、子どもたち一人一人の学びを保障することが求められている。
- ・子どもたちが自分自身の大切さを深く自覚するとともに、自分以外の生命や自然などに対する畏敬の念を培うことも重要になってくる。

ビジョン 21 では、さらに「島根の教育目標を達成するための基盤」を挙げ、はじめに「家庭・地域と連携した学校教育の展開」について述べられている。「発達の段階に応じた各学校種での教育展開」、「基本的な生活習慣の形成、健康・体力づくり」、「家庭教育の役割」、「信頼される学校づくり」について参照されたい。

# 第2章



## 教職員の 職務と研修

# 1 教職員に求められる資質能力

教職員として求められる基本的な資質能力は、普遍的でいつの時代にも求められるものと、時代の変化に対応してその時代時代に求められるものがある。

社会の変化や時代のニーズに応える学校教育の実現には、教職員の職務に応じた資質能力の向上が不可欠である。特に教員は、教科指導はもとより、生徒指導や学級経営等の様々な課題に迅速に対応するなどの実践的指導力の向上のため、教職生活全体を通じて、探究心を持ち自主的に学び続ける力が求められている。

## 1 豊かな人間性と職務に対する使命感

子どもたちの教育に直接たずさわる教職員には、生命尊重・人権尊重の精神はもとより、教職員自身が多様な価値観を尊重する態度や幅広い視野・知識、総合的人間力、自己評価能力、豊かな感性を身に付けていることが極めて大切である。

また、当然ながら、教職員としての職務に対する使命感や責任感、探究心をもち学び続ける意識とその姿勢、そして求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことができる力、さらには学校マネジメントの理解と能力、服務規律と法令遵守の意識が不可欠である。

ふるさとを愛し、地域を担う人材を育成するという観点からは、教職員自らがふるさとを愛する気持ちをもつとともに、島根県や学校が所在する地域の自然・歴史・伝統・文化をよく理解し、地域の「ひと・もの・こと」を積極的に活用する態度もまた大切である。

## 2 子どもの心身の発達と心の動きに対する理解と対応

いじめ、不登校、問題行動等、様々な行動の内に潜む子どもの微妙な心の動きに対し、教職員は子どもを共感的に理解できる観察力や感受性ととともに、行動と背景についての洞察力、個に応じた指導力や集団を理解する力が求められる。

そこで教職員は、子どもの心の動きを的確に理解し、発達段階に応じた成長を支援するため、カウンセリングをはじめ、様々な子ども理解の手法についての知識や技法を身に付けるとともに、コミュニケーション能力を向上させ、チームの一員として組織的・協働的に取り組む力、学校間連携等への対応力、地域や社会と連携・協働できる力、調整・折衝力を身に付ける必要がある。

## 3 職務にかかわる専門的知識・技能及び態度

学校教育においては、教科指導の占める割合は大きく、教員は教科や教職に関する高度な専門的知識や実践的指導力をもつとともに、教科等を越えた「カリキュラム・マネジメント」の実現に必要な力、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善や教材研究及び学習評価の改善・充実に必要な力、新たな課題（道徳教育、小学校における外国語教育、ICTの活用等）に対応できる力量、へき地・複式教育の指導に関する知識・技能を身に付けることが大切である。

また、全ての教員が特別支援教育に関する基礎的な知識・技能を身に付ける必要がある。そして、障がいのあるすべての子どもに対して、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、学習上及び生活上の困難を適切に把握し、その改善・克服のための共通理解とインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた児童生徒等への対応力をもつことが大切である。

そして、国際化、情報化等社会の変化に適応する実践的な能力として、豊かな自己表現力やICT活用能力はもとより、国際社会に貢献しようとする態度が求められている。

学校事務職員は、総務、給与、財務などを主に総括する専門スタッフとして、また保護者や学校内外の関係者と連携・協働した学校づくりのために、学校経営の重要な役割を担うことが期待される。この職務を遂行するために、迅速・正確な事務処理能力、情報収集・分析能力、学校経営の視点から課題を整理し解決のための提案ができる能力、コミュニケーション能力、調整力等が求められる。

「島根県教職員研修計画」より

### 島根県の教職員として求められる基本的な資質能力

#### 1 豊かな人間性と職務に対する使命感

- ・人間理解、人権意識にかかわるもの
- ・教職に対する誇りと責任の自覚にかかわるもの
- ・ふるさとを愛する心にかかわるもの

#### 2 子どもの心身の発達と心の動きに対する理解と対応

- ・子ども理解にかかわるもの
- ・子どもをとりまく人との関係構築にかかわるもの

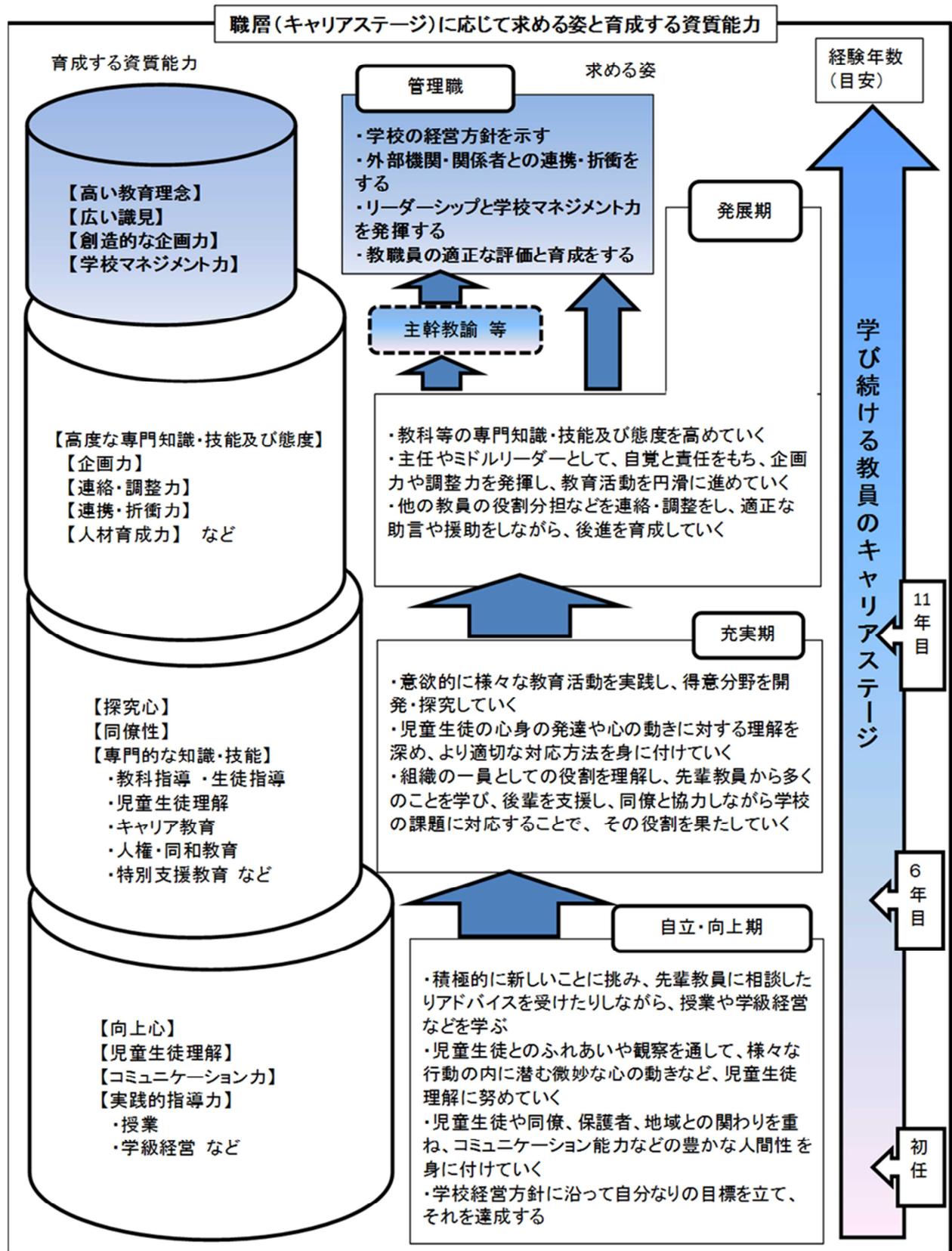
#### 3 職務にかかわる専門的知識・技能及び態度

- ・教科等の指導にかかわるもの
- ・特別支援教育にかかわるもの
- ・社会の変化に適応する能力にかかわるもの

#### 4 職層（キャリアステージ）に応じて求める姿と育成する資質能力

教員には、自立・向上期、充実期、発展期、管理職などの職層（キャリアステージ）があり、それぞれのキャリアステージに応じた姿や資質能力を身に付ける必要がある。

「島根県公立学校教員人材育成基本方針」より



## 2 教職員としての心構え

### 1 やりがいのある教職員のつとめ

自分の身近なところに子どもたちの生命を感じながら教職員としての仕事ができることはすばらしいことである。いくつもの瞳が、自分の来るのを待ち望んでいてくれるような職場は、そこにもあるものではない。

日々の授業の進め方、生徒指導上の複雑な問題など、教職員の毎日は多忙で悩みも多い。それにもかかわらず、それが喜びや生きがいになっていくところに、教職員という職業のすばらしさがある。

日頃あまり発言しない子どもが発表したり、授業で目を輝かせたりしたとき、また、子どもと本当にうちとけて語り合うことができたときなど、教職員はやりがいを感じるのである。

### 2 期待される教職員像

子どもたちはもちろんのこと、保護者、地域は教職員に対して期待を抱いている。子どもにとって、日々共に過ごす教職員の影響は、はかり知れないものがある。自分の言動が、子どもたちの人格形成に関わるとなると、これほど怖いことはない。どんなに優れた教職員でも、完璧な人格者にはなれないが、この責任の重さを感じるとき、教職員は自分の良心にかけて自己形成（研修）に努めざるをえない気持ちになる。

一方、社会の急速な進展の中で知識・技能が陳腐化しないように、保護者・地域の信頼に応えるべく、教職員は絶えず自ら学び続けなければならない。

共に伸びようとする者のみが、子どもたちに最もよい影響を与え、保護者・地域からの信頼を得ることができるのである。

### 3 実践で教える教職員

授業は教職の身にある者にとって仕事の中心である。ただ、子どもたちの能力や性格は多様であり、指導案どおりにはいかないこともよくある。授業の主役は教員ではなく、子どもたちである。子どもたちがやる気を出し、よくわかり、確かにできるようになるにはどうすればよいかを求めて、絶えず子どもの理解に努め、教材研究、授業実践を積んでいきたいものである。

また、子どもたちを教えるはずの教職員が、実は子どもたちから教えられることがかなりある。どんなことからでも不断に学んでいこうとする積極的な、それでいて謙虚な教職員ほど、このことを多く体験する。

教職員は、自分の生活態度などについて、少なくとも子どもたちに求めるだけのことが実践できていなくてはならない。課題を果たす責任感、互いの人権の尊重、温かい心遣いなどは、授業だけで教えられるものではなく、教職員の実践に触れたときに初めて、子どもたちに身に付いていくものも多い。

教職員自身が実践をしないで、子どもたちに口うるさく注意したり、叱責したりしても、教育の実は上がらない。実践の積み重ねが、教職員の言葉に実践と同じ重みをもたせるのである。

### 4 とりまくものの大切さ

教職員の日々の行動をはじめとして、授業以外のものが、子どもたちに大きな影響を及ぼしている。子どもたちが目にするもの、耳にするもの、手に触れるものが、知らず知らずのうちに授業よりも大きな働きをする。教室をはじめ校内の整理・整頓、掲示物の配置や内容はもちろん、

教職員の服装、言葉遣い、話しぶりは、教職員の人柄をそのまま表すものであり、子どもたちの最も身近な教育環境として重要な役割をもっているのである。

とりわけ、常にコミュニケーションに使われる教職員の「言葉」については、日頃から研鑽を積み重ねていく心掛けが必要である。

## 5 教職員の温かさと厳しさ

子どもたちをよく理解し、受容的な態度で接することは大切だが、ものわりのよい教職員になろうとして、子どものわがままや甘えを許すようなことがあると、教職員は指導力を欠いてしまうことになる。とはいえ、体罰で臨むなどということは絶対にあってはならないことである。

教職員は、いつでも子どもと心からうちとけて話し合える温かさと寛大さをもつことが必要である。同時に、子どもが自分自身を厳しく見つめるような確かな指導力を身に付けることも欠くことのできないことである。

## 6 先輩や同僚に学ぶ謙虚さ

授業の進め方、学級経営、自分の校務分掌などが思うようにならないときもある。常に自分自身を伸ばすことに努め、謙虚に、先輩や同僚に相談することである。どの先輩や同僚も他者からの相談を歓迎してくれるはずであり、その相談は先輩や同僚の教員にとっても貴重な材料となることが多い。先輩や同僚の豊富な体験から有益な助言を得ることができる。また、相手がたとえ後輩だとしても、教えられることは少なくないはずである。あらゆる他者からの助言等を参考にして自分の授業や仕事を改善してみることである。

たとえ問題点の指摘があったとしても、他者の評価は大切にしなければならない。決して恥ずかしかることはない。むしろ、授業を改善しようともせずにいることこそ、つらいことであり、恥ずかしいことである。それらの一つ一つを糧として、教員としての力量を着実に身に付けていきたいものである。

## 7 地域社会とともに子どもを育む教職員

教職員はともすると、教職員という立場のみでものを見たり考えたりしがちである。

子どもたちは、学校のみで育つものではない。教職員は、心底から地域の人々との交わりを求め、地域の社会教育活動にも積極的に参加して、できるかぎり視野を広めたいものである。

その上で、地域の人材の協力を得たり、地域の産業、伝統文化、自然環境等を生かした活動を取り入れたりするなど、地域社会とともに子どもたちを育てていこうとする姿勢が大切である。

## 8 組織の一員としての教職員

学校は、保護者や地域からの信頼に応え、地域に開かれた学校づくりをめざしている。そのためにも、教職員一人一人が組織の一員であることを自覚し、学校教育目標達成に向け全教職員が一丸となって学校改善に取り組む必要がある。

全ての教職員が、自らの役割を自覚するとともに学校教育目標をきちんと理解し、その達成に向けて努力することが重要である。また、教職員自らが学校教育目標に基づいた自己目標をもち、他者評価及び適切な自己評価を行い、評価結果については謙虚に受け止めることによって、自己改善を常に図る姿勢が必要である。

また、他の教職員と共に、みんなで明るい職場の雰囲気をつくりあげ、学校という組織の中で温かい人間関係を保ちながら仕事を進めていきたい。

## 3 教 職 員 と 研 修

### 1 研修の意義

児童生徒は、教職員の指導力や情熱を敏感に見抜くものである。平素の学習指導や生徒指導上の問題の解決等に真剣に取り組んでいる教職員の姿が、児童生徒に及ぼす影響は極めて大きい。教育公務員は、次に示す通り一般公務員よりも強く研修の義務と権利が定められている。

- 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研修と修養に努めなければならない【教育公務員特例法第 21 条】
- 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない【同第 22 条 1 項】
- 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる【同第 22 条第 2 項】

上の第 22 条第 2 項により、教職員は研修を行う場合、職務専念義務（地方公務員法第 35 条）を免除される。

また、次のように法律で定められた研修があり、該当者に対して必ず実施されなければならないことになっている。

- 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、その採用の日から 1 年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。【教育公務員特例法第 23 条】
- 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、個々の能力適性等に応じて公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために、必要な事項に関する研修（以下「中堅教諭等資質向上研修」という。）を実施しなければならない。【同第 24 条（平成 28 年 11 月 28 日改正）】
- 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児（以下、「児童等」という。）に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（以下、「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。【同第 25 条の 2】

さらに、中央教育審議会の「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（平成 27 年 12 月）では、次のように求められる資質能力について示されている。

- ◆ これまで教員として不易とされてきた資質能力に加え、自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる力や、情報を適切に収集し、選択し、活用する能力や知識を有機的に結びつけ構造化する力などが必要である。
- ◆ アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、道徳教育の充実、小学校における外国語教育の早期化・教科化、ICTの活用、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応などの新たな課題に対応できる力量を高めることが必要である。
- ◆ 「チーム学校」の考えの下、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力の醸成が必要である。

### 2 人材育成の機会

教職員資質向上を図るための機会はさまざまである。人材育成の手段として、次の 3 つが挙

げられる。

(1) 校外研修 (Off-JT 「Off the Job Training」)

一般的な「集合型研修」のイメージであり、通常、あるテーマを設定して、講師やファシリテーターなどが中心となって行う講義や演習等を通して、研修のために集まった参加者が知識を習得したり、理解を深めたりする活動である。

教育センターや市町村教育委員会、教育研究団体等が開催する研修はこれに当たる。

(2) 校内人材育成 (OJT 「On the Job Training」)

校内における研修並びに管理職等による指導、同僚間による学び合い、教え合い等を通して職務遂行に必要な資質能力の向上を図ることである。会議資料の作成、業務に関する他への相談などもこれに含まれる。

教員に対してのアンケート調査や先行研究では、力量形成の契機として「校内の優れた先輩や指導者との出会い」「研究校への赴任」「研究授業」「教育実践上の経験」などが挙げられており、これらの契機のほとんどは学校内で提供されるものである。

すなわち、教職員の資質能力向上に最も影響を与える機会は、校内人材育成であると言ってよい。

(3) 自己啓発 (SD 「Self Development」)

教職員が課題意識を持って、様々な研修や研鑽に自ら励むことを示している。

教科における指導法の研究、研究会や学会等に参加したり、文献を読んだりすることなどが当てはまる。

以上の3つの要素が相互に関連して、教職員の人材育成は図られている。これらの機会を積極的にバランスよく機能させ、自ら研修を深めることが求められているのである。

### 3 研修の種類

「島根県教職員研修計画」では、県教育委員会が行う研修を次のように位置づけている。

**経験年数に応じた研修** 教職員研修の基幹として、教職員としての生涯にわたる研究と修養の観点に立ち、経験年数に応じて、専門職としての職務遂行に必要な知識・技能・態度を習得させるために行う新任教職員研修（初任者研修及び新規採用教職員研修）、フォローアップ研修、及び教職経験者研修。

**職務研修** 職務遂行上必要な知識・技能の習得や校内のリーダーとしての自覚の向上等を目的として、職務や校務分掌上の公務に応じて受講すべき研修。

**管理職等研修** 各学校の管理職等に対して学校運営上必要な知識・技能の習得及び自覚等を目的として行う研修。

**テーマ研修** 社会の変化に対応するための教育課題や、県教育委員会の喫緊教育課題を解決するために行う研修。

**能力開発研修** 社会の変化に対応した教育を行うために、教職員が自発的に参加し、資質能力の向上を図る研修。

その他、県教育委員会が参加者を指定したり推薦したりする派遣研修や、学校や教育研究団体・市町村教育委員会等が実施する研修など、さまざまな形態で行われている。それぞれ自己の研修の目的を明確にして、積極的意欲的に研修に臨むことが大切である。

# 第3章

## 学校の教育活動の 計画と組織運営

# 1 教育課程

## 1 教育課程の捉え方

「教育課程」は、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である。

各学校は、まず自校の教育によってどのような児童生徒を育成しようとするのかを明らかにし、学校教育目標を設定し、その具現化を目指して教育効果の高い教育課程を編成することが大切である。教育課程の見直しを行う際は、学校評価等を活用することが必要である。

## 2 学習指導要領

学習指導要領は、全国的に一定の教育水準を確保するなどの観点から、各学校が編成する教育課程の基準として、学校教育法等の法令に基づき各教科の目標や内容を文部科学大臣が告示として定めているものであり、法的拘束力がある。

学習指導要領には、小・中学校等の義務教育諸学校においてすべての児童生徒に対して指導すべき内容が、高等学校等については該当科目を履修するすべての生徒に対して指導すべき内容が、それぞれ示されているが各学校においては、まずは児童生徒に学習指導要領の各教科等及び各学年等に示された内容の確実な定着を図ることが求められる。各学校は、この指導を十分に行った上で、特に必要がある場合には、児童生徒の実態に応じ、学習指導要領に示されていない内容を加えて指導することができる。

平成 28 年 12 月、中央教育審議会は「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策について」（答申）をとりまとめた。本答申は、新しい学習指導要領等の姿とその理念の実現のために必要な方策等を示したものである。新しい学習指導要領は、小学校は平成 32 年度、中学校は平成 33 年度から全面実施、高等学校は平成 34 年度から年次進行で実施となる。これからの教育課程の円滑な実施に向けて、その趣旨の理解に努めることが望まれる。

## 3 教育課程の編成・実施に当たって

第 2 期しまね教育ビジョン 21 は、平成 26 年度から 5 年間の教育方針を定めたものである。「島根を愛し 世界を志す 心豊かな人づくり」を基本理念とし、教育目標としては「向かっていく学力」「広がっていく社会力」「高まっていく人間力」を掲げている。

また、しまねの学力育成推進プランは、第 2 期しまね教育ビジョン 21 で示す施策「学力の育成」等を具体的に推進するために策定されたものである。

教育課程の編成・実施に当たっては、学習指導要領（解説）の他、この第 2 期しまね教育ビジョン 21、しまねの学力育成推進プラン等を踏まえることが大切である。

〔参考資料〕

- 「平成 29 年度 各教科等の指導の重点」（平成 29 年島根県教育委員会）
- 「小学校・中学校教育課程の編成・実施の手引」（平成 22 年 3 月島根県教育委員会）
- 「学習評価を生かした授業改善、授業づくりのためのハンドブック」
  - 【小学校】 【中学校】（平成 23 年 3 月、24 年 3 月島根県教育委員会）
- 「言語活動の充実に関する指導事例集」
  - 【小学校版】 【中学校版】（平成 23 年文部科学省）
  - 【高等学校版】（平成 24 年文部科学省）
- 「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」
  - 【小学校版】 【中学校版】（平成 23 年国立教育政策研究所）
  - 【高等学校 各教科】（平成 24 年国立教育政策研究所）
- 「高等学校教育課程編成の手引」（平成 22 年 9 月島根県教育委員会）
- 「特別支援教育ハンドブック」（平成 23 年 3 月島根県教育委員会）

## 2 児童（生徒）指導要録と通信票

### 1 児童（生徒）指導要録

児童（生徒）指導要録（以下「指導要録」という。）は、学校が備え付けなければならない表簿の1つで、校長が作成義務を負っている。児童生徒の学籍と指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿であり、各学校で学習評価を計画的に進めていくうえで重要な表簿である。したがって、その作成、取扱いに当たっては、特に慎重を期さなければならない。

#### ① 証明機能

指導要録は、社会的・公共的性格をもつ法規的な学籍の証明であり、入学・転学・卒業等の証明機能をもっている。

#### ② 指導機能

指導要録は、担任する児童生徒の学業・性格・行動等について、過去の情報を得て指導の効果をあげるとともに、それら過去の評価情報に現在の評価情報を累加記録し、その累加記録によって、将来、その児童生徒に対する指導の効果を高めるという機能をもっている。

#### ③ 記入・取扱いの留意点

ア 記入は正確にし、変更や抹消、訂正がある場合には必要に応じて訂正者の私印を押すこと。

イ 部外秘として慎重に取り扱い、外部からの問い合わせに対しては、守秘義務に留意し管理職が対応することが望ましい。

ウ 指導要録、及び転入学の際送付を受けた写しのうち、様式1（学籍に関する記録）は20年間、様式2（指導に関する記録）は5年間保存し、保存期間終了後は適切に廃棄する。

### 2 通信票

通信票（通知表・連絡票など）は、法定表簿ではなく、児童生徒の平素の学習状況やその結果、生活の様子などの状況を定期的に保護者に伝え、学校と家庭との連携協力に役立てようとするものである。したがって、指導要録とはその性格や機能が異なっており、指導要録の内容を通信票にそのまま書き写すことは望ましいとは言えない。

通信票は、学校によってその様式や内容はさまざまであるが、児童生徒への指導や家庭との連絡の重要な資料となるものであり、児童生徒や家庭の関心は大変高い。そのため、適切かつ効果的な情報提供が必要であり、記入に当たっては、次のような点に留意する必要がある。

① 児童生徒に対する励ましや、児童生徒や保護者が希望をもつような記述であること。

② 個人のよさや能力の可能性を見いだすような表現を工夫すること。

③ 所見は、教科の評価のみにとらわれず、さまざまな観点から記述するようにすること。

④ 記載内容は、家庭における指導の手がかりにもなるよう心がけること。

⑤ 専門的な用語を避け、簡潔で理解しやすい表現を用いること。

⑥ 記述した事柄については、その根拠が示せるようにしておくこと。

# 3 学級経営

## 1 学級経営の基本

学級経営とは「教育目標の実現をめざして、よりよい集団としての学級をつくっていかこうとするすべての教育活動及び教育的配慮である」といわれる。

すなわち、学級の児童生徒の各教科の指導、道徳、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間、特別活動の指導と、教育の効果を上げるための諸条件（児童生徒理解、問題行動に対する対応、教室環境づくり、学級事務、保護者との連携等）を整備する極めて広範な内容をもつ業務である。

このような多岐にわたる学級経営を進める際に、その基本と考えられることについて以下に示す。

### (1) 児童生徒理解を基盤とする学級経営

「生徒指導は児童生徒理解に始まる」といわれているように、生徒指導では児童生徒理解の重要性が説かれているが、学級経営も確かな児童生徒理解を基盤として進めていかなければならない。児童生徒理解は、観察、諸検査、日記、面談等いろいろな方法によって進めることになるが、何よりも教員と児童生徒の日常のふれ合いを基盤として行うことが大切である。授業時間はもちろんのこと、休憩時間等の会話の中で、また、教員と児童生徒がともに清掃活動や勤労体験的な活動等をする中で、児童生徒の様々な姿を発見したり、より具体的に児童生徒を理解したりすることができる。児童生徒理解は、児童生徒とともに活動し、受容的な態度で接していく中で深められていくものであり、これが学級経営の大きな基盤となる。

### (2) 信頼関係の上に成り立つ学級経営

担任は、児童生徒一人一人にとって居場所があり、安心して過ごせる学級経営を目指さなければならない。

そのためにまず担任は、児童生徒との信頼関係を築く必要がある。

担任と児童生徒との間に信頼関係が成り立っていないと、担任の指導が正しいことであっても、児童生徒の心に響いていかない。担任との信頼関係を支えとして、児童生徒は安心して自らよりよい生活をつくっていかこうとする自主的な活動に取り組むことができるし、自らの希望や目標に向かって意欲的に活動していかこうとすることができる。

そして、担任は、児童生徒同士が好ましい人間関係を築いていく土壌を培い、児童生徒同士が互いに理解し、お互いの存在を認め合えるよう、また心の通った人間関係を育むためにはたらきかけを行っていく必要がある。そのことが、よりよい学級集団をつくることにもつながっていく。

### (3) 新鮮で整えられた教室経営を大切にする学級経営

教室は、児童生徒にとって毎日の生活の場であり、望ましい生活習慣の確立、学習意欲の喚起、情緒の安定等に大きく作用する場所である。そのために、

- ① 学習と生活の場としての教室経営
- ② 安全と健康に留意するとともに、心の安らぐ教室経営

③ 創造性を刺激するとともに、楽しさの満ちあふれる教室経営等に留意するように努めなければならない。

(4) 他学級との連携を大切にした学級経営

「自分の学級さえよくなれば……」というような閉鎖的で自己中心的な学級経営であってはならない。学校経営、学年経営の方針にもとづき、学級間の連携を密にして協力し合い、他の学級のよい点を学ぶとともに、自分の学級のよい面は積極的に紹介して、お互いの学級経営がよりよいものになるように努めなければならない。

(5) 迅速・的確な学級事務処理

学級事務には ①公簿の記入整理と保管（指導要録、出席簿、健康診断票等） ②報告文書の処理 ③学級備品の管理 ④学級会計 ⑤指導事務（学級経営案、週案等）など内容は多岐にわたる。そのため、その事務処理にあたっては合理化、能率化を図る工夫をする。金銭の取り扱いについては適正に行い、教員としての信用を失墜するような行為があってはならない。

## 2 学級経営案の作成と活用

学級経営案は、学校や学年の経営方針を踏まえ、学級担任が作成する学級経営の計画書である。その作成に当たって、学級担任は学級の実態に応じた明確な目標を設定する等、具体的で実践可能な計画にすることが大切である。

(1) 学級経営案の項目例

①学校教育目標 ②学年の重点目標 ③学級の指導目標 ④学級の実態（男女別在籍数、学習活動、性格・行動、家庭環境、特に配慮が必要な児童生徒等） ⑤指導の重点（教室経営、学習指導、生活指導、健康教育、人権・同和教育等） ⑥家庭との連携 ⑦年間計画 ⑧実践の反省 等

(2) 学級経営案を作成するための資料収集

- ① 学校の経営方針（学校の教育目標・経営方針、経営の重点 等）
- ② 学校の教育計画（教育課程、年間行事計画、年間指導計画 等）
- ③ 児童生徒の実態

- ・ 指導要録や、健康診断票等から、各教科・特別活動等の学習の様子、性格・行動の様子、健康の状態、出欠の状況等を把握する。
- ・ 日常の観察や日記等から、児童生徒の内面や人間関係をつかむ。
- ・ 保護者との面談等から、児童生徒の家庭、地域社会における様子を把握する。

(3) 学級経営案の活用と改善

学級経営案は学級経営の計画であり、作成後、常に活用し、その改善を図ることが大切である。計画がどのように進んでいるかを折にふれて評価し、改善を加えながら学級経営の充実に資することが重要である。

### 3 学級と家庭との連携

一人一人の児童生徒が学校生活において学力や社会性を伸ばしたり、個々のもつ課題を自ら解決したりして成長していくためには、家庭との連携が不可欠である。学級担任は、平素から、保護者の学校教育に対する関心や理解が深まるよう努めるとともに、保護者が、学校や学級担任に対してどんな指導を期待し、我が子のどのような成長を願っているかを把握するよう努めなくてはならない。

そのためには、相互の意思疎通を図り、信頼と協力関係を確立しておく必要がある。

生徒指導上の事案や事故等の問題が発生した際は、早期に対応し、保護者の思いを受けとめながら誠意をもって対応することが大切である。

#### (1) 授業公開や保護者懇談

授業公開や保護者懇談は、学校や担任の考えを理解してもらう大切な機会であり、以下の点に留意しながら進めていく必要がある。

- ・ 教室環境の整備や授業について、保護者が、学習内容や学習状況を観察しやすいように工夫し、正しい理解が得られるように努める。
- ・ 懇談会においては、多くの保護者に共通する話題を事前に検討し、準備しておいたり、保護者同士が安心して語り合えるように配慮したりする。
- ・ 開催日、時刻等をよく検討して保護者が出席しやすいように工夫する。
- ・ 欠席した保護者には、懇談会の概要を伝えるようにする。

なお、次項については、学校としての考えを保護者に伝えていく必要が生じる場合がある。

- ・ 家庭での児童生徒のしつけや生活指導について（基本的な生活習慣の育成、手伝い、読書、学習、テレビゲーム等の遊び、情報モラル 等）
- ・ 人権・同和教育に対する理解について

#### (2) 家庭への連絡

直接的な方法（保護者面談、授業公開、学校行事への参加、家庭訪問、電話連絡等）や間接的な方法（学級通信、学校だより、通信簿、連絡ノート等）により、家庭と学校が相互の情報を適切に伝え合うようにする。

〈家庭への連絡事項例〉

- ・ 学校や学級の経営方針について
- ・ 学校行事、学級活動等について
- ・ 児童生徒の学校での学習や生活の様子について（問題が発生したときだけでなく、日頃から児童生徒の良さについても連絡することでよりよい関係づくりにつながる）
- ・ 学習内容、進度、学習方法のあらましについて
- ・ 家庭学習の取り組み方について
- ・ 心身の健康にかかわることについて
- ・ 休日、休業日の過ごし方及び校外生活について
- ・ 情報モラルについて 等

#### (3) 家庭訪問

訪問に当たっては、保護者との信頼関係を十分深めることが重要である。訪問によって、学校に対する保護者の願いや考えを聞き、また、児童生徒の生育歴、日常習慣、家庭学習、交友状況、遊びの傾向等、教育上配慮を要することがらについて把握する。

## 4 日常の指導

### (1) 朝の会・終わりの会（朝礼・終礼）

朝の会・終わりの会は、教育活動の中に位置付けられるものである。これらの時間は学校によって異なるが、10～15分間程度であり、円滑な運営が必要である。朝の会の内容としては、「朝のあいさつ」、「健康観察」、「係からの伝達」、「日程の確認」、「学級担任からの連絡」等が考えられる。

また、集金事務がある場合は、児童生徒が長時間金銭を所持していることがないように能率的な集金方法を工夫して、その取扱いについては十分注意する必要がある。

終わりの会の内容としては、「一日の振り返り」、「学習や生活等についての反省」、「翌日の連絡」等を行ったりすることが考えられる。また、下校途中の危険防止についての交通安全指導や帰宅後の過ごし方についての指導も大切である。

朝の会・終わりの会は、児童生徒の実態を把握したり、生活の指導を行ったりするのに適した場であるが、児童生徒の人間関係を深めたり、主体的な活動を育んだりする場としても適している。内容や会の進め方については、十分配慮した上で、児童生徒にゆだねることも有効である。

また、朝の会・終わりの会は、学級担任と児童生徒との心の交流のための重要な場でもある。学級経営上の大切な時間であるという認識をもち、創意工夫し、充実した時間を積み重ねることが大切である。

### (2) 給食指導

学校給食の指導は、主として給食時に行うことになるが、学級活動の時間でも取り上げて、計画的に指導することが大切である。

小学校においては、食育の観点をふまえ、楽しく食事をする事、健康によい食事のとり方、給食時の清潔、食事環境の整備等望ましい食習慣の形成を図るとともに、望ましい人間関係の形成を図る。

中学校においては、生徒の実態に即して、小学校における指導によって形成された基本的な習慣や態度を更に発展させる。健康と食習慣、食事のマナーと楽しさ、バランスのとれた食生活等について指導し、生涯にわたって自己の健康に配慮した食生活が営めるようにする。

### (3) 清掃指導

清掃活動は、児童生徒に教室等の身近な環境の整備に関心をもたせ、清潔で落ち着いた環境をつくる態度と習慣を養うとともに、集団活動を通して、協力・責任・奉仕等の好ましい社会的態度を育成しようとするものである。また児童生徒とふれ合う中で、児童生徒理解が深まる。清掃時には、指導担当区域に行き、児童生徒と一緒に活動することが大切である。

# 4 学校評価

## 1 学校評価の目的

学校評価は、以下の3つを目的として実施するものであり、これにより子どもたちがより良い学校生活を送ることができるよう、学校運営の改善と発展を目指すための取組である。

- ① 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
  - ② 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
  - ③ 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保障し、その向上を図ること。
- （「学校評価ガイドライン」〔改訂〕文部科学省、平成22年7月より抜粋）

## 2 学校評価と情報提供に関する規定

学校評価については、平成19年6月の学校教育法、同年10月の学校教育法施行規則の改正により、次のように規定されている。

- 学校教育法施行規則（平成19年12月施行）
- 第66条** 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。
- 第67条** 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。
- 第68条** 小学校は、第66条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。
- ※幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

## 3 学校評価の種類・位置付けとPDCAサイクルに基づいた学校評価システム

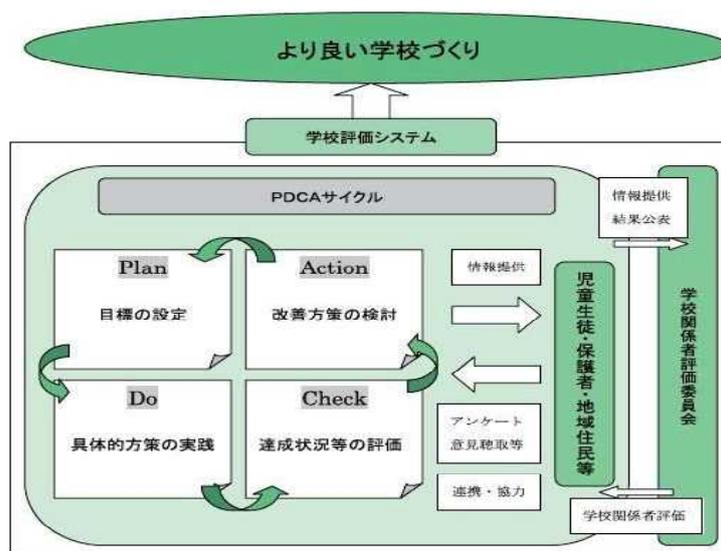
学校評価の具体的な進め方については、「学校評価ガイドライン」〔改訂〕（文部科学省 平成22年7月）や「信頼・協働 ひとみ輝く学校づくり 学校評価ガイドブック」（島根県教育委員会 平成20年4月）、リーフレット「信頼・協働 ひとみ輝く 笑顔あふれる 学校づくり」（学校評価を子どもたちのために）（島根県教育委員会 平成21年3月）を参照し、全教職員が関わることができるような組織としての評価システムを確立することが大切である。

学校評価の種類・位置付けは右表のようになっている。島根県内の学校関係者評価実施率は小学校で99%、中学校で約98%（平成27年度教育課程状況調査報告書より）、県立学校で100%となっている。

	実 施	公 表	設置者への報告
<b>自己評価</b>	義 務	義 務	義 務
<b>学校関係者評価</b>	努力義務	努力義務	実施した場合義務
<b>第三者評価</b>	（特段の規定はありません。）		

「信頼・協働ひとみ輝く学校づくり」より

学校評価は、PDCAのそれぞれの段階が互いに関連しながらサイクルとして機能していくことが大切である。また、子どもや保護者、地域住民等の意見を学校の目標や方策に反映させるとともに、学校関係者評価を学校と保護者・地域住民とをつなぐコミュニケーション・ツールとして活用し、保護者、地域住民等と連携協力した学校づくりを推進していくことが重要である。



「信頼・協働 ひとみ輝く 笑顔あふれる 学校づくり」(学校評価を子どもたちのために) より

#### 4 手段としての学校評価

(1) 学校評価は手段（ツール）であり、それ自体が目的ではない

① 学校経営の改善による教育水準の向上を図るための手段。

② 学校関係者の適切な学校運営の参画を促し、開かれた学校づくりを行う（コミュニケーションツール）。

(2) 過剰な負担なく、実施効果の高い評価を心がける

過剰な負担はマイナス。全教職員が「やって意味があった」と思えるような評価の仕組みづくりが大事。

(3) 日常的な学校情報の整理・活用がカギ

自己評価で収集する学校情報は教職員や保護者のアンケートだけではない。学力調査や定期テスト、体力テスト等の結果など多様なデータをどのように使うかがポイント。

(4) 組織としての評価システムを確立する

全教職員が評価に関わるように、学校評価における目標と教職員の目標を系統化する。

参考：平成25年度学校評価指導者養成研修関係資料、平成25年度学校評価フォーラム資料

#### 5 実効性の高い学校評価の推進

島根県内において、多くの学校で学校評価の形が整いつつある。今後は、より実効性の高い学校評価を行っていくことが求められる。

「実効性の高い学校評価」とは

「学校、学校関係者及び設置者のそれぞれにとって、学校運営の改善や教育水準の向上、子どもの成長につながっているという有用感のある取組」

(「学校評価の在り方に関するWG報告」文部科学省 平成24年3月 より抜粋)

##### 【基本的考え方】

- 学校評価を、教育活動その他の学校運営の改善のための組織的な取組により進める。
- 学校評価の実施や学校からの情報提供を学校と地域の人々との関係づくりととらえて、積極的に進める。
- 設置者や国は、全ての学校において実効性の高い学校評価が行われるよう支援する。

[参考] 「信頼・協働 ひとみ輝く学校づくり 学校評価ガイドブック」(島根県教育委員会 平成20年3月)

## 5 学校マネジメント

### 1 学校マネジメントとは

マネジメントとは「組織や職場の目標を達成するために、ひと、もの、かね、時間、情報などの経営資源を効果的に活用すること」である。また、組織マネジメントとは「組織が目的に向かって、持っている各種資源を開発・活用し適切な活動を行うこと、また効率的・効果的に動くために、資源を統合し調整すること」といわれている。これらのことを学校にあてはめたのが「学校マネジメント」である。つまり、学校マネジメントとは「学校の有している能力・資源を開発・活用し、学校に関与する人たちのニーズに適応させながら、学校教育目標を達成していく過程（活動）」である。

今の学校には、社会の急激な変化などにより、学力向上や規範意識の涵養、いじめや不登校などへの対応、特別支援教育の充実、リスクマネジメント等々、複雑かつ多様な教育課題がある。このような複雑化・多様化した課題の対応には、個人の努力だけでは限界があり、教職員が一体となった組織的な対応がこれまで以上に必要となっている。

マネジメントとは、リーダーシップを発揮したり、フォロワーシップを発揮したり、試行錯誤したり、行動し様子を見たり、チームを変革したり、といったコミュニケーションを中心とした対人間のプロセスでもある。特にリーダーシップはリーダーとフォロワーの相互作用によって発揮されるものであり、全員がよきリーダー・フォロワーになる必要がある。そこで、これまで主に管理職対象であった「学校組織マネジメント」を、すべての教職員対象に拡大し、あらたに「学校マネジメント」としている。

### 2 マネジメントの種類

管理職を含めたすべての教職員による学校のマネジメント構造を改めて吟味した結果、学校経営だけでなく、学級や教科、学年部や校務分掌など学校運営を担う様々なチーム単位のマネジメントや、保護者や地域との連携といった対外的なマネジメントなどを含めた多様なマネジメントの総体が「学校マネジメント」であり、それぞれの場面で教職員がマネジメントの機能を果たしている。このマネジメントの種類と対象を分類すると次のようになる。

マネジメントの種類	マネジメントの対象
自己マネジメント self management	学級経営や担当する教科の授業経営等の、自分の仕事や自分の感情の成長を対象にしたマネジメント
組織マネジメント organization management	学年や主任、分掌等の組織や係りとして担当する仕事を対象にするマネジメント
機関マネジメント institution management	学校を一つの機関として見渡す観点から、学校全体を対象とするマネジメント
地域マネジメント region management	一つの学校という枠を超えて、いくつかの学校や連携する機関を一つの組織体とみなして、その全体を対象とするマネジメント

戦略マネジメント strategy management	上記の全てに共通する、ミッション（使命・存在価値）やビジョンを明確化し、その実現のために目標設定やかじ取りを行う思考様式や仕事のしかた
---------------------------------	---

### 3 学校マネジメントの実際

管理職が行う学校マネジメントはおよそ次の①～⑤である。

- ①学校や地域の実態・課題を把握し、その解決のための学校経営方針や学校教育目標を設定する。
- ②学校経営方針や学校教育目標を教職員に理解させ、保護者や地域に説明する。
- ③教職員の資質能力の向上を図る。
- ④組織的な教育活動を実現し、学校教育目標を達成する。
- ⑤教育活動を評価し、学校経営方針や学校教育目標の修正・改善につなげる。

一方、教職員は、管理職が設定した学校経営方針や学校教育目標を理解した上で、それに沿った自己目標を設定し動くことになる。これにより、校内の様々な教育活動は組織的で意味のあるものとなる。教職員は、学校マネジメントにおける過程でPlan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返す、いわゆるPDCAサイクルを回すことにより自己目標を達成し、教育活動全体の質的な充実につながっていくのである。それは、管理職との、またはチーム内での衝突と葛藤の過程でもあり、コミュニケーションのあり方が目標達成に大きく影響してくる。

自己目標達成のためには、自己の課題をオープンにして援助を求める勇気や責任感と主体性を持ち学校をより良いものにしようという意志、自分の考えを他者に伝えようとする勇気が必要である。そうした行動を取るうえでは、自分のありようを見つめて自己の資質能力を高める努力が不可欠である。そういった努力をする教職員だからこそ、周りを巻き込むことができるのである。

[参考]

採用10年目までに学んでおきたい「学校マネジメント研修」テキスト[ダイジェスト版]

…(株)学習調査エデュフロント(2013.3月)

学校組織マネジメント指導者養成研修(配布資料)

…浅野 良一(兵庫教育大学大学院)

## 6 カリキュラム・マネジメント

### 1 カリキュラム・マネジメントとは

カリキュラム・マネジメントとは、「各学校が、学校の教育目標をよりよく達成するために、組織としてカリキュラムを創り、動かし、変えていく、継続的かつ発展的な、課題解決の営み」である。「カリキュラム（教育計画および日々の授業、それらの評価・改善）を通して行う学校づくり」といってもよい。

学校としての課題を発見し、日々、一步でも改善するべく、組織で課題解決に取り組む発想がカリキュラム・マネジメントの前提である。その際、学校教育活動と学校経営活動とを別個にとらえるのではなく、対応させてとらえるところに特徴がある。

なお、「教育課程」ではなく、「カリキュラム」の語が用いられるのは、「教育課程」＝「教育計画」の意味でとらえられる傾向にあるためである。それに対し「カリキュラム」という語は、教育計画だけではなく「授業で何を教えたか」や「子どもが何を学んだか」も含む概念であり、より広い面から教育活動の継続的な評価・改善を重視する考え方に基づいて用いられている。

また、「カリキュラム・マネジメント」は次の側面から捉えることができる。

- ① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと
- ② 教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること
- ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること
- ④ 学校の使命や目的を見据え、子供や学校の実態や課題を明確化し、具体的な教育目標とそれに基づく教育課程の編成方針を策定し、これらに関係者と共有すること
- ⑤ ①～④の各側面に、教員はもとより他の職員、保護者や地域住民その他の関係者、児童生徒等の、当事者としての各立場に応じた積極的な関与を得て、前向きな学校文化を構築し、教育活動の推進力とすること

※①～③は「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日 中央教育審議会）より

④、⑤は平成28年度カリキュラム・マネジメント指導者養成研修配布資料 田村知子（岐阜大学大学院）より

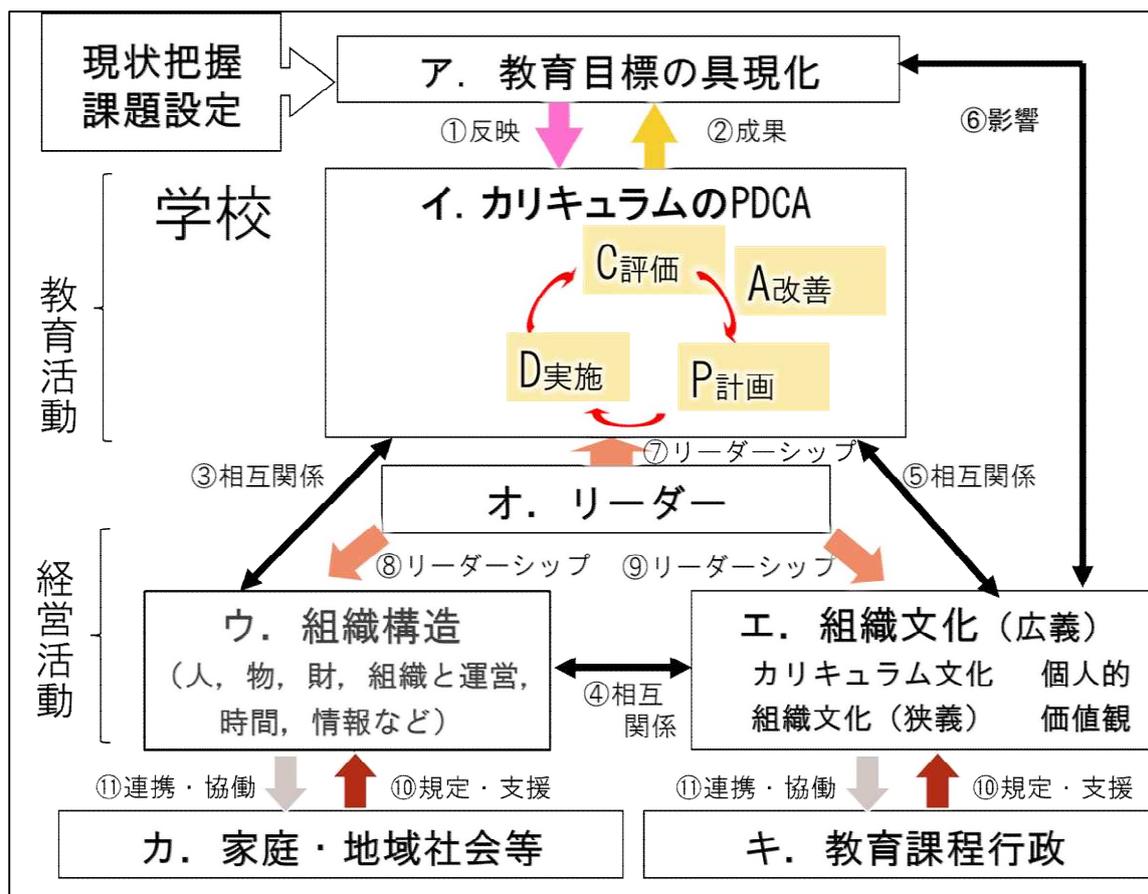
### 2 カリキュラム・マネジメントの全体像

次頁の図は、カリキュラム・マネジメントの全体像をモデル化して表したものである。カリキュラム・マネジメントを進める上では、次の4つの視点が大切になってくる。

- ① 学校は子どもたちの「どんな成長」をめざし、どこまで実現するのか（図中ア）
- ② そのためにどんなカリキュラムをつくるのか（イ）
- ③ 教職員はどのように協働するのか、組織はどうするのか（ウ、エ、オ）
- ④ 保護者、地域住民、行政とはどのように連携・協働するのか（カ、キ）

これらの視点をもとに、学校内外の関係者で学校の課題や目標、方法論を共有化し、協同してよ

りよい実践を目指すことが大切である。



田村知子編「カリキュラムマネジメントを促進する教員研修の企画・運営ガイド」より

### 3 カリキュラム・マネジメントの基本的な方法

「カリキュラム・マネジメント」の基本的な方法はおよそ次の a～f の通りである。

- a) 学校課題と教育目標を明らかにして共有化を図る（前述の側面①）  
（改善は重要だが、取組を継続・発展させることも重要）
- b) 評価を核としたマネジメントサイクルをつくる（側面②）
- c) 教育内容・方法上の「連関性」を確保する（側面①）
- d) ①や③の手法として、カリキュラムに関わる各種文書（側面①④）  
（年間指導計画、週案、本時案、家庭学習の手引きなどの工夫により「見える化」を図る。  
ただし、作成することが目的とならないよう要注意）
- e) 組織運営上（学校内および学校外）の「協働性（協働体制と協働的な組織文化）」をつくる（側面①⑤）
- f) カリキュラムの計画段階や評価段階への参画の促進により、関係者の当事者性を高め、主体的な取組にする（側面⑤）  
（全員の主体的な関与を促すツールとして、ワークショップ型研修は有効）

参考：

- ・平成 28 年度カリキュラム・マネジメント指導者養成研修配付資料 田村知子（岐阜大学大学院）より
- ・平成 28 年度カリキュラム・マネジメント指導者養成研修配付資料 赤沢早人（奈良教育大学）より

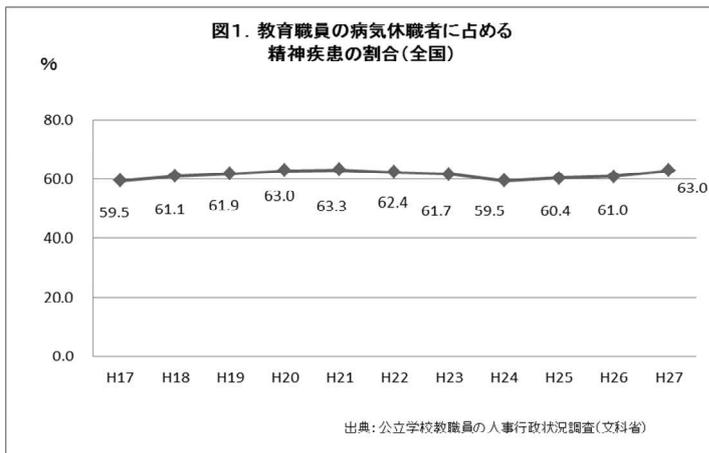
# 7 教職員のメンタルヘルス

メンタルヘルスとは、「こころの健康」のことである。業務の困難化や多忙化等でストレスを感じる事が多い中で、教職員が心身ともに健康で教育に携わることが重要である。

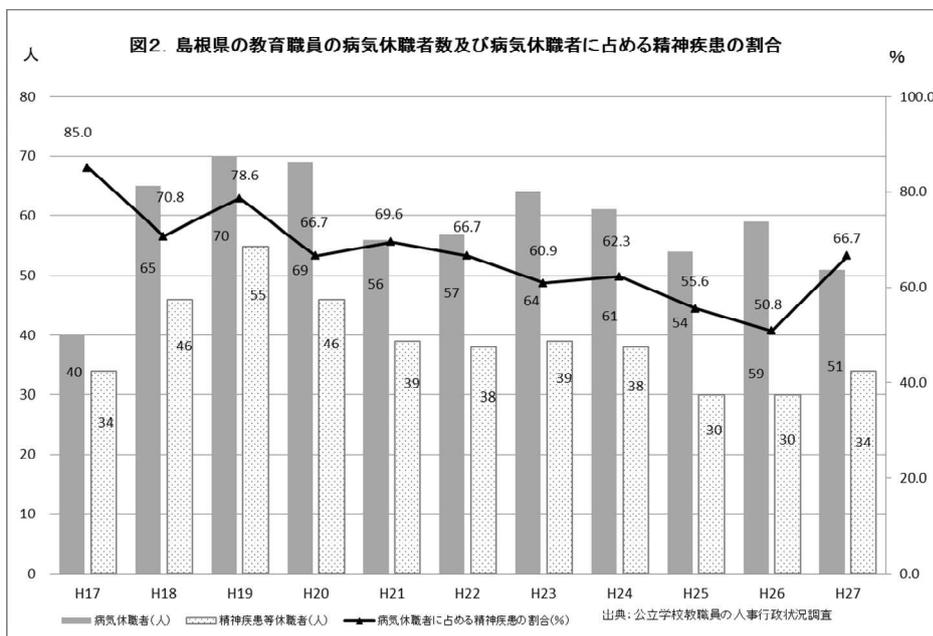
教職員一人一人がストレスや心の健康について理解し対処するとともに、組織として取り組む必要がある。

## 1 教職員のメンタルヘルスの現状と課題

公立学校教職員の人事行政状況調査結果（文科省）によると図1のとおり教育職員の病気休職者に占める精神疾患割合は依然として高い状況にある。島根県の状況についても、図2のとおり病



気休職者の約半数以上を占めており、メンタルヘルス対策は重要な課題である。労働安全衛生法の改正(平成27年12月1日施行)により、自身のストレスへの気付きを促し、職場環境改善につなげることにより、メンタルヘルス不調を未然に防止するストレスチェック制度が創設された。制度の実施に取組み、一次予防の充実を図る必要がある。



※H17年からH18年に休職者が増加しているのは、休職制度の変更による影響。

## 2 予防的取組

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成27年11月30日、労働者の心の健康の保持増進のための指針公示第6号）によれば、メンタルヘルスケアの基本的な考え方について、『ストレスの原因となる要因（以下「ストレス要因」という）は、仕事、職業生活、家庭、地域等に存在している。心の健康づくりは、労働者自身がストレスに気づき、これに対処する（セルフケア）の必要性を認識することが重要である。』としている。メンタルヘルス不調を未然に防止する「一次予防」及びメンタル不調を早期に発見し、適切な措置を行う「二次予防」及びメンタルヘルス不調となった労働者に職場復帰の支援等を行う「三次予防」が円滑に行われるようにする

必要があり、島根県教育委員会では、指針に示された4つのケアについて次のように推進している。

### ①セルフケア

ストレスや心の健康について理解し、自らのストレスを予防、軽減、対処するケア（管理監督者も含む）

#### 【内容】

- ・ストレスへの気づき
- ・ストレスへの対処
- ・自発的な相談

#### メンタルヘルス研修会

【対象】・全教職員対象研修（常勤講師等を含む）\*教職経験11年目研修者の選択研修と位置づけ  
【実施内容】セルフケアを中心とした内容で、精神科医師及び臨床心理士等による講演

心とからだの健康相談等の利用

各所属における職員研修

#### 【事業者が取り組むこと】

- ・セルフケアに関する教育研修・情報提供
- ・相談体制の整備
- ・セルフチェックを行う機会の提供

厚生労働省 HP「こころの耳」

（5分でできる職場のストレスチェック）等

公立学校共済組合本部 HP

「心のセルフチェックシステム（ストレスチェック）」

ストレスチェック制度の実施（H28年度～）年1回程度

### ②ラインによるケア

管理監督者が心の健康に関して職場環境等の改善や、部下に対する相談に対応するケア

#### 【内容】

- ・職場環境等の把握と改善
- ・部下からの相談対応

#### メンタルヘルスマネジメント研修

【対象】各所属で管理監督の立場にある者

【実施内容】ラインによるケアを推進するため、精神科医等による講演及び演習

#### 【事業者が取り組むこと】

- ・ラインによるケアに関する教育研修・情報提供
- （相談対応・職場復帰への支援等含む）

- ・職場復帰支援プログラム利用者への受け入れ体制の整備、利用者への支援

各所属の衛生委員会等での調査審議を受けた職場環境改善等

### ③事業場内産業保健スタッフ等によるケア

教職員健康管理センター等による心の健康づくり対策の推進と教職員及び管理監督者を支援するケア

#### 【内容】

- ・教職員及び管理監督者への支援
- ・事業場外資源とのネットワークの形成とその窓口相談

#### 心とからだの健康相談

① 専門カウンセラー（精神科医）による相談

【実施内容】1回/月、県内3カ所で開催（松江・出雲・浜田）

② 保健師による相談 随時の対応（来所・電話・E-mail等）

③ 臨床心理士による巡回相談（対象：県立学校）

#### 【事業者が取り組むこと】

- ・セルフケア及びラインによるケアの支援
- ・教育研修の企画・実施
- ・職場環境の評価と改善
- ・相談対応、保健指導等

職場復帰支援プログラム利用者への支援、関係機関との調整等

衛生管理者等研修会の開催

【実施内容】※所属のメンタルヘルスを推進するため講演等

### ④事業場外資源を利用したケア

事業場外の機関及び専門家を活用し、その支援を受けるケア

#### 【公立学校共済組合事業】

- ・教職員健康相談24/7・面談によるメンタルヘルス相談事業（民間の相談室紹介）（委託先：ティーパック）
- ・メンタルヘルス相談/心の悩みホットライン（公立学校共済組合中国中央病院）
- ・こころとカラダのリセットセミナー（公立学校共済組合島根支部）

### 3 復職支援

島根県教育委員会では「管理監督者のためのメンタルヘルスハンドブック」（平成17年3月）を作成し、管理監督者の役割を示すとともに、心の病気により長期に療養していた教育職員が円滑に職場復帰できるよう職場復帰支援プログラムを実施している。

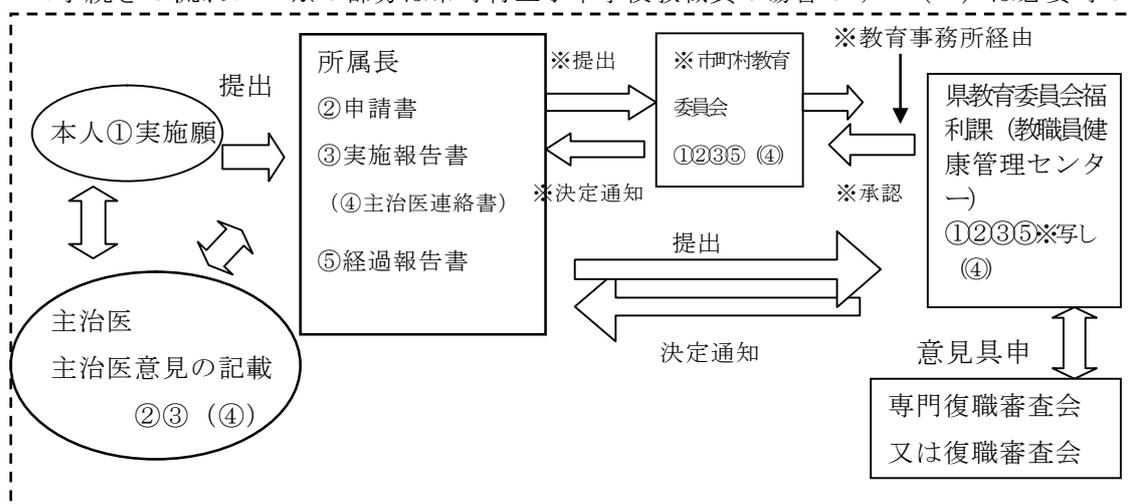
職場復帰支援プログラムは、本人からの希望に基づいて行っており、復職等のための必須ではない。

#### <職場復帰支援プログラムの実施と職場復帰までの流れ>

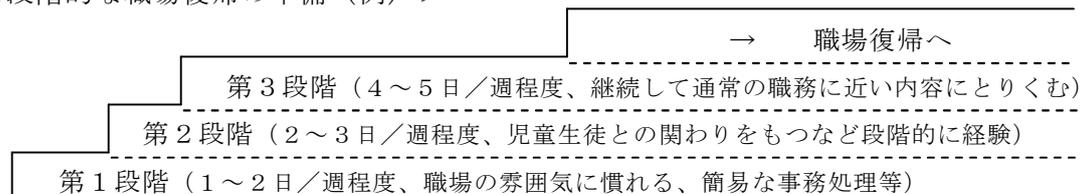
##### 病気休暇・休職中

- 1 所属長は、支援プログラムの概要について、本人、家族へ説明
- 2 主治医による職場復帰の可能的判断と本人の希望確認
- 3 支援プログラムの実施

<手続きの流れ> ※の部分は市町村立小中学校教職員の場合のみ ( ) は必要時のみ



#### <段階的な職場復帰の準備 (例)>



4 職場復帰の可否の判定 専門復職審査会又は復職審査会

5 最終的な職場復帰の可否に係る決定

分限処分所轄庁

- |   |                        |                 |   |         |
|---|------------------------|-----------------|---|---------|
| { | 県立学校教育職員               | →島根県教育委員会       | } | (学校企画課) |
|   | 市町村立小中学校教職員            | →島根県教育委員会       |   |         |
|   | 本庁・教育機関等の職員及び県立学校事務職員等 | →島根県教育委員会 (総務課) |   |         |

職 場 復 帰

# 8 危機管理

## 1 学校における危機管理

危機管理とは、生命や心身等に危害をもたらす様々な危険の防止に努めることであり、万が一、事件・事故が発生した場合には、被害を最小限に適切かつ迅速に対処することである。

### (1) 学校における危機管理

#### ① 学校における危機管理の目的

学校における危機管理の目的は、次の3項目に整理される。

- 児童生徒や教職員の命や身体を守り、安全を確保すること
- 児童生徒や保護者との信頼関係を保つこと
- 児童生徒の心理的動揺を防ぎ、学校を安定した状態にすること

#### ② 危機管理の取組

危機管理の取組は、事前・発生時・事後の3段階に分け具体的に示すことが大切である。

- 未然防止に向けた取組（事前の危機管理）
- 危機発生時の対応（発生時の危機管理）
- 対応の評価と再発防止に向けた取組（事後の危機管理）

### (2) 危機管理マニュアルの整備

#### ① 危機管理マニュアルへの記載事項

マニュアルの作成・見直しにあたっては、「学校危機管理の手引き」（島根県教育委員会平成26年9月）を踏まえるとともに、文部科学省等が作成したマニュアル等を参考にし、随時最新の情報に更新する。

その際、犯罪の発生状況等を含む学校や地域の安全に関する実態、児童生徒の実態、学校規模、地域の関係機関・団体などの協力体制、学校施設の状況等を考慮する。

#### ② 危機管理マニュアル作成上の留意

危機管理マニュアルの作成については、次の項目に考慮し具体的に示すことが重要である。

- 最悪の状況を想定すること
- 必要な対応、手順を明示すること
- 関係機関の連絡先を明示すること
- 関係機関等から助言を得ること
- 関係機関等との連携を図ること

#### ③ 危機管理の体制

学校の危機管理は、学校内外における学習時はもちろん、通学時、休憩時間、給食の時間、学校行事等における危機管理や、校長、教頭、あるいは安全担当の教職員が不在の場合の危機管理など、様々な場面を想定しておく必要がある。

#### ④ 危機発生時の対応

危機発生時の対応は、次の項目に従って組織的にかつ迅速に行うことが必要である。

##### ○ 冷静な初動対応

危機発生時、限られた時間・人員の中で、可能な限り客観的で正確な事実を把握するよう努め、最優先課題は何かを見極め、応急対応に取り組むなど、冷静な対応を心掛ける。

#### ○組織的な対応

校長のリーダーシップのもと、早急に危機管理の体制を確立し、必要な人員の確保、役割分担の明確化、適切な情報管理、児童生徒等への対応に努める。

#### ○記録の作成・保存

時系列で正確かつ詳細な記録の作成・保存を行う。

#### ○報道機関への対応

報道機関への対応は、説明する事実の整理、個人情報の保護、誠意ある対応が求められる。

#### ○心のケア

心の健康問題については、児童生徒の発達段階、危機発生時の状況の程度や危機が生じてからの時間経過によって、その内容と特徴に差がみられる。これらを正しく理解するとともに、学校と家庭が協力して専門家や専門機関等と連携を図りつつ、注意深く教育的な配慮を行っていく必要がある。

### (3) 対応の評価と再発防止に向けた取組

#### ①危機管理対応の評価

事態の収束後、危機発生時に行った対応について、作成した記録等から、評価・分析を行い、問題点、改善点を抽出する。

#### ②再発防止に向けた取組

評価・分析等によって得た問題点、要改善点等に基づき、再発防止策を検討する。

### (4) その他留意すべき事項

#### ①情報公開等への対応

学校の教育方針・教育活動などの情報を普段から保護者・地域に提供することは、学校に対する理解と協力を得るために、保護者・地域と共に問題解決に当たるためにも重要な取組である。

## 2 学校安全

学校安全上の危機管理に係る問題は、風水害・地震・火災・防犯など数多くの事案がある。これについての未然防止のポイントや発生時以降の対応のポイント及び情報収集等については、「学校危機管理の手引き」（平成26年9月）を参照されたい。この頁では、学校安全の基本的な内容や考え方について解説する。

### (1) 学校環境の安全管理

安全な環境を整える具体的な方策は、施設・設備等を改善するような物理的な環境整備や、児童生徒等の行動を規制するような人的あるいは社会的な環境整備などを多角的に考慮する必要がある。学校環境の安全管理の方法としては、安全点検の実施と改善措置が考えられる。

校舎内・園舎内の管理の対象としては、教室（保育室）、廊下、階段、便所、特別教室、体育館（遊戯室）等が考えられる。校舎外・園舎外では、運動場・園庭等、体育施設、運動用具等の倉庫、プール、足洗い場等が考えられる。

### (2) 学校生活の安全管理

学校生活の安全管理は、休憩時間、各教科等の学習時、クラブ活動等、学校行事、そ

の他学校におけるすべての教育活動を対象として、主に児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行うものである。

学校生活上の危機管理に関係する問題は、いじめ・暴力行為・自死予告（自死企図）・児童虐待・家出・人権に関わる事象などの事案がある。これについての未然防止のポイントや発生時以降の対応のポイント及び情報収集等については、「学校危機管理の手引き」（平成26年9月）を参照されたい。

### (3) 不審者侵入防止に関する安全管理

学校において児童生徒等の生命や安全を守ることは、すべての教育活動における基礎となり、また、その前提となる。このため、学校においては、保護者や警察等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図り、児童生徒が、危害を加えるおそれのある不審者等の侵入による犯罪の被害者とならないよう十分な対策を講じる必要がある。具体的には、学校や地域の実情等を考慮し、日常の安全確保、学校周辺や地域における侵入のおそれのある不審者等の情報がある場合の安全確保、不審者等の侵入の防止、校内や敷地内に侵入した場合の安全確保及び緊急の対応等について、多様な観点から対策を検討し、実施する必要がある。

### (4) 通学時の安全管理

学校においては、児童生徒等が、充実した学校生活を送るために、保護者や警察等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図り、通学時の安全を確保することは重要である。

具体的には、安全な通学路の設定、通学路による登下校の徹底、通学路の要注意箇所の把握・周知などを行う必要がある。

### (5) 事件・事故災害発生時の危機管理

学校の危機管理では体制づくりが重要であり、校長、副校長が責任者となり、校務分掌により安全を担当する教職員が中心となって活動できる体制を作り、教職員はそれぞれの状況に応じて平常時から役割を分担し、連携をとりながら活動を進めていく必要がある。

学校は、事件・事故災害発生時には迅速かつ適切に対応することが求められる。危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に沿って、危機管理責任者である校長（副校長）を中心に遺漏なく対応し、児童生徒等の安全を確実に確保し、速やかな状況把握、応急手当、被害の拡大の防止・軽減等を実施する。

### (6) 安全管理の評価

安全管理の対象や項目が変わったり、安全上の新たな問題が生じたりすることにより、現在の方法を改善する必要がある場合がある。また、人事異動により、教職員の安全管理に関する共通理解が低下することも考えられるため、安全管理に関する評価が必要となる。

### 3 学校保健・学校給食

学校給食・学校保健の危機管理のポイントは未然防止にある。

#### (1) 感染症や食中毒の発生

##### ① 児童生徒の健康観察

教職員は、日頃から連携して児童生徒の健康観察に努める。特に朝の健康観察は、感染症や食中毒などの集団発生状況を把握する機会となるため、全教職員がその意義と重要性を理解し、共通認識のもとに実施する。

ア) 欠席者及び遅刻者を把握し、その理由を確認する。

イ) 出席者については、教育活動中の体調の変化について健康観察を行う。

ウ) 健康観察の結果は記録用紙（健康観察表）に記入し、養護教諭に提出する。

##### ② 情報収集・緊急対応時の体制の整備

ア) 日頃から、感染症情報収集システムを活用するなどして、域内や近隣市町村の感染症の発生状況の情報収集に努める。

イ) 全ての保護者に対し、児童生徒が感染性の疾患や食中毒にかかったと判明した場合には早急に学校に連絡することを徹底する。

#### (2) 食物アレルギーの発生

##### ○食物アレルギーの発症が想定される場合

学校給食、食にかかわる行事、食事を伴う部活動や宿泊行事等、また、食物摂取後の運動（食物依存性運動誘発アナフィラキシー）

##### ① 児童生徒の実態把握

ア) 食物アレルギーの有無や程度、医療的管理状況等について、毎年保健調査等で把握する。

イ) 対応が必要な児童生徒には「学校生活管理指導表」の提出を求め、これに基づいて保護者と協議する。また、保護者の同意を得て児童生徒のアレルギー等の情報を教職員間で共有するとともに、校内対応委員会を設置・開催し、個別の取組プランを作成する。

##### ② 学校における管理

ア) 食物アレルギー発症時の対応について校内で協議し、教職員間で共有する。（症状の確認、校内体制、応急手当、緊急時連絡先の確認等）

イ) 「学校生活管理指導表」は緊急時に教職員の誰もが閲覧できるように一括して管理する。

ウ) 教職員は研修などを通して、食物アレルギーやアナフィラキシー等の基本的事項、心肺蘇生（AEDの使用を含む）、エピペン®の使用法、応急手当について知識や手技などを習得しておく。

エ) 担任等による献立の確認事項及び、食事の配膳やおかわりの際の留意事項について、教職員全員に周知する。

### ③ 連絡体制の整備

- ア) 学校・調理場・家庭の連携体制を強化するとともに、実効性のある校内対応委員会を組織する。
- イ) 保護者からは個別面談等により、児童生徒のアレルギーの状態について最新の情報を得るようにし、主治医の指示内容により必要があるときには校内対応について見直しを行う。
- ウ) 入学前及び転入前の通園施設や学校との連携をとる。
- エ) エピペン<sup>®</sup>を処方されている児童生徒がいる場合には、保護者の同意を得たうえで、事前に地域の消防機関に当該児童生徒の情報提供をし、迅速な対処や搬送のための体制をつくる等、日頃から地域の関係機関と連携する。

### ④ 情報提供

日頃から各種通信（学校便り、保健便り、給食便り等）を通じ、保護者に食物アレルギーやアナフィラキシーに関する情報を提供する。

※参考：「島根県食物アレルギー対応ハンドブック」（平成28年2月島根県教育委員会）

## (3) 学校給食への異物（危険な異物）混入

### ○危険な異物

金属類、ガラス、石、薬品など児童生徒へ健康被害を与える危険性が高い異物または異臭の場合

### ① 学校等における危機管理体制の確立

- ア) 校長は学校給食での異物混入を想定し、校内体制を確立しておく。
- イ) 調理場の施設長は、調理場での異物混入を想定し、その原因等を分析して防止する方法を考える体制を作っておく。
- ウ) 栄養教諭・学校栄養士、給食調理員の研修に異物混入に関する内容を取り入れ、対策に関する具体的な知識の習得を図る。

### ② 連絡体制の整備

異物混入の判明時期としては、ア) 配送前、イ) 配送後調理場での検食時、ウ) 各学校での検食時、エ) 各学級での配食時、オ) 喫食時等が考えられるため、それぞれに対応できる連絡体制を整備し、できるだけ早急に連絡できるようにしておく。

### ③ 検食の事前実施の徹底

学校では、責任者（校長等）が、原則児童生徒の給食30分前までに検食を行い、結果を記録する。

### ④ 調理場での日常点検の徹底

- ア) 食材の納入時の立ち会い及び検収を徹底する。
- イ) 調理過程での異物混入を防止するため、使用する機械・器具類、ビニール袋の切片等の使用前後の点検等を実施して結果を記録し、異物混入が起きないように最善を尽くす。また、食中毒予防の観点からも日常の衛生管理を徹底し、害虫・頭髪等の混入についても予防する。
- ウ) 調理後配送までの管理を徹底する。

学校保健・学校給食の危機発生時は、校内の危機管理マニュアルに基づき、①情報の把握とその対応、②処置・報告、③児童生徒・保護者への連絡等を行う。

※参考：「学校危機管理の手引（改訂版）」（平成26年9月 島根県教育委員会）

## 4 教職員における危機管理

以下のような事案が発生しないよう未然防止に努めるとともに、発生時の対応についても共通理解しておくことが重要である。（詳細は『学校危機管理の手引き』参照）

### (1) 体罰

#### ① 未然防止のポイント

- ア 体罰根絶の徹底 人権尊重の教育の重要性について、研修会等を通じて十分に認識を深める。
- イ 協力体制の確立 学校全体として体罰を戒め合う雰囲気をつくる。
- ウ 法的責任の認識 学校事故において教職員が責任を問われることがあることを認識する。

#### ② 関係通知等

- ア 学校教育法第11条（体罰の定義）
- イ 文部科学省通知（文科初第1269号通知）

#### ③ 体罰発生時の対応

- ア 管理職への報告
- イ 負傷児童生徒の救護
- ウ 保護者への連絡
- エ 再発防止

### (2) 教職員の交通事故

#### ① 未然防止のポイント

- ア 教育公務員としての自覚の高揚

#### ② 関係法令等

- ア 地公法第32条（法令及び職務上の命令に従う義務）
- イ 地公法第33条（信用失墜行為の禁止）

#### ③ 教職員の交通事故発生時の対応

- ア 負傷者の救護
- イ 管理職への報告
- ウ 警察への届出
- エ 相手方への対応

### (3) 個人情報の管理上のトラブル

#### ① 未然防止のポイント

- ア 個人情報の管理に関する教職員の意識向上
- イ 諸帳簿の取扱いに関する規定の整備
- ウ 電子情報の管理方法の明確化

#### ② 個人情報管理上のトラブル発生時の対応

- ア 管理職への報告
- イ 警察への連絡
- ウ 児童生徒、保護者への対応

### (4) ハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）

#### ① 未然防止のポイント

- ア 人権意識高揚のための研修や意識啓発の充実
- イ ハラスメント防止等に関する要綱等の制定

#### ② 情報収集等

- ア 関係法令等 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第21条
- イ 通知、関係情報等
  - 『セクハラと児童生徒の人権』（平成12年4月 島根県教育委員会）
  - 『セクシャル・ハラスメント その理解と防止のために』（平成13年8月 島根県教育委員会）
  - 『ハラスメント その理解と防止のために』（平成22年7月 島根県教育委員会）

#### ③ ハラスメント発生時の対応

- ア 管理職への相談
- イ 関係機関への相談
- ウ 事実確認
- エ 今後の対応

### (5) 学校徴収金等の管理

#### ① 未然防止のポイント

- ア 大切な預り金であるという認識
- イ 適切な事務処理（通知・徴収・支出・報告・決算・監査）
- ウ 通帳・印鑑等の管理の徹底 ※『学校徴収金等取扱要綱（平成20年9月 島根県教育委員会）』参照

#### ② 紛失・盗難等のトラブル発生時の対応

- ア 管理職への報告
- イ 警察への連絡
- ウ 児童生徒、保護者への対応

# 第4章

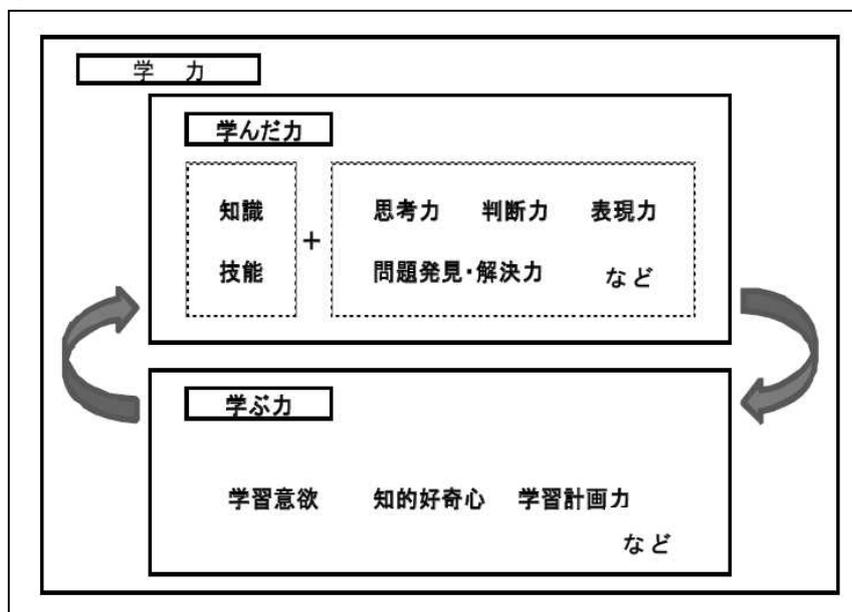


## 各教育活動

# 1 学力（学ぶ力・学んだ力）の育成

## 島根県が定義する「学力」

島根県では第2期しまね教育ビジョン21（以下「ビジョン21」という。）を策定するにあたり、「学力」を「学ぶ力・学んだ力」として下図のように整理し、系統的な育成を図ることとした。



児童生徒が国際化、情報化の進展などにより急速に変化する社会を生き抜いていくためには、様々な状況変化に的確に対応できるよう、「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力、問題発見・解決力」などの「学んだ力」に加え、「学習意欲、知的な好奇心、学習計画力」などの「学ぶ力」を児童生徒に身に付けさせることが必要である。

「学ぶ力」は生涯にわたって主体的に学び続けようとする原動力となるものであり、「学ぶ力」を育むことで「学んだ力」を向上させ、それが新たな段階の「学ぶ力」を生むという好循環を確立することが重要である。

なお、国が法律によって定義した学力との関係は、次のとおりである。

法律での表現	ビジョン21の表現
①基礎的な知識及び技能	⇒ 「学んだ力」(知識 技能)
②思考力、判断力、表現力 その他の能力	⇒ 「学んだ力」(思考力 判断力 表現力 問題発見・解決力など)
③主体的に学習に取り組む 態度	⇒ 「学ぶ力」(学習意欲 知的な好奇心 学習計画力など)

〈参考〉学校教育法第30条2項

……生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、①基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な②思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、③主体的に学習に取り組む態度を養うことに特に意を用いなければならない。

## 2 授業づくり

### 1 学力・学習状況に係る本県の教育課題

- 平成 28 年度全国学力・学習状況調査結果から、次のような本県の課題が浮き彫りとなった。
- 小学校国語 A、中学校国語 B においては、全国平均を上回り、小学校国語 B・算数 A、中学校国語 A においては、全国平均並み、小学校算数 B、中学校数学 A・数学 B においては、全国平均を下回った。
  - 各教科の正答数分布状況については、昨年度は正答数の多い層の割合が全国に比べて少なかったのに対し、今年度は小学校国語、算数、中学校国語において全国と同様の傾向となった。中学校数学においては正答数の多い層の割合が少ない状況にある。
  - 地域の人材の活用について肯定的回答の数値が高い。これを、学力育成に結び付けていく学校の取組が求められる。
  - 授業の「目標（めあて・ねらい）、振り返り」は、各校で意識して取り組まれたことが数値から読み取れる。今後は、児童生徒が主体的に学習に向かい、学習内容が定着するよう、「目標（めあて・ねらい）、振り返り」の質的な向上や効果的な示し方が求められる。
  - 小学校では、「全国学力・学習状況調査の自校の分析結果について、学校全体で教育活動を改善するために活用した」割合が高い。中学校では、この割合に大きな変化が見られないため、今後、この動きを中学校にも広げていく必要がある。
  - 小学校算数への関心等を尋ねる項目では、「算数の勉強は好きだ」「算数の授業の内容はよく分かる」と回答する割合が、全国と比較して依然として低い。今年度から始めた算数授業改善推進校事業などを通して、より児童の興味関心を喚起しつつ着実に学力を定着させていく必要がある。
  - 中学校第 3 学年の家庭学習に大きな課題がある。保護者への働きかけや授業と関連づけた宿題を与えるなどのより一層の工夫が必要である。

### 2 課題解決のための授業改善の視点

島根県教育委員会では学校の現状等を踏まえ、指導や授業の充実に向けて、第 2 期しまね教育ビジョン 21 で示す施策「学力の育成」等を具体的に推進するため、平成 26 年 8 月に「しまねの学力育成推進プラン」を策定した。その中の「授業の質の向上」については、以下のとおり内容を構成している。

#### (1) 学ぶ力・学んだ力を高める授業の推進

##### ① めざす授業の実践に向けての情報発信

学ぶ力・学んだ力を高める授業づくりのポイントについて発信し、各学校での活用を図ります。

- ・発達段階に応じた基礎的・基本的な知識・技能の定着を図る授業づくり
- ・言語活動の充実により、思考力・判断力・表現力を高める授業づくり
- ・学習意欲や知的好奇心を高める授業づくり

##### ② 教員に求められる授業力の明確化と発信

#### (2) 学力と学習状況の分析に基づく授業改善

#### (3) 教員の指導力向上のための指導・研修の充実

前頁に記載している「教員に求められる授業力」に関して、教育センターでは、『授業力』は、教科指導において必要とされる『情熱・使命感』をはじめとする4つの要素で構成される」として、それぞれの構成要素を次ページのとおりとした。そして、経験年数に応じた研修（初任者研修、6年目研修、11年目研修）において、要素ごとに「研修において大切にしたい視点」を設定し、ねらいの達成に必要なプログラムのもと研修を実施している。（p.39「経験年数に応じた研修（教育センター研修）において大切にしたい『授業力』の視点」参照）

さらに、校内で協同して授業力を高めるために、「授業観察のチェックリスト」を作成し、研究授業をはじめ、日々の授業における活用を働きかけている。（p.40「授業力を高めるためにチェックリストの活用を」参照）

これらの視点を意識して授業を展開することが「学ぶ力・学んだ力を高める授業づくり」の3つのポイントに迫ることにつながる。

### 3 学習評価

学習評価は、目標に準拠した評価により実施されており、児童生徒の学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」と、「評定」により評価している。観点別学習状況の評価は、きめ細かい学習指導を実施するため日常的に実施されるべきものである。

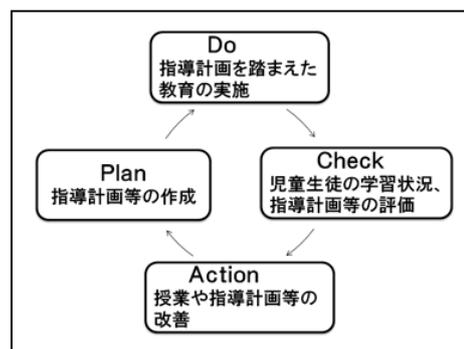
学習指導要領には、学校教育法第30条2項の規定を受け、総則に教育課程がめざす3つの学力の要素が示されている。右図は、これらの要素と評価の観点の関係を整理したものである。



各学校における学習評価は、学習指導に係るPDCAサイクルの中で適切に実施し、学習指導の改善や学校

における教育課程全体の改善に向けた取組と効果的に結び付けることが重要である。このサイクルは、日常の授業、学校における教育活動全体等の様々な段階で展開されるものである。学習評価を通じて、教師が授業の中で児童生徒の反応を見ながら学習指導の在り方を見直したり、一連の授業の中で個に応じた指導を図る時間を設けたりすることや、学校における教育活動を組織として改善したりしていくこと、つまり、「指導と評価の一体化」を図るための取組が必要となる。

また、学習評価は「診断的評価」「形成的評価」「総括的評価」に大別される。このうち、「指導と評価の一体化」を進める上から、「評価の結果を児童生徒の学習の改善や教師自身の指導にフィードバックするための学習過程についての評価」である「形成的評価」を重視することが求められる。



経験年数に応じた研修（教育センター研修）において大切にしたい「授業力」の視点

◆教育センター研修における「授業力」の4つの構成要素の解釈

「情熱・使命感」	児童生徒等のよりよい成長を願って、周囲と協働しながら自らの資質向上を図っていく姿勢
「構想力」	学習のねらいを明確にするとともに教材を研究し、見通しをもって授業を計画・創造、改善していく力
「生徒理解力」	集団の中で個の可能性を引き出すために、児童生徒等一人一人の実態・特性を理解する力
「指導力・統率力」	学び合う集団づくりに努め、専門的な指導技術をもとに学習のねらいの達成に向けて授業を実践する力

◆経験年数に応じた研修において大切にしたい授業力の視点（下線部はキーワード）

		初任者研修	6年目研修	11年目研修
「授業づくりの研修」 におけるねらい		授業の目標を踏まえ、 <u>児童生徒等を主体とした授業</u> ができる。	授業の目標を踏まえ、 <u>児童生徒等の実態を考慮した授業</u> ができる。	各教科等の目標及び学習評価等を踏まえ、 <u>思考力・判断力・表現力等を育む授業</u> ができる。
		指導と評価の一体化 ～授業改善につなげる～		
構想力及び生徒理解力	学習のねらい	・本時のねらいを明確にする。	・本時のねらいを明確にする。 ・単元（題材）をとおして付けたい力を明確にする。	・本時のねらいを明確にする。 ・単元（題材）や年間をとおして付けたい力を明確にする。 ・指導内容の系統性や関連性を考慮する。
	学習過程	・本時の授業に児童生徒等が主体的に学ぶ場を設定する。	・本時の授業に児童生徒等が主体的に学ぶ場を設定する。 ・児童生徒等の実態や思考の流れを大切に単元（題材）計画等を構成する。	・本時の授業に児童生徒等が主体的に学ぶ場を設定する。 ・児童生徒等の実態や思考の流れを大切に単元（題材）計画等を構成する。 ・知識・技能の活用を図る学習活動を充実させる。
	学習評価	・学習評価の意義を理解するとともに、ねらいに準拠した評価をする。	・児童生徒等の実態や学習内容に応じて、「指導と評価の一体化」を図る。（形成的評価の重視）	・児童生徒等実態や学習内容を踏まえて思考力・判断力・表現力等の評価方法を工夫する。
統率力 指導力		・学び合う集団づくりに努める。（学習規律、安心して学習できる場） ・指導技術を高める。（発問、言葉かけ、板書、教材・教具、学習形態等）		
情熱・使命感		・多様な価値観を尊重する。 ・新しい教育情報等を進んで得ようとする。 ・他者から学ぶ（同僚、管理職、保護者・地域、児童生徒等から）		

## 「授業力」を高めるためにチェックリストの活用を

教員一人一人が主体的に授業改善を進めていくためには、校内挙げて推進していく必要がある。そこで、教育センターでは『管理職による授業観察リーフレット』を作成した。名称こそ「管理職による」としているが、校内でお互いに授業を見せ合い語り合う際に活用できるよう、「授業観察のチェックリスト」を掲載した。

### 授業観察のチェックリスト（例）

〔情熱・使命感〕	<input type="checkbox"/> 明るく快活に児童生徒に接している。 <input type="checkbox"/> 言葉遣い、身だしなみ、時間を守るなどのマナーがきちんとしている。 <input type="checkbox"/> 同僚に相談したり、上司に助言を求めたりしている。 <input type="checkbox"/> 常に教材研究を行い、授業を改善しようとしている。 <input type="checkbox"/> 自己課題を意識した授業をしている。 <input type="checkbox"/> 教育に関する新しい情報を得ようとしている。
〔構想力〕	<input type="checkbox"/> 学習指導要領に基づいた授業を実践している。 <input type="checkbox"/> 単元のねらいが明確であり、本時のねらいを提示している。 <input type="checkbox"/> 指導と評価が計画的に行われている。 <input type="checkbox"/> 児童生徒の実態に合った具体的な学習内容が設定されている。 <input type="checkbox"/> 児童生徒が思考・表現する場を保障している。 <input type="checkbox"/> 授業形態（個人・ペア・グループ）の工夫をしている。 <input type="checkbox"/> 授業のまとめや振り返りをしている。
〔生徒理解力〕	<input type="checkbox"/> 一人一人の発達段階や特性に応じた指導がなされている。 <input type="checkbox"/> クラスの実態・特性を理解し、集団への指導と個への指導を区別している。 <input type="checkbox"/> 児童生徒の学習意欲の向上のために、一人一人の変容（つぶやき・表情・動き）を捉えている。 <input type="checkbox"/> 児童生徒の発言や行動を大切にとらえ、自己肯定感が高まるような支援が行われている。
〔指導力・統率力〕	<input type="checkbox"/> 学習規律が確立し、安心して児童生徒が授業に参加している。 <input type="checkbox"/> 豊かな表情、分かりやすい話し方等で児童生徒の興味関心を惹きつけている。 <input type="checkbox"/> 学習を深めるための教材教具が準備されている。 <input type="checkbox"/> ねらいに沿った発問が計画的に行われている。 <input type="checkbox"/> 分かりやすく計画的な板書をしている。 <input type="checkbox"/> ノート・発言・机間指導などから一人一人の良さや優れたところ、伸びを積極的に評価している。
〔その他〕	<input type="checkbox"/> 学習にふさわしい教室環境が整備されている。 <input type="checkbox"/> ICTの有効的な活用がなされている。 <input type="checkbox"/> 教職員評価システムにおける「自己目標評価シート（学習指導の自己目標・目標達成のための手立て）」を意識している。

※ゴシック体のチェック項目は、教育センターにおける研修で大切にしている視点

ただし、この「授業観察のチェックリスト」はあくまで例示であり、授業者の教職経験年数や学校における役割によってチェック項目は変化する。また、学校や地域、児童生徒の実態やそれぞれの学校の学校教育目標や研究主題によってもチェック項目は変化する。各校がそれぞれ独自の授業観察のチェック項目を作成することが必要である。

なお、このリーフレットは、島根県教育センターHPからダウンロードすることができる。

# 3 言語活動の充実

## 1 なぜ言語活動の充実か

言語活動は、各教科等の目標の実現のための手段・方法である。授業をよりよく改善し、その目標を的確に達成するための手段・方法として、その充実を図ることが重要である。

学習指導要領には、学力の三つの要素が次のとおり示されている。

- 基礎的・基本的な知識及び技能
- 思考力・判断力・表現力等
- 主体的に学習に取り組む態度（学習意欲）である。

この中でも、「思考力・判断力・表現力等」を育成する観点から、各教科等を貫く重要な視点として「言語活動の充実」があげられている。つまり、言語活動の充実とは、そのこと自体が目的ではなく、思考力・判断力・表現力等の育成のための手段・方法としてとらえることができる。

また、言語の役割を踏まえた以下のような言語活動の充実が重要である。

(1) 知的活動（論理や思考）に関すること

- ア 事実等を正確に理解し、他者に的確に分かりやすく伝えること
  - (i) 事実等を正確に理解すること
  - (ii) 他者に的確に分かりやすく伝えること
- イ 事実等を解釈し説明するとともに、互いの考えを伝え合うことで、自分の考えや集団の考えを発展させること
  - (i) 事実等を解釈し、説明することにより自分の考えを深めること
  - (ii) 考えを伝え合うことで、自分の考えや集団の考えを発展させること

(2) コミュニケーションや感性・情緒に関すること

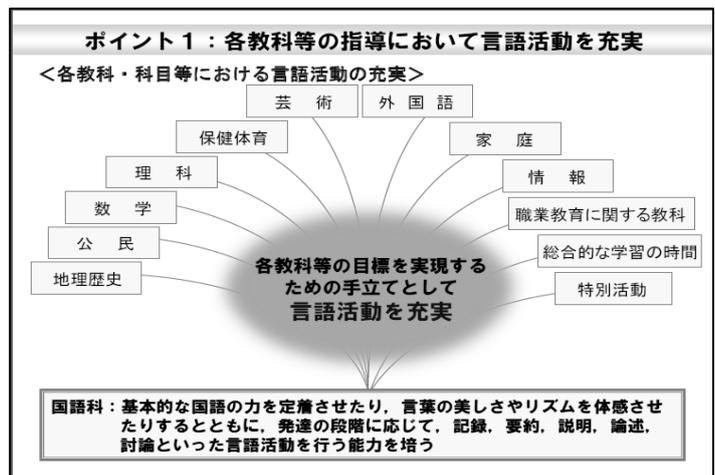
- ア 互いの存在についての理解を深め、尊重していくこと
- イ 感じたことを言葉にしたり、それらの言葉を交流したりすること

言語活動の充実に関する指導事例集【小学校版】【中学校版】【高等学校版】（文部科学省）より抜粋

## 2 言語活動を充実するために

### (1) 各教科等における言語活動の充実

「言語活動」自体が指すものは「話す」「聞く」「書く」「読む」という学習活動であり、新しいものではない。しかし、求められているのは「言語活動の充実」であり、それを通して思考力・判断力・表現力等を育成することである。言語に関する能力を育成する中心的な教科は国語科であるが、そこで学んだことを他の教科等でもそれぞれの教科の特質に応じて活用し、言語活動の充実を図っていくことが肝要である。



言語活動の充実に関する指導事例集【高等学校版】のポイント（文部科学省 H24.6）

以下、小学校における言語活動の充実が期待される学習活動を例示する。

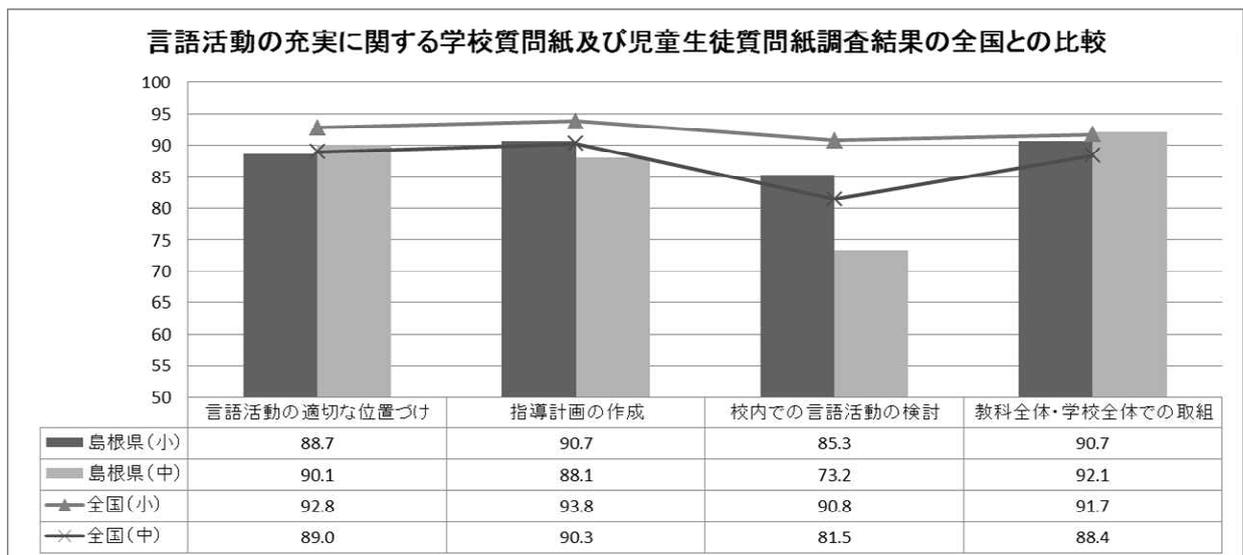
教科等	取組例	教科等	取組例
算数	三角形、平行四辺形、ひし形及び台形の面積の求め方を、具体物を用いたり、言葉、数、式、図を用いたりして考え、説明すると言った算数的活動の充実	社会	観察や調査・見学などの体験的な活動や、それに基づく表現活動の一層の充実
理科	観察、実験の結果を整理し考察する学習活動や、科学的な言葉や概念を使用して考えたり説明したりするなどの学習活動の充実	生活	自分たちの生活や地域の出来事を身近な人々と伝え合う活動を行い、身近な人々とかかわることの楽しさが分かり、進んで交流する活動の充実

音楽	楽曲を聴いて想像したことや感じ取ったことを言葉で表すなどして、楽曲の特徴や演奏の良さを理解することの重視	図画工作	感じたこと思ったことを話したり、友人と話し合ったりするなどして、表し方の変化、表現の意図や特徴などをとらえることの重視
家庭	衣食住など生活の中の様々な言葉を実感を伴って理解する学習活動や、生活における課題を解決するために言葉や図表などを用いて生活をよりよくする方法を考えたり、説明したりするなどの学習活動の充実	体育	チーム内での話し合いを通じて自分のチームの特徴に応じた作戦を立てる活動の重視
学習の時間 総合的な	問題の解決や探究活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすることの重視	道徳 外国語活動	自分の考えを基に、書いたり話したりするなどの表現する機会を充実
特別活動	体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動の充実		

言語活動の充実に関する指導事例集【小学校版】「第3章 言語活動を充実させる指導と事例」（文部科学省 H23.10）より抜粋

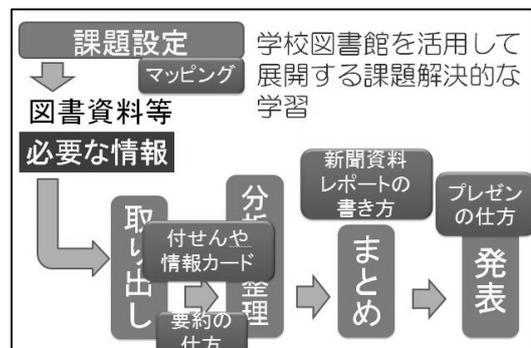
## (2) 本県と全国との言語活動に関する取組の比較

下のグラフ<sup>1</sup>は、平成28年度全国学力・学習状況調査（学校質問紙）結果から見る本県と全国との言語活動に関する取組の差を数値化したものである。全体的には数値は伸びており、全国との差も小さくなっている。しかし、校内での言語活動の検討については数値が伸びておらず、全国との差も大きくなっている。特に校内での言語活動の充実に係る研修の実施が必要である。



## (3) 学校図書館を活用した学習活動の展開

学校図書館の図書資料等を学習活動で活用することによって、課題解決型の学習の展開をする。①課題の設定→②情報の収集→③整理・分析→④まとめ・発表といった一連のプロセスにおいて、様々な言語活動を行いながら、児童生徒の思考力・判断力・表現力を育成することができる。



1 2 (2) のグラフの項目名の正式名称は以下のとおりである。  
「言語活動の適切な位置付け」・・・「各教科等の指導のねらいを明確にした上で、言語活動を適切に位置付けている」  
「指導計画の作成」・・・「言語活動に重点を置いた指導計画を作成している」  
「校内での言語活動の検討」・・・「学校全体の言語活動の実施状況や課題について、全教職員の間で話し合ったり検討したりしている」  
「教科全体、学校全体での取組」・・・「言語活動について、国語科だけではなく、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動を通じて、学校全体として取り組んでいる」

## 4 「主体的・対話的で深い学び」の実現（「アクティブ・ラーニング」の視点）

### 1 「主体的・対話的で深い学び」の実現とは

特定の指導方法のことで、学校教育における教員の意図性を否定するものでもない。

人間の生涯にわたって続く「学び」という営みの本質を捉えながら、教員が教えることにしっかりと関わり、子どもたちに求められる資質・能力（生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」）を育むために必要な学びの在り方を絶え間なく考え、授業の工夫・改善を重ねていくことである。

具体的な内容については次のように整理することができる。

- ・ 下の①～③の視点に立った授業改善を行うことである。
- ・ 学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることである。

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。

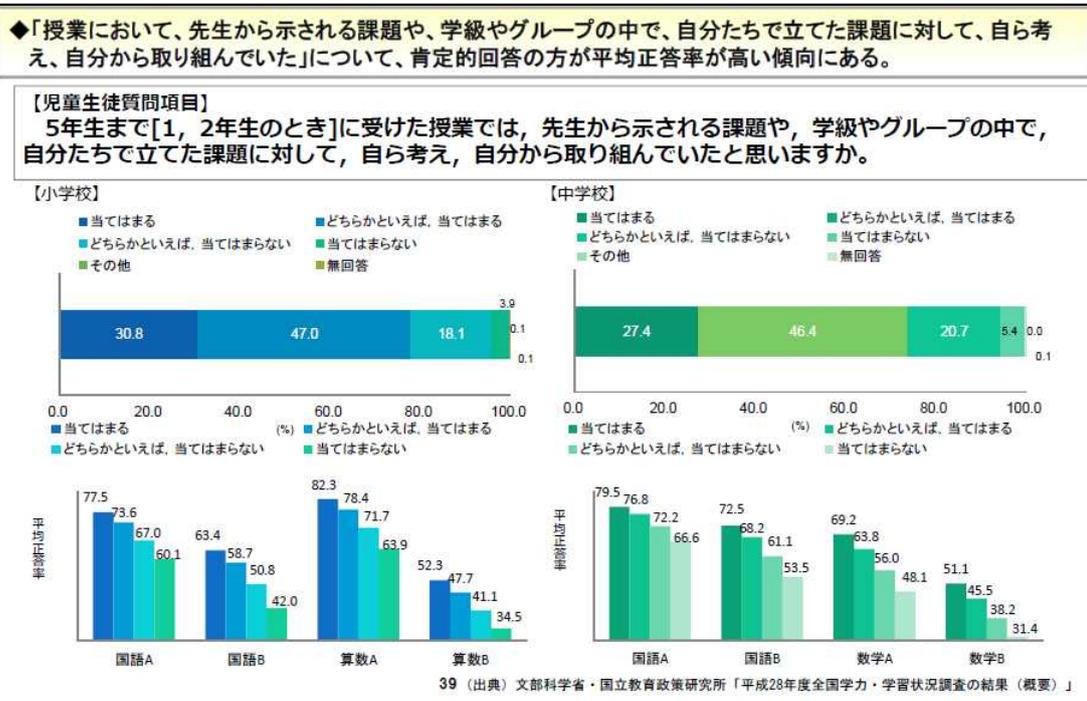
子ども自身が興味を持って積極的に取り組むとともに、学習活動を自ら振り返り意味づけたり、身に付いた資質・能力を自覚したり、共有したりすることが重要である。

- ② 子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。

身に付けた知識や技能を定着させるとともに、物事の多面的で深い理解に至るためには、多様な表現を通じて、教職員と子どもや、子ども同時が対話し、それによって思考を深めていくことが求められる。

- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見出して解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

子どもたちが、各教科等の学びの過程の中で、身に付けた資質・能力の三つの柱を活用・発揮しながら物事を捉え思考することを通じて、資質・能力がさらに伸ばされたり、新たな資質・能力が育まれたりしていくことが重要である。教員はこの中で、教える場面と、子どもたちに思考・判断・表現させる場面を効果的に設計し関連させながら指導していくことが求められる。



上のグラフは、平成28年度全国学力・学習状況調査の結果から、深い学びと学力の関係について示したものである。単に知識を記憶する学びにとどまらず、身に付けた資質・能力が様々な課題の対応に生かせることを実感できるような学びの深まりが重要になる。

## 2 「主体的・対話的で深い学び」を充実させるために

これまで重視されてきた各教科等の学習活動\*が、子どもたち一人一人の資質・能力の育成や生涯にわたる学びにつながる、意味のある学びとなるようにしていくことが重要である。そのためには、授業や単元の流れを子どもの「主体的・対話的で深い学び」の過程として捉え、子どもたちが、習得した概念や思考力などを手段として活用・発揮させながら学習に取り組み、その中で資質・能力の活用と育成が繰り返されるような指導の創意工夫を促すことが求められる。

\*例えば、以下のような活動である。

- ・ 国語や各教科等における言語活動
- ・ 社会科において課題を追究し解決する活動
- ・ 理科において観察・実験を通して課題を探究する学習
- ・ 体育における運動課題を解決する学習
- ・ 美術における表現や鑑賞の活動

「主体的・対話的で深い学び」は、1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではなく、単元や題材のまとまりの中で以下のような視点で実現されていくことが求められる。

- (視点の例)
- ・ 主体的に学習を見直し振り返る場面をどこに設定するのか
  - ・ グループなどで対話する場面をどこに設定するのか
  - ・ 学びの深まりを作り出すために、子どもが考える場面と教員が教える場面をどのように組み立てるか

【参考】幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)(平成28年12月21日 中央教育審議会)

# 5 道 徳 教 育

## 1 教育活動全体を通じて行う道徳教育

現行学習指導要領では、道徳教育は学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うことを明確に示している。道徳教育を学校の教育活動全体を通じて行っていくためには、次のことが大切である。

- (1) 学校としてどのような子どもを育成するのかを明らかにすること。(めざす子ども像)
- (2) (1)に迫るために、学校の教育目標との整合性を図りながら、道徳教育の重点目標を明確にすること。
- (3) (2)が道徳の内容項目のどれに相当するのかを明確にすること。
- (4) 各学年の指導の重点を明らかにすること。
  - ・道徳の時間の方針を明確にする。→ 道徳の時間の年間指導計画の作成
  - ・道徳の時間以外の指導で、どのような場面でどのように(3)の指導をするのかを検討する。  
→ 道徳教育の全体計画別葉の作成

## 2 道徳の時間の基本的な考え方（小・中学校）

- (1) 計画的、発展的に指導する。(年間指導計画に基づく適切な指導)

学校の教育活動全体で行う道徳教育との関連を明確にし、子どもたちの発達段階に即しながら、道徳の内容に示された基本的な道徳的価値の全体にわたって計画的、発展的に指導する。

- (2) 学校の教育活動全体で行う道徳教育を補充、深化、統合する。

- <補充> 道徳の時間は、学校の教科等で考える機会を得られにくい道徳的価値について補充する役割がある。
- <深化> 道徳の時間は、学校の教科等で考える道徳的価値の意味やそれと自己との関わりについて一層考えを深化させる役割がある。
- <統合> 道徳の時間は、子どもたちが多様な場面で道徳的体験をしていたとしても、子どもたちの捉え方が断片的である場合にはそれぞれを統合する役割がある。

全体計画別葉に各教科等で行う道徳教育をまとめておくと、どんな内容をいつ道徳の時間で補充、深化、統合すべきなのかをつかむことができる。

- (3) 道徳的価値<sup>1</sup>の自覚を深める。

- ① 道徳的価値の自覚について理解する。

- ・価値理解：道徳的価値は大切であること。
- ・人間理解：道徳的価値は大切であるが実現は難しいこと。
- ・他者理解：道徳的価値の実現に向けては多様な感じ方・考え方があること。

---

<sup>1</sup> 道徳的価値として小学校学習指導要領解説 道徳編に4点示されている。

- ・人間としての在り方や生き方の礎となるもの (P8)
- ・人間としてよりよく生きるために必要なもの (P16)
- ・人間らしさを表すもの (P18)
- ・人間としての心の基本 (P26)

- ② 自分との関わりで道徳的価値がとらえられる。
  - ・道徳的価値についての理解（価値理解、人間理解、他者理解）を自分との関わりで行う。
  - ・自分との関わりで道徳的価値を理解することで、あわせて自己理解が深まる。
- ③ 道徳的価値を自分なりに発展させていくことへの思いや課題が培われる。
  - ・道徳的価値に関わる課題を培うために、現在の自分自身を知る。

#### (4) 道徳的実践力を育成する。

道徳的実践力とは 人間としてよりよく生きていく力であり、一人一人の児童生徒が道徳的価値及び人間としての生き方についての自覚を深め、将来出会うであろう様々な場面、状況においても、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質を意味している。

それは、主として、道徳的心情、道徳的判断力、道徳的実践意欲と態度を包括するものである。

(小学校学習指導要領解説 P30、中学校学習指導要領解説 P32)

### 3 学習指導要領の一部改正について

○平成 27 年 3 月に学習指導要領が一部改正され、小学校は平成 30 年度、中学校は平成 31 年度から全面实施、「道徳の時間」に替わって「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」と記す）を行うこととなった。平成 29 年度は小学校では全面实施前年度となるため、改正の趣旨に照らして自校の道徳教育を点検・評価し、全面实施に備える必要がある。移行措置については、改正学習指導要領に基づき指導を行うことが可能となっており、道徳科の趣旨に照らして次にあげる項目等を、一つないし全て実施することが考えられる。特に①については、移行措置に関わらず、実践していくことが重要である。

- ①多様で効果的な指導方法を積極的に導入する。
- ②一人一人の良さを伸ばし成長を促すための評価の充実を図る。
- ③新たに加わった内容項目について指導を行う。
- ④全体計画（別葉含む）や年間指導計画などを検討する。

### 4 高等学校における道徳教育

高等学校においては道徳の時間が設けられていないので、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の指導のための配慮が必要である。また、生徒の発達の段階に対応した指導の工夫も求められている。

このため、高等学校における道徳教育の考え方として示されているのが、「人間としての在り方生き方」に関する教育である。生徒が「人間としての在り方生き方」を主体的に探究し豊かな自己形成ができるよう、公民科やホームルーム活動を中心に各教科・科目等の特質に応じ学校の教育活動全体を通じて適切な指導が行われなければならない。その際、各教科・科目等の年間指導計画に「道徳教育の視点」を盛り込み、それを意識して指導する。「道徳教育の視点」は、学習指導要領解説総則編にある「道徳教育の目標（ア～キ）」や「中学校における道徳教育の内容（24 項目）」等を参考にする。

また、就業体験やボランティア体験など体験的な活動を重視することも大切である。

## 6 特別活動

### 1 特別活動改善の教育的意義と改善の基本方針

特別活動は昭和33年の学習指導要領に示されて以来、「豊かな人間性」「社会性」などを育てる教育活動として学校教育の中で重要な役割を担ってきた。

情報化、少子高齢化などが進み、地域社会における青少年の集団活動が少なくなり、人間関係の希薄化や規範意識の低下などが問題となっている今日、「なすことによって学ぶ」特別活動を充実する意義は大きい。

平成20年1月の中央教育審議会答申において示された、特別活動改善の基本方針における要点は以下の通りである。

- 特別活動と道徳、総合的な学習の時間の役割を明確にし、よりよい人間関係を築く力、社会に参画する態度や自治的能力の育成を重視する。
- 各内容のねらいと意義を明確にするため、各内容に係る活動を通して育てたい能力や態度を、各内容の目標として示す。
- 子供の自主的、自発的な活動を重視し、発達や学年の段階や課題に即した内容を示す。
- 体験活動や生活を改善する話し合い活動、多様な異年齢の子供たちからなる集団による活動を一層重視する。

これらを踏まえて全体の目標が改善され、それを受けた各活動・学校行事の目標が新たに示され、内容の改善が図られた。

### 2 小・中学校における特別活動

#### (1) 目標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団（や社会）の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己（人間としての）の生き方についての考え（自覚）を深め、自己を生かす能力を養う。

（ ）内は中学校

- 「望ましい集団活動を通して」の意味  
「望ましい集団活動」を進めることそのものが特別活動の特質であり、特別活動の目標を達成するための方法原理であることを示す。
- 「人間関係」の意味  
よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる教育活動であることをより一層明確に示す。
- 「自己（人間としての）の生き方についての考えを深め」の意味  
集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする多様な集団活動を通して、望ましい認識がもてるようにすることを示す。

#### (2) 各活動・学校行事の目標

特別活動は、学級活動、児童会（生徒会）活動、クラブ活動（小学校のみ）及び学校行事の各内容から構成されている。特別活動の目標を受けて、各活動や学校行事の目標を新たに示し、それぞれにおいて育てたい態度や能力がより明確にされた。各内容の相互の密接な関連を図りながら充実させることで、全体の目標が達成される。

### (3) 指導計画の作成と内容の取扱いについての配慮事項

- 特別活動の全体計画や年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かし、児童生徒の自主的、実践的な活動が促されるようにすること。
- 各教科、道徳、外国語活動（小学校のみ）及び総合的な学習の時間などの関連を図るとともに、生徒指導の機能を十分に生かすこと。
- 話し合い活動を通して集団として意見をまとめたり、意見の異なる人と折り合いをつけたり、体験したことをまとめたり発表し合ったりする活動を工夫し、言語活動の充実を図ること。
- 学校や地域、児童生徒の実態に応じて、異年齢集団による交流や幼児、高齢者、障がいのある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動の充実を図ること。
- 全教職員の共通理解のもとで組織的に指導を進めるとともに、小・中の連携にも留意し、学校生活への適応が円滑にできるよう、ガイダンス機能の充実を図ること。
- 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導すること。

### (4) 特別活動における評価・記録

- 「集団や社会の一員としての思考・判断・実践」に重点を置き、よさを多面的に評価すること。
- 指導要録には、各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入したうえで、各活動、学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入すること。

（参照）小学校学習指導要領解説（平成20年 8月）

中学校学習指導要領解説（平成20年 7月）

## 3 高等学校における特別活動

### (1) 目 標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。
---

### (2) 特別活動の目標と内容

- 目標は学習指導要領に示されているが、特別活動の性格を明確にするために、その冒頭において、「望ましい集団活動を通して」という特別活動の特質及び方法原理を示し、目標の前半部分では、個人として、また、集団や社会の成員としての資質を身に付ける自主的、実践的な態度の育成という目標を示し、後半部分では人間としての在り方生き方についての自覚を深め、現在及び将来にわたって自己実現を図る能力を養うという目標を掲げている。この全体目標を受けて、各内容（ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事）の目標が明確にされている。各内容の目標には、望ましい人間関係の形成について共通して取り入れられている。

○内容については、次に示すとおりである。

A ホームルーム活動	C 学校行事
(1) ホームルームや学校の生活づくり (2) 適応と成長及び健康安全 (3) 学業と進路	(1) 儀式的行事 (2) 文化的行事 (3) 健康安全・体育的行事
B 生徒会活動	(4) 旅行・集団宿泊的行事
(1) 生徒会の計画や運営 (2) 異年齢集団による交流 (3) 生徒の諸活動についての連絡調整 (4) 学校行事への協力 (5) ボランティア活動などの社会参画	(5) 勤労生産・奉仕的行事

(3) 指導計画の作成と内容の取扱いについての配慮事項

○特別活動の全体計画と各活動、学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、次のような点を配慮する必要がある。

- ・学校の創意工夫を生かす。
- ・学校の実態や生徒の発達の段階及び特性等を考慮する。
- ・生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにする。
- ・各教科・科目や総合的な学習の時間などの指導との関連を図る。
- ・家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫する。
- ・特別活動の授業時数については、高等学校学習指導要領第1章総則第4款に定めるところによるものとする。(ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とするものとする。)

○生徒指導の機能を十分に生かすとともに、教育相談（進路相談を含む）についても、生徒の家庭との連絡を密にし、適切に実施できるようにすること。

○学校生活への適応や人間関係の形成、教科・科目や進路の選択などの指導に当たっては、ガイダンス機能を充実するようホームルーム活動等の指導を工夫すること。特に、入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望と目標をもって生活をできるよう工夫すること。

○ホームルーム活動を中心として特別活動の全体を通じて、特に社会において自立的に生きることができるようになるため、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど、人間としての在り方生き方の指導が行われるようにすること。その際、他の教科、特に公民科や総合的な学習の時間との関連を図ること。

○入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導すること。

(4) 評価については、生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。

(参照) 高等学校学習指導要領解説（平成21年12月告示 文部科学省）

## 7 総合的な学習の時間

### 1 総合的な学習の時間の目標及び内容

学習指導要領に示されている総合的な学習の時間の目標は、次の5つの要素で構成されている。

- (1) 横断的・総合的な学習や探究的な学習を通すこと
- (2) 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成すること
- (3) 学び方やものの考え方を身に付けること
- (4) 問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てること
- (5) 自己の生き方を考えることができるようにすること

(1)は、総合的な学習の時間に特有な学習の在り方を示している。総合的な学習の時間においては、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通すことが目標であり、これを前提にして、(2)(3)(4)に示された資質や能力及び態度を育成していくことを求めている。そして、これらの資質等を育成しつつ、(5)に示された自己の生き方を考えることができるようにしなければならない。これが、総合的な学習の時間を通して育成したい児童生徒の姿である。

各学校においては、上記(1)～(5)の5つの要素を踏まえ、総合的な学習の時間の目標を定め、その実現を目指さなければならない。この目標は、学校の教育目標との関連性を考慮しつつ、この時間全体を通して、各学校が育てたいと願う児童生徒像や育てようとする資質や能力及び態度、学習活動の在り方などを表現したものとなる必要がある。

総合的な学習の時間では、各教科等のように、どの学年で何を指導するのかという内容が学習指導要領に明示されていない。各学校は、目標の実現のためにふさわしいと判断した学習課題を定める必要がある。この学習課題とは、横断的・総合的な学習としての性格をもち、探究的に学習することがふさわしく、そこで学習や気づきが自己の生き方を考えることに結びついていくような、教育的に価値のある諸課題のことである。

各学校は、総合的な学習の時間の目標や内容を適切に定めて、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する必要がある。ここに総合的な学習の時間の大きな特質がある。

### 2 総合的な学習の時間の評価

#### (1) 児童生徒の学習状況の評価

各学校において目標や内容を定めることから、その目標や内容に従って評価の観点を定める必要がある。そのうえで、どのような力が身に付いたのかを把握するために、児童生徒の学習の姿を想定した評価規準を定め、これに基づいて、児童生徒の学習活動を改善するものであるということに十分配慮しなければならない。その際、学習の成果、児童生徒のよい点や意欲・態度、進歩の状況などをしっかりと見取ることが必要である。

#### (2) 評価の方法

総合的な学習の時間における評価として以下の3点について配慮する。

- ①信頼される評価：教員の適切な判断に基づいた評価が必要であり、教員によって著しく異なったり偏ったりすることなく、およそどの教員も同じように判断できる評価であること。
- ②多様な評価：異なる評価方法や複数の評価者による多様な評価を適切に組み合わせること。
- ③学習状況の過程の評価：評価を学習活動の終末だけではなく、事前や途中にも位置

付けること。

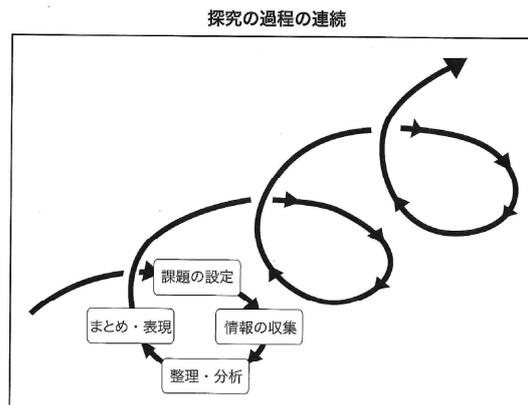
### 3 総合的な学習の時間の学習指導

#### (1) 学習指導の基本

- ① 児童生徒の主体性の重視
- ② 具体的で発展的な教材
- ③ 適切な指導

#### (2) 学習指導のポイント

総合的な学習の時間の目標を実現するためには、問題解決的な活動が発展的に繰り返される**探究的な学習**とすること、他者と協同して課題を解決する**協同的な学習**とすることが重要である。



- ① 探究的な学習とは右図のような一連の学習活動である。解の定まらない複雑で入り組んだ生活や社会の諸問題を追究していく中で、新たな認識を得たり、資質や能力及び態度を身に付けたりしていく。こうした探究の過程をスパイラルに繰り返していくことで、探究的な学習を実現し、児童生徒の学習の質が高まっていく。

【課題の設定】体験活動などを通して、課題を設定し課題意識をもつ

【情報の収集】必要な情報を取り出したり収集したりする

【整理・分析】収集した情報を、整理したり分析したりして思考する

【まとめ・表現】気づきや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する

下記資料ア p.20-45に掲載されている思考ツールの活用や学習活動の事例を実践に取り入れ、探究的な学習を具体的な形にしていく。特に、【課題の設定】や【整理・分析】に力を入れると探究が形になっていく。

- ② 協同的な学習：次のような場面が想定できる。

- それぞれの児童生徒が得た様々な情報を活用して協同的に学ぶ
- 異なる視点から考え、協同的に学ぶ
- 力を合わせたり交流したりして協同的に学ぶ

協同的に学ぶことにより、多様な考え方をもつ他者と適切にかかわり合ったり、社会に参画したり貢献したりする資質や能力及び態度の育成につながる。また、探究的な学習として、児童生徒の学習の質を高めることにつながる。

#### (3) 指導上の留意事項

総合的な学習の時間の取組により、大きな成果を上げている学校がある一方、当初の趣旨・理念に基づいて取り組まれていない状況がある。教科の補充・発展学習や学校行事などと混同された実践が行われている例も見られる。総合的な学習の時間の目標や内容は各学校が適切にこれを定めることから、取組には各学校の独自性が生まれるが、この取組の違いが成果の差になってはならない。総合的な学習の時間の目標を達成し、この時間につけるべき力がすべての児童生徒に保障される必要がある。

総合的な学習の時間の目標を明確化するとともに、児童生徒に育てたい力（身に付けさせたい力）や学習活動の示し方、関連する教科・特別活動との関係の整理といった学習計画について不断に検討する必要がある。

#### 資料

- ア「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開」（小学校編）（中学校編）（高等学校編）
- イ「総合的な学習の時間における評価方法等の工夫改善のための参考資料」（小学校）（中学校）（高等学校）
- ウ「学習評価を生かした授業改善、授業づくりのハンドブック」（小学校）（中学校）

## 8 学校図書館活用教育

学校図書館には、豊かな人間性を育む読書活動の拠点となる「読書センター」機能、児童生徒の主体的な学習活動の支援や学習内容の理解を深める「学習センター」機能、児童生徒や教員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報活用能力を育成したりする「情報センター」機能が求められている。各学校においては、以下の点について積極的な取組が望まれる。

### 1 学校図書館活用の指導計画への位置づけ

- ・ 各教科等においては、ねらいに迫るために学校図書館を計画的に活用した教育活動が推進されるよう、学校図書館活用教育を指導計画に位置づける。
- ・ 学校図書館の管理・運営に当たっては、司書教諭や学校司書等を中心に管理職をはじめ全教職員の共通理解に基づく協力体制の確立に努めるとともに、公立図書館等との連携を図る。
- ・ 学校図書館が、読書センター、学習センター及び情報センターとしての機能を発揮できるよう、環境を整備するとともに図書・視聴覚資料等の充実に努める。

### 2 学校図書館を利用した学習の充実による情報活用能力の育成

- ・ 調べ学習は、課題設定→情報の取り出し→情報の整理・選択→まとめ→発表というプロセスで展開される。それぞれのプロセスに必要な情報活用のための技能（課題設定の仕方、事典・年鑑・図鑑の使い方、要約の仕方、発表資料のまとめ方、発表の仕方等）については、各教科等のねらいに沿って計画的に指導する。
- ・ 各教科等においては、図書・新聞、Web資料等を活用した学習活動を展開することにより、児童生徒の情報活用能力の育成を図る。（例えば、国語科では教科書教材だけでなく図書資料も読みながら、指導事項に沿った課題解決的な言語活動を展開する。）また、コンピュータや情報通信ネットワークなどのICT機器を活用して、より多様なメディアを活用した学習活動が行われるようにする。こうした学習活動を通して、知識や情報の収集・選択・活用などの情報活用能力の育成を図る。

### 3 計画的な読書活動指導の推進

- ・ 読書は、児童生徒の生きる力の育成に欠かせない活動であり、生涯にわたる自己啓発の基盤の一つとなるものである。児童生徒の読書実態を把握した上で、主体的に読書をする態度や読書習慣が定着するよう、家庭や地域社会と連携しながら計画的な読書指導を推進する。
- ・ 児童生徒の発達の段階に応じて、読み聞かせ、ブックトークなど指導方法を工夫したり、必読図書、推薦図書を示したりするなどして、読書の質の向上と量の確保（1日30分以上読書をする児童生徒割合の増加）を図る。

#### 【参考資料】

子ども読書県しまねWeb （島根県立図書館Web内 <http://www.library.pref.shimane.lg.jp>）  
研修用DVD「学校図書館大改造」 平成22年1月 島根県教育委員会制作  
研修用DVD「学びを支え 心をはぐくむ しまねの学校図書館」 平成22年3月 島根県教育委員会制作  
「学校図書館司書教諭の手引」 平成22年7月 島根県教育委員会発行  
\*上記DVDや手引きは島根県内すべての小中学校に配付済

#### 【確認事項等】

- ・ 司書教諭の配置……学校図書館法により、12学級以上の学校に司書教諭を置くこととなっているが、司書教諭の果たす役割の重要性に鑑み、島根県では11学級以下の学級にも発令を促している。
- ・ 学校図書館図書標準……公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定された1校あたりの標準冊数。
- ・ 学校司書等配置……島根県内公立小中学校、県立高等学校、特別支援学校のすべてに配置

## 9 主権者教育

### 1 主権者教育の必要性

教育基本法第14条第1項には、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とある。このことは、国家・社会の形成者として必要な資質を養うことを目標とする学校教育においては、当然要請されていることであり、日本国憲法の下において民主主義を尊重し、推進しようとする国民を育成するに当たって、欠くことのできないものである。これに基づき学校では、これまでも児童生徒の政治的教養を育む教育が行われてきた。

平成27年の公職選挙法改正（平成28年6月19日施行）により、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられ、学校においては主権者教育を一層推進することが求められている。

その際、政治や選挙に関する知識に加えて、教育基本法第14条第2項に基づき、学校の政治的中立を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、児童生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが求められている。

### 2 主権者として求められる資質・能力

主権者教育を通して育成すべき資質・能力とは、国家・社会の形成者、すなわち民主主義の担い手として求められる力である。具体的には以下の4点にまとめられる。

- ①論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）
- ②現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- ③現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力
- ④公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

こうした力は、変化の速い社会において活用できる、汎用性の高い力である。しかし、これらの力は、決して主権者教育でのみ育まれるものではない。教科の学習をはじめとする従来の学校教育で目指されてきた力である。主権者教育という特別な教育を今のカリキュラムに追加するというのではなく、主権者教育という視点から学校の全教育課程を見直していくことが必要である。

### 3 実践的な学習活動

模擬選挙、模擬請願、模擬議会等の実践的な活動を行う際には、活動を行うこと自体が目的となってしまうよう留意する必要がある。実践的な活動に取り組む場合には、当該活動においてどのような力を身に付けさせることを目的としているかを常に意識しつつ、指導を行っていくことが求められる。実践的な学習活動を行う上で取り入れたい学習方法をまとめると、次のようなものが考えられる。

- ①正解が一つに定まらない問いに取り組む学び
- ②学習したことを活用して解決策を考える学び
- ③他者との対話や議論により、考えを深めていく学び

### 4 実践的な教育活動を行うに当たっての留意点

実践的な教育活動を行うに当たっては、指導が教育基本法第14条第2項で禁止されている「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育」とならないよう、下記のような点に配慮して学校として組織的に取り組むことが求められる。

- ①一般に政治は意見や信念、利害の対立状況から発生するものである。そのため、児童生徒が自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通じて、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことが重要であり、指導に当たっては、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを理解させること。
- ②多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、児童生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示すること。
- ③特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、児童生徒が主体的に考え、判断することを妨げることのないよう留意すること。
- ④教員は自らの言動が児童生徒に与える影響が極めて大きいことから、個人的な主義主張を述べることは避け、中立かつ公正な立場で指導すること。

#### 【参考資料】

- ・高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（平成27年10月29日付け27文科初第933号）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1363082.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1363082.htm)

- ・「私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために」

- ・「同上 活用のための指導資料」（総務省・文部科学省）

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/shukensha/1362349.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shukensha/1362349.htm)

## 1 キャリア教育の必要性

今日、少子高齢化社会の到来、産業や経済の構造的変化による雇用形態の多様化・流動化等が進み、児童生徒を取り巻く環境は大きく変化している。こうした状況を背景に、児童生徒は、自らの将来に向けて希望あふれる夢を描くことが容易ではなくなっている。また、人間関係をうまく築くことができない、自分で意思決定できない、自己肯定感を持ってないといった若者の増加などがこれまでも指摘されてきた。こうしたことから、キャリア教育の推進が強く求められている。

中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」では次のように「キャリア教育」を定義し、さらに「キャリア」、「キャリア発達」について解説を加えるとともに、キャリア教育の意義について3点に整理している。

### ■「キャリア教育」の定義

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

#### ○「キャリア」とは

人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね。

#### ○「キャリア発達」とは

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程。

### ■キャリア教育の意義

- (1) 教職員に教育の理念と進むべき方向が共有されると共に、教育課程の改善が促進される。
- (2) 学校教育が目指す全人的成長・発達を促すことができる。
- (3) 学校生活と社会生活や職業生活を結び、関連付け、将来の夢と学業を結びつける実践により、児童生徒の学習意欲を喚起することの大切さが確認できるとともに、取組を進めることを通じて、学校教育が抱える様々な課題への対処に活路を開くことにつながる。

キャリア教育は、児童生徒・若者がキャリアを形成していくために必要な能力や態度の育成を目的とする教育的働きかけである。そして、キャリアの形成にとって重要なのは、自らの力で生き方を選択していくことができるよう必要な能力や態度を身に付けることにある。したがって、キャリア教育は、児童生徒・若者一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な能力や態度を育てることを目指すものである。自分が自分として生きるために、「学び続けたい」「働き続けたい」と強く願い、それを実現させていく姿がキャリア教育の目指す児童生徒・若者の姿なのである。

児童生徒・若者を取り巻く厳しい環境の中で、一人一人が「生きる力」を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、将来直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応する力を高めることが重要な課題となっている。社会的・職業的自立に必要な能力等を育成するため、キャリア教育の視点に立ち、就学前から高等学校に至るまでの体系的な教育の充実が必要である。

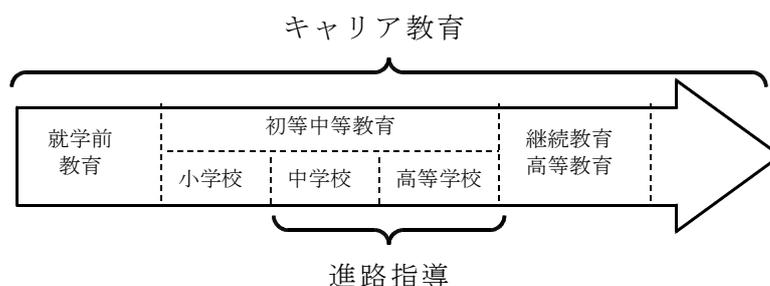
## 2 キャリア教育と職業教育、進路指導

従来から取り組まれてきた「職業教育」「進路指導」は、そのねらいや目的、内容の点で「キャリア教育」との関係は深い。混同され、誤解を招きやすいことから、先の中央教育審議会では、キャリア教育と職業教育の関係を次のように整理している。また、文部科学省刊行の「小学校・中学校・高等学校キャリア教育の手引き」では、キャリア教育と進路指導の関係について、理念・概念やねらい、目指すところは同じとしつつも、対象とする範囲等の差異を下図によって示している。

〔キャリア教育と職業教育〕

	キャリア教育	職業教育
育成する力	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度	一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度
教育活動	普通教育、専門教育を問わず様々な教育活動の中で実施される。職業教育も含まれる。	具体の職業に関する教育を通して行われる。この教育は、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成する上でも、極めて有効である。

〔キャリア教育と進路指導〕



## 3 キャリア教育の推進

キャリア教育を確実に展開するためには、それぞれの学校におけるキャリア教育が「縦」「横」の連携によって支えられる必要がある。児童生徒の発達の段階に応じた「縦」の連携（学年間・学校種間の緊密な協力や円滑な接続）と、様々な教育力を生かす「横」の連携（学校と家庭や地域・社会、企業等との協力や協働）を活性化し、持続させることが求められる。

また、キャリア教育を推進していくためには、各学校段階で、キャリア教育に関する方針を明確にし、教育活動全体を通じて取り組むよう教育課程へ適切に位置付けることが重要である。その中で、他者との人間関係の形成のために必要な能力を身に付ける学習の場や機会を積極的に設けたり、児童生徒に社会や経済の仕組みを理解させたりすることが必要である。また、体験的な学習活動を効果的に活用したり、自らの学習活動や成果を振り返ったりする機会を作ることが重要になってくる。

各学校段階においてキャリア教育を推進する際のポイントは、次のとおりである。

### (1) 小学校

- ① 社会の中での自らの役割や、働くこと、夢をもつことの大切さの理解、興味・関心の幅の拡大、自己及び他者への積極的関心の形成など、キャリア教育を通じた社会性、自主性・自立性、関心・意欲等の涵養が重要である。
- ② 各教科・道徳・外国語活動・総合的な学習の時間・特別活動や日常生活のそ

れぞれにおいて、例えば児童会活動や当番活動など学校内での活動や、地域の探検や家族・身近な人の仕事調べ、商店街での職場見学などの地域社会と関わる活動などを通じて、「働くこと」の意義を理解することや、自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」を理解し行動することで、学ぶ意欲につなげることなどが必要である。

## (2) 中学校

- ① 社会における自らの役割や将来の生き方・働き方等についてしっかりと考えさせるとともに、目標を立てて計画的に取り組む態度の育成等について、体験を通じて理解を深めさせ、進路の選択・決定へと導くことが重要である。
- ② 各学校においては、キャリア教育の視点で、各教科・道徳、総合的な学習の時間・特別活動や学校生活におけるそれぞれの活動を体系的に位置付けることにより、能力・態度の効果的な育成を図ることが必要である。
- ③ 職場体験活動は、ある職業や仕事を暫定的な窓口としながら実社会の現実に迫ることが中心的な課題となる。その際、現在ほぼ全ての公立中学校で実施されている状況やそれによる課題を踏まえ、活動の効果をより引き出すために事前・事後の学習の充実を図ったり、円滑に実施するための条件を整備したりすることが必要である。

## (3) 高等学校

- ① 生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度の育成と、これらの育成を通じた生徒一人一人が自分なりの勤労観・職業観等の価値観を形成・確立していく過程への指導・支援をどのように行うかが重要である。そのためにも、学科や卒業後の進路を問わず、社会・職業の現実的理解を深めることや、自分が将来どのように社会に参画していくかを考える教育活動などに重点を置くことが必要である。中でも、専門学科等を中心として行われる職業教育は、専門的な知識、技能、能力や態度を育成するとともに、新たな職業や知識・技術の高度化に対応した教育を行うことにより、自己の将来の可能性を広げていくことができるという面からもその重要性が高い。このため、職業教育の内容の充実が求められているが、その際には、社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を育てるとともに、卒業後それぞれの職業に就き、地域の産業・社会を担う人材を育成するためのキャリア教育を推進することが必要である。
- ② 専門学科の生徒に比べると、普通科の生徒は将来の生き方・働き方について考え、選択・決定することを先送りしたまま上級学校へ進学する傾向があるという現状がある。このことから、普通科におけるキャリア教育を一層充実させる必要がある。

## (4) 特別支援学校（特別支援学級を含む）

障がいのある児童生徒には、自立と社会参加を目指し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。自立と社会参加を目指す上では、職場体験活動や進路学習など職業教育の充実を図ることが重要である。また、学習活動全体にキャリア教育の視点を取り入れた授業展開をし、一人一人のキャリア発達を促すことで、個々の児童生徒の自立と社会参加に必要な能力や態度を効果的に育成することができる。そのためにもキャリア教育のさらなる充実が必要である。

\*\*\*\*\*  
参考資料：

- ・今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）（中央教育審議会） 平成23年1月31日
- ・『小学校キャリア教育の手引き（改訂版）』（文部科学省） 平成23年5月
- ・『中学校キャリア教育の手引き』（文部科学省） 平成23年3月
- ・『高等学校キャリア教育の手引き』（文部科学省） 平成23年11月
- ・『特別支援教育ハンドブック』（島根県教育委員会） 平成23年3月

# 11 教育の情報化

## 1 情報化の進展と、より求められる情報活用能力

情報化の進展により、インターネット等が重要な情報通信基盤となった。パソコンや携帯電話（スマートフォン含む）などが広く普及し、誰でも情報の収集や発信、共有化が可能となった。これらの ICT<sup>1</sup>環境は、様々なサービスの提供を実現し、人々の生活をより豊かにする恩恵をもたらした。同時に、ネットワーク上の有害情報や悪意ある情報発信など「情報化の影の部分」に関する問題も生じさせている。

このような急激な社会の変化に対応するために、今まで以上に情報や情報手段を適切に活用できる能力が求められている。児童生徒が情報社会を生きていくために、例えば、多くの情報を主体的に選択・活用できる能力や正しく情報社会に参画する態度等の「情報活用能力」の育成を必要としている。学習指導要領では、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を育むことを重視しており、この「情報活用能力」は「生きる力」の重要な要素である。

## 2 教育の情報化の要素

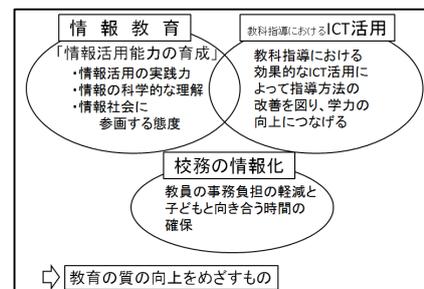
「教育の情報化」とは、以下の3要素から構成され、教育の質の向上を目指すものである。

- ・情報教育 ～子どもたちの情報活用能力の育成～
- ・教科指導における ICT 活用 ～各教科等の目標を達成するための効果的な ICT 機器の活用～
- ・校務の情報化 ～教員の事務負担の軽減と子どもと向き合う時間の確保～

「教育の情報化に関する手引」より 平成 22 年 10 月 文部科学省

「教育の情報化に関する手引」によれば、情報教育は「教育の情報化」の要素の一つとして、特に教科指導における ICT 活用と併せて実施することで、より効果的に児童生徒の情報活用能力の育成が図れる。具体的には、記録、要約、説明、論述などの言語活動や、この基盤を生かした知識・技能の活用を図る学習活動や探求的な学習活動などで、ICT を活用しながら教科の目標を達成しつつ同時に情報活用能力も育成していくというものである。

このことから、教科指導における ICT 活用を積極的に推進することが重要であると考えられる。教育の情報化全般が関連しながら実施されることで、よりその目標である児童生徒の情報活用能力の育成を図ることができる。（学習指導要領解説総則編参照）



校務の情報化は、校務を効率的に遂行するもので、教職員が児童生徒の指導に対してより多くの時間を割くことが可能となり、その結果、教育活動の質の改善につながる。

## 3 教員の ICT 活用指導力の向上と校内研修

文部科学省が公表した「教員の ICT 活用指導力チェックリスト」では、教員に求められる ICT 活用指導力全 18 項目が示されている。これによって、教員が身につけるべき ICT 活用指導力がどのようなものであるかを把握し、その活用指導力の向上に努めながら、児童生徒の情報活用能力の育成や学力向上につなげていくことが必要である。

校内研修では、この ICT 活用指導力チェックリストを積極的に活用して 5 つの大項目をバランスよく研修できるように計画・実施する必要がある。管理職の指示のもと情報教育担当主任や情

<sup>1</sup> ICT: Information and Communication Technology の略語。コンピュータやインターネットなどの情報コミュニケーション技術のこと。

報教育を担当する部などが中心となって、学校の実態に合わせて研修計画を作成し実施する。その際、コンピュータの操作スキル習得を前面に出すのではなく、指導面でのねらいを明確にした研修を実施する必要がある。校内研修の形態としては、全教職員が主体的に参加することが可能なワークショップ型研修や ICT を活用した模擬授業、公開授業と組み合わせた校内研修等が考えられる。また、研修用資料として島根県教育センター作成の「校内研修パック【ICT活用】【情報モラル教育】」（平成 27 年 3 月作成）、「情報モラル教育校内研修パック 2016」（平成 28 年 6 月作成）、文部科学省提供の「ICT活用ステップアップ映像集」<sup>2</sup>が活用できる。

#### 4 情報教育の体系的な実施

情報教育の目標については次の 3 つの観点に整理されている。

- |   |
|---|
| <p>(1) 情報活用の実践力<br/>課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力。</p> <p>(2) 情報の科学的な理解<br/>情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解。</p> <p>(3) 情報社会に参画する態度<br/>社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度。</p> |
|---|

「教育の情報化に関する手引」より 平成 22 年 10 月 文部科学省

児童生徒の情報活用能力の育成に当たっては、この 3 つの観点がバランスよく育成されることが求められ、そのためには教科等の年間指導計画と併せ、情報教育に関する体系的な年間指導計画を作成することが必要であり、教職員が各教科等の目標と情報教育の目標との関係などを意識して指導することが必要である。

情報活用能力の育成は、学校教育活動全体で取り込まれて実現するものである。評価の観点を明確にし、各学年レベルで育成すべき目標のリストを作成するなどして、各教科等で育成しようとする情報活用能力の範囲と程度を明らかにし、教科間で調整を図り、各項目を着実に育成することが大切である。（文部科学省：平成 27 年 3 月「情報活用能力育成のために」を参照のこと）

#### 5 情報モラル教育の推進

情報モラルとは、「情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度」（小学校及び中学校の学習指導要領解説総則編及び道徳編、高等学校学習指導要領解説総則編）と定義されている。「情報化の影の部分」への対応としてはもちろんのこと、情報や情報手段を適切に活用できる能力を育成するために、児童生徒に各学校で情報モラルを指導していくことが必要である。

情報モラルは、情報教育の目標の 3 つの観点のうち、「情報社会に参画する態度」の重要な要素であり、他の観点と併せてバランスよく指導する必要がある。以下に指導していくためのポイントを記述する。

- ・「情報モラル教育 実践ガイダンス ～すべての小・中学校で、すべての先生が指導するために～」<sup>3</sup>及び「情報科社会の新たな問題を考えるための教材」<sup>4</sup>を参考にして学校の実態に合った指導カリキュラムを作成して実施する。また、朝終礼や各教科等において指導するタイミング

<sup>2</sup> 平成 26 年度文部科学省委託事業「ICTを活用した教育の推進に資する実証事業」の成果物。県・市区町村教育委員会 DVD が配布されている。（平成 27 年 9 月）

<sup>3</sup> 文部科学省、国立教育政策研究所（平成 23 年 3 月）。

<sup>4</sup> 文部科学省委託事業により作成された、映像教材（DVD 又はインターネット配信）とその手引き（平成 26 年 4 月）。

をうまく設定し、繰り返し指導することが大切である。

- ・教職員が、校内研修等によってインターネット上のトラブル事例を知ったり、児童生徒がどのように携帯電話（スマートフォン含む）やゲーム機、パソコンを通じてインターネットを利用しているのか調査したりして、情報モラルに関する知識をもつ。
- ・今まで情報モラルを指導したことがない教員の負担感を軽減するために、先進的な取り組みをしている学校の指導事例を学んだり、Web教材を利用して授業構想を計画したりする。既存のDVD教材や指導リーフレットなども利用する。
- ・学校と家庭・地域と連携した取り組みを行う。例えば、学校便りや学級便りでの啓発や保護者会で議題に挙げたり、保護者講習会を開催したりする。また、情報モラルに関する保護者向けアンケートを実施し、児童生徒のアンケート結果との違いなどに焦点をあてて啓発するなどの方法がある。
- ・情報モラル上の問題が発生した場合は、校長のもと、担任や情報教育担当主任、生徒指導主任などが連携し、組織として対応する。
- ・教職員自身がソーシャルメディア<sup>5</sup>を利用する場合、ソーシャルメディア上でも服務義務違反がないように留意する必要がある。

## 6 校務の情報化

校務の情報化は、「業務の軽減と効率化」と「教育活動の質の向上」を図るものである。

「業務の軽減と効率化」では、例えば、グループウェア<sup>6</sup>の掲示板機能を利用することにより、職員朝礼の時間を短時間で終わらせたり、打ち合わせ回数を減らしたりでき、児童生徒と向き合う時間が確保できる。

また、「教育活動の質の向上」では、例えば、従来は学級担任や教科担当が単独で見えていた児童生徒の学習記録や生活記録などの学習情報を電子化・共有化することにより、学級担任や教科担当だけでなく、それ以外の教職員が様々な教育活動に関わる児童生徒の情報を入力していくことで、より多様で広範な児童生徒のデータが蓄積でき、より質の高い所見等に活用できる。

校務の情報化を進めるに当たっては、児童生徒の個人情報の取り扱いに配慮した情報セキュリティの確保や情報の共有・情報発信による保護者や地域との連携が重要である。また、不正アクセス等ネットワークに関するトラブルの防止のため、技術的な対策とともに、コンピュータの運用・管理やインターネットのセキュリティ・ポリシーを明確にし、さらに、トラブル発生時の速やかな連絡体制等を明示した利用規定等対応マニュアルを整備することが必要である。

情報漏えいの原因は、人的要素が大きな割合を占めている。校外に情報が入ったデータを持ち出すことは、極力避ける必要がある。個人情報が入った電子データを校外に持ち出す例外的なケースについては、示された手順に従う必要がある。また、持ち出されるデータは暗号化<sup>7</sup>などにより、データが紛失した場合にもその内容が第三者に読み取られないようにする必要がある。

校務の情報化の初期段階でも、アンケート集計ソフトSQS(Shared Questionnaire System)<sup>8</sup>等を利用すると、学校評価等のアンケート作成・集計を効率的に行うことができ、校務の負担を軽減することができる。

---

<sup>5</sup> Facebook(フェイスブック)、mixi(ミクシィ)、Google+(グーグルプラス)、Twitter(ツイッター)、LINE(ライン)等のインターネット上で個人の発信をもとにコミュニケーションを行うことが可能なメディアのこと。

<sup>6</sup> 校内LANを活用して情報共有やコミュニケーションの効率化を図り、グループによる協調作業を支援するソフトウェアの総称。主な機能として、電子メール、掲示板、文書共有機能等がある。

<sup>7</sup> 市販の暗号化ソフトのほか、無料で使える信頼性の高い暗号化ソフトもある。ED(イーディ):Windows用ファイル暗号化ツール(米国政府公認暗号対応)。http://www.vector.co.jp/soft/win95/util/se119287.html

<sup>8</sup> 千葉商科大学政策情報学部准教授 久保裕也氏により開発されたオープンソースの「共有アンケート実施支援システム」  
http://dev.sqs2.net/projects/sqs/wiki/Overview\_ja

## 7 特別支援教育における教育の情報化

コンピュータなどの情報機器は、特別な支援を必要とする児童生徒に対してその障がいの状態や発達の段階等に応じて活用することにより、学習上又は生活上の困難を改善・克服させ、指導の効果を高めることができる有用な機器である。

情報化に対応した特別支援教育を考えるに当たっては、個々の児童生徒が、学習を進める上でどこに困難があり、どういった支援を行えばその困難を軽減できるか、という視点から考えることが大切である。

## 8 著作権

著作権とは、知的財産権の一つで、文化的な創作物を保護するものである。文化的な創作物とは、文芸、学術、美術、音楽などのジャンルに入り、人間の思想、感情を創作的に表現したもののことで、著作物といい、それを創作した人が著作者である。

原則として、著作権は、著作者の生存中及び死後 50 年間である。

教育活動においては、情報モラル教育、授業における著作物の利用、学校便り・ホームページ等による情報発信といった場面において、著作物を正しく取り扱わなくてはならない。「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第 35 条ガイドライン」<sup>9</sup>等を参考にして、このガイドラインで許される範囲を超えて著作物を利用したい場合には、著作権者等の許諾を得る必要がある。

### (1) 教員及び児童・生徒が、授業の教材として使うために他人の作品をコピーし配布する場合(第 35 条第 1 項)

【著作権者の了解なしに利用できるための条件】

- ① 営利を目的としない教育機関であること
- ② 授業を担当する教員やその授業等を受ける児童・生徒がコピーすること
- ③ 本人(教員または児童・生徒)の授業で使用すること
- ④ コピーは、授業で必要な限度内の部数であること
- ⑤ 既に公表された著作物であること
- ⑥ その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
- ⑦ 原則として著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること

### (2) 試験又は検定のために、他人の作品を使って入学試験問題を作成し配布する場合又は当該試験問題をインターネットなどで送信する場合(第 36 条)

【著作権者の了解なしに利用できるための条件】

- ① 既に公表された著作物であること
- ② 試験・検定の目的上必要な限度内の複製や送信であること
- ③ 「営利目的」の試験・検定の場合は著作権者に補償金を支払うこと
- ④ その著作物の種類や用途、送信の形態などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
- ⑤ 原則として著作物の題名、著作権者名などの「出所の明示」をすること

### (3) 発表用資料やレポートの中で他人の作品を「引用」して利用する場合(第 32 条第 1 項)

【著作権者の了解なしに利用できるための条件】

- ① 既に公表された著作物であること
- ② 利用方法が、「公正な慣行」に合致していること(例: 自分の考えを補強するためなど作品を品用する「必然性」があること)
- ③ 利用の目的が、報道、批評、研究などのために「正当な範囲内」であること(例: 引用の分量については、引用される部分(他人の作品)が「従」で、自ら作成する部分が「主」であること)
- ④ 引用部分については、かぎ括弧などを付して、明確にすること
- ⑤ 著作物の題名、著作者名など「出所の明示」をすること  
(パンフレット『学校における教育活動と著作権』文化庁長官官房著作権課より引用)

<sup>9</sup> 著作権法第 35 条ガイドライン協議会(平成 16 年 3 月) <http://jbpa.or.jp/guideline/index.html>

## 12 ものづくり活動

### 1 小・中学校におけるものづくり活動の推進

平成20年3月に改訂された小・中学校の学習指導要領では、各学校において創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むと共に、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めることとしている。

このような能力を育成するため、各教科等の指導に当たっては、ものづくりなどの体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視することとしている。

ものづくり活動の実施においては、その楽しさや喜びを体験させる中で、技術に関する理解を深め、技術を適切に活用できる能力や実践的な態度の育成に取り組むことが重要である。また、伝統技術や先進的な技術についても触れることで、広い視野で子どもの興味・関心を高めることが大切である。

小学校学習指導要領では、「理科」において、各学年でものづくりをする活動を通して、物質やエネルギーなどの性質や働きについての見方や考え方を養っている。また、「図画工作」において、表現及び鑑賞の活動を通して、感性を働かせながら、作り出す喜びを味わうようにするとともに、造形的な創造活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養っている。「総合的な学習の時間」においても、ものづくりや生産活動などの体験活動を積極的に取り入れることとしている。

中学校学習指導要領では、「理科」において、各内容の特質に応じて扱い、原理や法則の理解を深めるようにしている。また、「美術」において、感じ取ったことや考えたことなどを基に絵や彫刻などに表現することにより、美術の創作活動の喜びを味わい、感性を豊かにし、豊かな情操を養うようにしている。「技術・家庭」においては、ものづくりなどに関する実践的・体験的な学習活動を通して、生活と技術との関わりについて理解を深め、進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度を育てるようにしている。

これらの活動を通して、ものづくりの楽しさや喜びを感じられるようにすることが大切である。

### 2 高等学校におけるものづくり教育の推進

高等学校でも、各学校において、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めることとしている。また、地域や学校の実態等に応じ、就業等に関わる体験的な学習の指導を適切に行うことで、望ましい勤労観、職業観を育成することとしている。

高等学校学習指導要領では、「家庭」において、実験・実習を中心とした指導を通して、生活の自立及び消費と環境に関する理解を深めている。また、各学校で行われているインターンシップは、地域産業の理解を深めると共に、ものづくりの事業所を含む職業現場で実際に用いられている知識や技術・技能を学ぶ貴重な機会となっている。

専門高校においては、本県のものづくり産業を担う人材と、技術の高度化の進行に対応し、より専門的な知識や技能を持つ人材を育成するため、各分野の先端技術に対応した内容を扱うなど、時代に対応したものづくりに関する指導を行っている。また、産業界や高等教育機関との連携のもと、高度な専門性を有する外部人材の活用によるものづくり教育や、職業資格に関連した実習を行っている。

これらの活動を通して、創造することの喜びを体得させると共に、生徒が将来のものづくり産業を担うために必要な実践力を身に付けられるようにすることが大切である。

# 13 持続可能な開発のための教育（ESD）

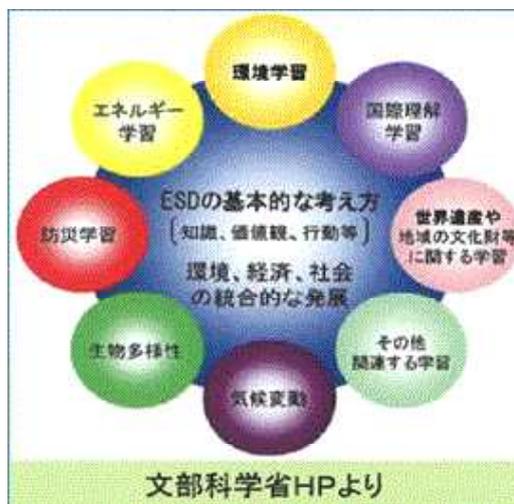
## 1 持続可能な開発のための教育（ESD）とは

○環境、貧困、人権、開発といった様々な地球規模の課題について、自分のこととしてとらえ、その解決に向けて自分から行動を起こす力を身につけるための教育である。

○ESDの実施に必要な観点

- 人格の発達や、自律心、判断力、責任感などの人間性を育むこと
- 他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、「関わり」、「つながり」を尊重できる個人を育むこと

環境、平和や人権等のESDの対象となる様々な課題への取組をベースにしつつ、環境、経済、社会、文化の各側面から学際的かつ総合的に取り組むことが重要である。



↑ ESDの概念図

## 2 国連、ユネスコ及び国の取組の概要（\*印：国等の動き）

平成4年	国連環境開発会議（リオデジャネイロ） ・アジェンダ21の中で持続可能な開発のための教育の重要性が指摘される
平成14年	持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ） ・我が国の提案により世界首脳会議実施計画に「ESDの10年」に関する記載が盛り込まれる。 国連第57回総会 ・2005年（平成17年）～2014年（平成26年）の10年を、国連ESDの10年とし、ユネスコを主導機関に指名
平成17年	国連ESDの10年国際実施計画をユネスコにて策定し、国連総会にて承認
平成18年	わが国における「国連持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」実施計画*
平成21年	ESD世界会議（ボン） ・ボン宣言の採択
平成24年	国連持続可能な開発会議（リオ+20）（リオデジャネイロ） ・宣言文の中で、2014年（平成26年）以後もESDを推進することが盛り込まれる
平成26年	持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議（日本） ・国連ESDの10年の最終年に日本で開催（愛知県名古屋市/岡山市） ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP） ・第37回ユネスコ総会で採択されたGAPについて、国連総会にて承認
平成27年	国連サミット（ニューヨーク） 持続可能な開発のための2030アジェンダ採択
平成28年	我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション

## 3 ユネスコスクール

ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校であり、ユネスコが認定する学校である。文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコスクールをESDの推進拠点と位置付けている。

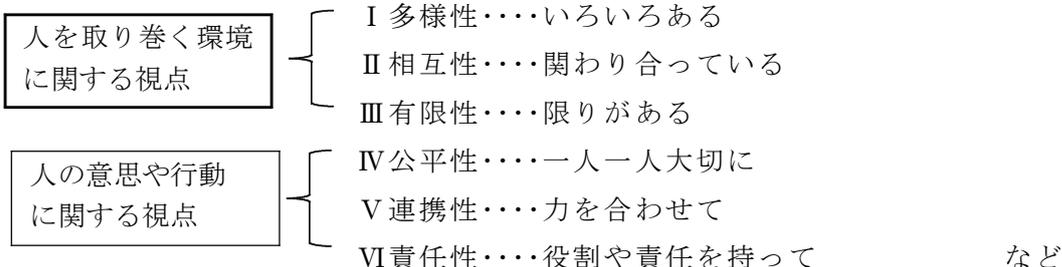
【島根県内のユネスコスクール：島根県立島根中央高等学校、松江市立女子高等学校】

## 4 学校における取組（国立教育政策研究所の提案から）

< E S Dの視点に立った学習指導の目標 >

教科等の学習活動を進める中で、持続可能な社会づくりに関わる課題を見いだし、それらを解決するために必要な能力や態度を身につける

(1) 課題を見い出すための視点（持続可能な社会づくりの課題を見い出すための視点(例)）



(2) 身につけたい力（E S Dの視点に立った学習指導で重視する能力・態度(例)）

- ① 批判的に考える力  
合理的・客観的な情報や公平な判断に基づいて本質を見抜き、ものごとを思慮深く、建設的、協調的、代替的に思考・判断する力
- ② 未来像を予測して計画を立てる力  
過去や現在に基づき、あるべき未来像（ビジョン）を予想・予測・期待し、それを他者と共有しながら、ものごとを計画する力
- ③ 多面的、総合的に考える力  
人・もの・こと・社会・自然などのつながり・かかわり・ひろがり（システム）を理解し、それらを多面的、総合的に考える力
- ④ コミュニケーションを行う力  
自分の気持ちや考えを伝えるとともに、他者の気持ちや考えを尊重し、積極的にコミュニケーションを行う力
- ⑤ 他者と協力する態度  
他者の立場に立ち、他者の考えや行動に共感するとともに、他者と協力・協同してものごとを進めようとする力
- ⑥ つながりを尊重する態度  
人・もの・こと・社会・自然などと自分とのつながり・かかわりに関心を持ち、それらを尊重し大切にしようとする態度
- ⑦ 進んで参加する態度  
集団や社会における自分の発言や行動に責任を持ち、自分の役割を理解するとともに、ものごとに主体的に参加しようとする態度  
など

(3) 指導を進める上での留意事項（E S Dの視点に立った学習指導を進める上での留意事項(例)）

- A 教材のつながり（学習課題や学習内容などを内容的・空間的・時間的につなげること）
- B 人のつながり  
（学習者同士、学習者との立場・世代の人々、学習者と地域・社会などをつなげること）
- C 能力・態度のつながり  
（身につけた能力・態度を具体的な行動に移し、実践につなげること）



具体的な課題の発見・探求・解決の過程で、児童生徒自ら持続可能な社会づくりに関する価値観を身につけ、自らの意思を決定し、行動を変革していくことができるように配慮することが大切である。

# 14 国際理解教育

## 1 国際理解教育の充実

### (1) コミュニケーション能力の向上

社会のグローバル化は今後一層進展し、子供たちは将来、様々な国の人々と日常的に関わり合いながら生活していくことになる。社会の複雑化、国際化に伴い、個人の価値観や思考様式は多様化し、異なる考え方を持つ人々とコミュニケーションを図り、お互いを尊重しながら生活していくことが求められる。

異なる文化や言語を持つ世界の人々と「共生」できる大人に成長するよう、相手の立場を尊重しつつ、自分の思いや考えを表現できる基礎的なコミュニケーション能力を、各教科等を通して計画的に指導することが大切である。

### (2) 自国の歴史、地域の文化の尊重

異なる文化を理解・尊重するためには、まず自分が住む地域の文化や、日本の歴史等についての認識を深め、自国の文化を尊ぶ態度を育むことが重要になる。そのため、ふるさとの人や自然・歴史的遺産、受け継がれた伝統行事を大切にされた教育活動を推進する必要がある。社会科や総合的な学習の時間等での自国や郷土に関する主体的な学習を充実して、児童生徒が自国の歴史や文化に誇りを持ち、それらについて発信しようとする意欲を育てることが大切である。

### (3) 人権意識の高揚

島根県においても外国籍の児童生徒や外国につながる児童生徒の数は増加の傾向にある。様々な文化背景を持つ人々が共生するためには、異なる文化・歴史をお互いが理解し、尊重し合うことが大切である。外国籍の児童生徒等は、生活様式や習慣、宗教などの違いから、日本の常識では考えられないような発言や行動をすることもあるが、日本の常識を一方的に押し付けることなく、その児童生徒が持つ文化等を尊重しながら、すべての児童生徒が共に生活していけるよう指導していく必要がある。国籍や文化・習慣が異なる児童生徒が共に学校生活を送るためには、学校の教職員が高い人権意識を持ち、これらのことを十分に理解したうえで指導していくことが求められる。

### (4) 地球規模の課題への対応

環境保全や限りある資源の活用などの環境問題や消費者問題をはじめとして、その対応を誤ると人類の存在自体を危うくすると考えられる国際的な課題が増加している。広い視野を持ち、世界で起きていることと、自分たちが生活する地域で起きていることとを結びつけ、自分たちが今取り組めることを考えて行動に移すことができる児童生徒の育成が求められている。地球に住む世界市民の一人として、世界の人々と「共生」していくという視点で、自らの生活スタイルを見直したり、世界のために何ができるかを考えたりすること等を、教科等を通して指導していくことが大切である。

### (5) 交流の推進

グローバル社会で生きていく児童生徒にとって、国際的な課題等への興味関心を高めるためにも、様々な国の人々と交流し、多様な価値観に触れることが大切である。授業の中で地域に住む外国人やALT、国際交流員等を活用し、児童生徒が様々な人々と交流する場を設けることは、国際理解を推進するうえで大変有効である。また、自校に外国籍の児童生徒等が在籍する場合には、該当児童生徒の了解を得たうえで、授業等でその児童生徒の国の文化・歴史等に触れたり、生活習慣や食生活等の体験活動を行ったりするなどし、多文化共生の学校・学級経営を推進していくことが求められている。

## 2 国際化に対応するための言語能力の育成

### (1) 求められる言語能力

価値観が一層多様化し、情報が氾濫する現代社会においては、自分の考えを適切にまとめて相手に応じて表現するコミュニケーションに関わる言語能力が不可欠である。この能力は日本語や英語といった言語の種類に関わらず身に付けるべき能力だが、初等教育においては、特に母語である日本語での言語能力の育成が重要である。そして、今後ますます進展するグローバル社会においては、異文化を背景とする人々と日常的にやりとりするための言語能力も求められ、英語など外国語を用いたコミュニケーション能力の育成も重要になる。

異なる文化を持つ人々とのコミュニケーションにおいては、特に次の3点について、留意が必要である。

- ① 自分の考えを適切な言葉で表現すること。
- ② 的確かつ論理的に伝達すること。
- ③ 相手の文化背景を考慮して、表現や理解を柔軟に行うこと。

これらのことを踏まえ、自分の伝えたいことだけを主張したり、すべてを相手に合わせてしまったりすることなく、お互いに理解し合うよう努め、相手のことを理解するための質問や自分のことを分かってもらうための説明の言葉などを適切に織り交ぜながら、誤解が生じないようにやりとりを進めていく姿勢が求められる。

## (2) 国際化に対応するための言語教育の在り方

こうした言語能力を育成するためには、自分の考えや思いを言葉にして表現し伝達することが大切であるという基本的な認識を養うとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする意欲を高め、表現したり話し合ったりするための技能を身に付ける必要がある。これらの指導は国語や外国語の授業のみならず、各教科等の指導や学校生活全体の活動を通して行われるべきものである。

日本人としての主体性と異文化への柔軟な理解力、対応力を身に付け、確かな表現と理解を行う基本的な能力と、相手に応じて柔軟に対応できる応用的な能力を備えた日本人を育成することが望まれる。

## (3) 外国語教育の改善及び充実

グローバル社会の一層の進展に伴い、児童生徒たちは将来、世界と何らかの形で関係を持ちながら生活していくことが想像される。そうした生活においては、言語能力はこれまで以上に重要になり、グローバル社会を生き抜くうえで不可欠な能力となることが考えられる。

中学校・高等学校におけるこれまでの外国語教育では、単語や文構造の理解、訳読や和文英訳といった知識・理解を中心とした指導が行われることが多かった。しかし、グローバル社会において、様々な国の人々と共生していくためのコミュニケーション能力を育成するため、外国語教育は大きな変革が求められている。将来、子供たちが外国語でコミュニケーションを図ることができるよう、外国語の知識だけではなく、外国語を用いる技能を身に付けさせることが大切である。そのため、次の点に留意し、指導の改善及び充実を図ることが重要である。

- ① 生徒に身に付けさせたい「英語を使う力」を具体的に示し、そのゴールに向けた効果的な授業を展開すること。
- ② 教科書の題材を十分に踏まえ、外国語表現の能力（話すこと・書くこと）及び外国語理解の能力（聞くこと・読むこと）に関わる事項を中心に単元の設定すること。
- ③ 文法については、コミュニケーションを支えるものにとらえ、機械的な反復練習やパターン練習等にとどまらず、自分の考えや気持ちを伝え合うなどの言語活動を通して定着を図ること。
- ④ 聞いたり読んだりした内容について、自分の意見や感想を話したり書いたりするなど、4技能を統合的に活用する活動を行うこと。
- ⑤ 言語活動に必然性を持たせ、生徒が活動したくなるような言語使用場面を設定すること。
- ③ 英語の授業は、原則として英語で指導すること。

## (4) 外国語教育担当教員の研修及び自己研鑽

上記(3)で述べたように、外国語教育において大きな変革が求められる今、外国語教育担当教員には特に次の2つの観点から、これまで以上に積極的に研修等に参加すること、自己研鑽することが求められる。

### ① 今求められる外国語指導方法についての理解を深めること

この目的達成のため、島根県教育委員会では「グローバル化に対応した外国語教育研修」を実施している。平成29年度に公立中学校・高等学校等の英語担当教員で教諭の職にあるものは原則として平成29年度までに受講することとしているが、それ以外の職にあるものも積極的な受講が望ましい。

### ② 自らの英語力向上のために日々研鑽し、自らの英語力について再確認すること

教員が自らの英語力を向上させるため日々研鑽を続けることが重要であることは言うまでもないが、外部検定試験等を通じてその達成度を確認することも必要である。

また、外部検定試験の受検には、今求められる英語テストの在り方について体験することで指導と評価の改善に資する、という側面もある。

島根県教育委員会が実施する研修や確認テスト、各検定試験団体が提供する割引制度等も活用しながら、検定試験等の積極的な受験が求められる。

### 3 外国語活動

#### (1) 外国語活動の目標

学習指導要領に示されている外国語活動の目標は、「外国語活動を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う」ことである。

目標は三つの柱から成り立っている。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深める。</li><li>② 外国語を通じて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る。</li><li>③ 外国語を通じて、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませる。</li></ul> |
|---|

外国語活動では、児童の英語運用能力向上を目指すのではなく、児童のコミュニケーション能力の素地を養うことが求められている。コミュニケーション能力の素地とは、言語や文化に対する体験的な理解、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度、外国語の音声や基本的な表現への慣れ親しみ等を指しており、中・高等学校の外国語科で目指すコミュニケーション能力を支えるものである。

#### (2) 外国語活動の内容

- ① 内容は学習指導要領で次のように構成されている。
  - 学年ごとに内容を示すのではなく、第5学年及び第6学年の2学年間を通じて扱う内容を示している。
  - 「主としてコミュニケーションに関する事項」と、「主として言語と文化に関する事項」の2つで構成している。
- ② 内容の「コミュニケーションに関する事項」では、外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図ることができるよう、次の3つの事項について指導を行う。
  - 外国語を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体験すること。
  - 積極的に外国語を聞いたり、話したりすること。
  - 言語を用いてコミュニケーションを図ることの大切さを知ること。
- ③ 内容の「言語と文化に関する事項」については、日本と外国の言語や文化について、体験的に理解を深めることができるよう、次の3つの事項について指導を行う。
  - 外国語の音声やリズムなどに慣れ親しむとともに、日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気付くこと。
  - 日本と外国との生活、習慣、行事などの違いを知り、多様なものの見方や考え方があることに気付くこと。
  - 異なる文化をもつ人々との交流等を体験し、文化等に対する理解を深めること。

#### (3) 指導計画の作成と内容の取扱い

- ① 指導計画作成上の配慮事項
  - 外国語活動においては、英語を取り扱うことを原則とする。
  - 各学校においては、児童や地域の実態に応じて、学年ごとの目標を適切に定め、2学年間を通して外国語活動の目標の実現を図るようにする。
  - 主として言語や文化に関する内容の指導については、コミュニケーションに関する内容との関連を図るようにする。
  - 指導内容や活動については、児童の興味・関心にあったものとし、国語科、音楽科、図画工作科などの他教科等で児童が学習したことを活用するなどの工夫により、指導の効果を高めるようにする。
  - 指導計画の作成や授業の実施については、学級担任の教員又は外国語活動を担当する教員が行うこととし、授業の実施に当たっては、ネイティブ・スピーカーの活用を努めるとともに、地域の実態に応じて、外国語に堪能な地域の人々の協力を得るなど、指導体制の充実を図る。
  - 音声を取り扱う場合には、CD、DVDなどの視聴覚教材を積極的に活用する。
  - 道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、外国語活動の特質に応じて適切な指導をする。
- ② 内容の取扱いについての配慮事項
  - 児童にとって身近なコミュニケーションの場面を設定する。学習指導要領には「コミュニケーションの場面の例」及び「コミュニケーションの働きの例」が示され、学習

指導要領解説には具体的な表現の例が示されている。

- アルファベットなどの文字や単語の取扱いについては、児童の学習負担に配慮しつつ、音声面を中心とした指導を補助する程度の扱いとするよう配慮する。文字の取扱いについては特に配慮が必要で、学習指導要領解説では「例えば、アルファベットの活字体の大文字及び小文字に触れる段階にとどめる」としているように、小学校段階では文字の読みや書きの定着を求めるものではない。
  - 言葉によらないコミュニケーションの手段としてジェスチャーなどを取り上げ、その役割を理解させるようにする。
  - 外国語活動を通して、外国語や外国の文化のみならず、国語や我が国の伝統や文化についても併せて理解を深めることができるようにする。例えば、日本のお辞儀の習慣やひらがな、カタカナ、漢字などの文字の共通点や相違点に気づかせる活動などが考えられる。
- ③ 児童の学習段階を考慮した、各学年の指導における配慮事項
- 第5学年における活動では、外国語を初めて学習することに配慮し、児童に身近で基本的な表現を使いながら、外国語に慣れ親しむ活動や児童の日常生活や学校生活にかかわる活動を中心に、友達とのかかわりを大切にした体験的なコミュニケーション活動を行うようにする。
  - 第6学年における活動では、第5学年の学習を基礎として、友達とのかかわりを大切にしながら、児童の日常生活や学校生活に加え、国際理解にかかわる交流等を含んだ体験的なコミュニケーション活動を行うようにする。
- ④ その他具体的な配慮事項
- ティーム・ティーチングを行う際は、T2となる中学校教員やネイティブ・スピーカー、地域の協力者に対して、外国語活動の目標について十分に理解を図り、スキル習得を目標とした活動にならないように配慮する。
- (4) 学習評価と小学校児童指導要録への記載について
- ① 評価の観点は、目標の三つの柱を踏まえて国が示したもの（「コミュニケーションへの関心・意欲・態度」「外国語への慣れ親しみ」「言語や文化に関する気付き」）を参考にし、設置者（市町村教育委員会等）が設定する。
  - ② 評価の観点に照らして評価を行い、児童にどのような力が身に付いたかを評価の観点ごとにそれぞれ文章で記述する。
- (5) 近隣の他の小学校及び校区中学校との連携について
- ① 小学校の指導を中学校につなげ、小学校で培ったコミュニケーション能力の素地を中学校外国語科で生かすため、同じ中学校区の他の小学校と、指導内容や指導方法について情報交換し、学校間の指導に隔たりが生じないように配慮することが大切である。
  - ② 小中合同研修会や授業研究会を行ったり、小中教員交流や児童生徒交流を行ったりしながら、それぞれの指導内容や指導方法について理解を深め、互いに連携して取り組むことが大切である。その際、中学校から、指導計画や指導内容等について問い合わせがあることが予想されるが、扱った英語表現、言語材料については、小学校段階では定着を求められていないことを共通理解する必要がある。
- (6) 外国語活動の充実と次期学習指導要領を踏まえた校内研修の実施について
- 小学校での外国語活動の充実のため、また次期学習指導要領の実施を見据えた準備という意味でも、各小学校での外国語教育に関する校内研修を推進することが重要である。この研修を効果的に進める方法として、次のような手順が考えられる。
- ① 中核教員が、「中核教員研修」で学んだ成果を実際に自分の授業で活用し、その授業を全教員に公開する。
  - ② ①の公開授業について研究協議を行い、全教員が外国語活動の授業のイメージを一定程度持つ。
  - ③ 「英語教育推進リーダー中央研修」DVD教材を活用し、全教員が外国語活動の授業のイメージをより深めながら、指導力向上を図る。

# 15 竹島に関する学習

## 1 竹島が日本固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も明らかである

竹島では江戸時代（17世紀）、幕府の許可を得て漁猟が行われていたが、1905（明治38）年に島根県に編入されて以降は島根県の許可制となった。この島根県への編入以前に竹島が他国によって領有された事実はない。1951（昭和26）年に結ばれたサンフランシスコ平和条約では、日本が放棄すべき地域に竹島は含まれず、竹島が日本の領土であることが国際法上も確認された。

しかし、1952（昭和27）年、韓国は李承晩<sup>りしやうばん</sup>大統領が公海上に一方的に線を引き（李承晩ライン）、その内側に竹島を取り込んだ。その後、韓国は海洋警察隊を置くなどして不法占拠を続けており、日本人が自由に竹島やその周辺に行ったり、漁業をしたりすること等ができない状況が続いている。竹島問題は日本の主権が侵害されている重大な問題であり、一刻も早く解決しなければならない問題である。

島根県議会は、竹島が隠岐島司の所管となったことを告示した1905（明治38）年2月22日から100年目にあたる2005（平成17）年、竹島の領土権の早期確立を目指し、2月22日を「竹島の日」と定める条例を可決した。

日本政府は、韓国に1954（昭和29）年、1962（昭和37）年及び2012（平成24）年、竹島問題の国際司法裁判所への付託を提案したが、韓国はこれを拒否した。また、日本政府は1965（昭和40）年の日韓漁業協定による李承晩ライン消滅後も不法占拠を続けている韓国に対して累次にわたり抗議を行っている。

なお、韓国が不法占拠を続ける竹島に対して行う構造物の建設等のいかなる措置も、それによって韓国に領土権が生じるものではない。

## 2 学習指導要領解説に示されている内容を踏まえ、竹島に関する学習の一層の充実を図る必要がある

文部科学省が2008（平成20）年に告示した「中学校学習指導要領解説 社会編」に、「また、我が国と韓国の間には竹島をめぐる主張に相違があることなどにも触れ、北方領土と同様に我が国の領土・領域について理解を深めさせることも必要である。」と、初めて竹島について記述された。

2014（平成26）年1月には、我が国の領土に関する教育や自然災害における関係機関の役割等に関する教育の一層の充実を図るため、「中学校学習指導要領解説」のうち社会編の一部及び「高等学校学習指導要領解説」のうち地理歴史編及び公民編の一部が改訂され、竹島について、我が国の固有の領土であることや韓国によって不法に占拠されていること、韓国に対して累次にわたり抗議を行っていること等を扱うよう明記された。これにより、今後、全国の学校において竹島を含め、領土に関する学習が推進されていくことになる。

島根県内では、2005（平成17）年に「竹島の日を定める条例」が公布される前から、身近な問題として学校教育において竹島が扱われてきた。2009（平成21）年度以降はすべての小・中・高・特別支援学校において竹島に関する学習が行われている。

島根県教育委員会は児童生徒の発達の段階及び小・中・高等学校の連続性等に配慮し、学習に適した教材や機会（※）を活用した竹島に関する学習の一層の充実を図り、竹島問題の解決に繋げることにしている。国際化が進みグローバルな視野をもった人材がより一層求められている今日、国際社会に生きる子どもたちが、将来、竹島について自分の考えを言えるよう、また、竹島問題を歴史的事実や国際法に基づいて平和的に解決し韓国との真の友好関係を実現できるよう、学校教育において竹島問題を積極的に扱う必要がある。

## 3 竹島に関する学習を通して、どのような子どもを育てようとしているか

島根県教育委員会は、「竹島に関する学習を通して目指す子どもたちの姿」と「子どもたちに身に付けさせたい竹島に関する知識等」を明らかにし、小・中・高等学校の発達の段階に応じた竹島に関する学習を推進している。

#### 【竹島に関する学習を通して目指す、子どもたちの姿】

- 竹島が我が国の固有の領土であることを知っている。
- 竹島問題の解決を図ろうとする意欲をもっている。
- 竹島問題を解決するための自分なりの考えをもっている。

#### 【子どもたちに身に付けさせたい竹島に関する知識等】

- 竹島の概略。
- 歴史的事実に照らして我が国の固有の領土であること。
- 国際法上我が国の固有の領土であること。
- 現在、我が国の主権が侵害されていること。
- 我が国や島根県が平和的な解決に向けて取り組んでいること。

## 4 指導者に求められること

日本と韓国の真の友好関係を築くため、竹島問題の平和的な解決が必要であるとの認識をもち、竹島に関する学習を積極的に推進しようとする姿勢が求められる。

### ＜竹島問題について正しく理解すること＞

我が国の固有の領土である竹島が韓国により不法に占拠されていることを、資料・史料に基づいて理解したうえで、韓国による不法占拠は、日本国民が日本の領土である竹島やその周辺海域に自由に行けないことや、周辺の漁業資源等の利用ができないという経済的なデメリットが生じているだけでなく、国家の主権が侵害されている重大な問題であるとの認識をもって、我が国が正当に主張している立場に基づき指導する必要がある。また、領土に関する問題の授業化に当たっては、ねらいを問題の解決に繋がるものとする必要があり、問題の棚上げ（先送り）や島の共同管理・放棄等では問題の解決に繋がらないことを踏まえて指導する必要がある。

### ＜竹島に関する学習の機会を充実させること＞

小・中・高等学校の「学習指導要領」に、「竹島」についての記載のない現状や「子どもたちには難しいのではないか。」といった指導者の判断を理由に、竹島に関する学習に消極的になることがあってはならない。国際社会の平和と発展に寄与する態度を育成するため、子どもたちの発達の段階に応じた竹島に関する学習の機会を確保することが必要である。

### ＜子どもたちの領土問題を解決しようとする意欲を高めること＞

領土問題は、知識・理解の習得にとどまらず、領土問題の解決を図ろうとする意欲の涵養に繋がる実践を行うことが必要である。

例えば、戦前から漁猟を行っていた竹島に近付くことさえできなくなった隠岐島の漁民たちの姿や、ソ連の侵攻によりふるさとである北方領土を奪われた元島民の姿を知ること、子どもたちは領土問題を自分たちが解決しなければならない重大な問題として捉えることができるようになると考えられる。

### ＜その他＞

教育活動全体を通して、子どもたちにコミュニケーション能力や人権感覚を身に付けさせるよう指導していくことも大切である。

なお、領土問題の解決と日韓の交流の促進は並行して行うべきものである。そのため、日韓の交流の歴史等について学ばせることも重要である。

また、韓国の教育の現状を知ることは、韓国側の竹島に関する言動の背景を理解することに有効である。

- ※ 学習に適した教材や機会の例
- ・竹島学習副教材DVD（平成21年）
- ・竹島学習リーフレット～竹島 日本の領土であることを学ぶ～（平成24年）
- ・高等学校・特別支援学校高等部における「竹島学習」のあり方について（平成24年）
- ・ふるさと読本「もっと知りたいしまねの歴史」（平成24年）
- ・領土に関する教育ハンドブック（平成27年）
- ・「竹島・北方領土問題を考える」中学生作文コンクールへの参加 等

## 16 ふるさと教育

### 1 ふるさと教育の基本方針

島根に残る美しく豊かな自然、各地域に脈々と受け継がれてきた固有の歴史や文化、地域の人材などについての認識を深め、ふるさとへの愛着や誇りをさらに高めていくとともに、地域を支える次世代の育成をすすめていく必要がある。

そこで、学校においては、地域の人々とともに行う自然体験、社会体験等を通じて、子どもたちに地域社会の一員としての自覚を持たせ、社会性を育む。また、地域課題に正対することで、ふるさとへの貢献意欲を育む。

地域においては、住民がふるさとの現状や歴史などに改めて向き合うことで、その魅力や普遍的な価値に気づき、理解を深めていく。

また、ふるさと教育を着実に推進していくためには、引き続き学校・地域が相互理解の上に緊密に連携し、それぞれの役割を果たしながら取り組むことが大切である。

### 2 ふるさと教育の定義

地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活かした教育活動

### 3 ふるさと教育が目指すもの

#### (1) 学校

- ・ふるさとへの愛着や誇りの醸成
- ・地域に貢献しようとする意欲の喚起

#### (2) 地域

- ・地域住民のふるさとへの理解促進
- ・地域を支える次世代の育成

### 4 主な取組

#### (1) 学校

#### **学習の深まりを意識した取組となる指導の充実**

教科等の「ねらい」を達成するために、地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活かした教育活動を年間 35 時間以上実施する。

学習の深まりを意識するとともに、校種間連携による系統性・発展性のある取組を進めていくことが重要である。

#### ○ふるさと教育の発展的な取組の推進

小・中学校で取り組んできた、地域の「ひと・もの・こと」を活用したふるさと教育を、就学前から高等学校までの一貫性のある取組に発展させ、発達の段階に応じた

ふるさと教育の充実を図る。

- ・ふるさと教育に関する全体計画等の作成の推進
- ・ふるさと教育の推進に関する各校種間の連携の推進
- ・就学前から高等学校までの一貫性のあるふるさと教育の充実

#### ○学びの質を高める指導の充実

ふるさと教育が学習の深まりを意識した取組となるような指導の充実を図る。

- ・発達の段階を踏まえたふるさと教育の指導の充実
- ・地域・島根と世界や我が国との関連性を意識させ、幅広い視野でふるさとを捉える指導の推進
- ・ふるさと教育の活用方法に関する教職員間での意識の共有化

### (2) 地域

#### 地域の課題解決に向けた取組の充実

##### ○地域における体験活動の充実

それぞれの地域には「ひと・もの・こと」といった教育資源であふれている。それらのものに対して、放課後の時間に改めて子どもたちが出会うことのできる活動や、学校で学んだふるさと教育の内容をさらに深めていくような体験的な活動が期待されている。

地域における体験活動は、直接自然や人、社会等と関わる活動を行うことにより、五感を通じて様々なことを感じることを通して、考える力を育てるとともに、異年齢の子ども達や大人との交流を通して、良好な人間関係を構築する力を育むものである。

公民館等においては、学校と連携した青少年の宿泊体験活動などを行うことで効果的な体験活動を実施することができる。また、青少年を対象とした体験プログラムの開発・普及に取り組む青少年教育施設等の関係団体が学校や公民館等と連携することで、体験活動をより計画的で効果のある取組にすることができる。

これらの体験活動は、地域の教育資源を通して、ふるさとへの愛着や誇りを育むことに資するものである。

##### ○地域の大人に対してのふるさと教育

地域においては、全ての住民が、今一度ふるさとの現状や地域の魅力、歴史などを学び直し、再発見することで、ふるさとに対する認識を深め、新たな魅力や普遍的な価値に気づき、ふるさとへの愛着や誇りをさらに高めていく必要がある。また、ふるさとへの愛着や誇りを子ども達に伝えていくことは、地域を支える次世代の育成につながる。このように地域の大人や子どもがふるさとについて学ぶ機会を公民館等が中心となって実施している。

### ○担い手育成など、地域の課題をテーマとした取組の充実

また、それぞれの地域における課題を子どもと大人が一緒になって考え解決していこうとする取組は、子どもたちが地域の一員であり、将来の担い手であるという意識を高めることにつながる。また、これらの活動を通して、子どもを中心に置き、地域が総がかりで子どもたちを育てるといった、地域の大人の意識の醸成についても公民館等の社会教育施設が取組を進めている。

### ○学校支援体制の充実

学校・家庭・地域をつなぐ「コーディネーター」を学校や公民館等に配置し、学校のニーズを踏まえて地域の支援者と学校をつなぐことで子ども達の学びを支援している。地域住民や児童生徒の保護者、学生、企業等「学校支援ボランティア」が、学校からの協力依頼に応じて学習支援、部活動支援、環境整備、登下校安全支援等の学校の支援活動を行う体制整備を進めている。そうした活動を通して地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図ることもねらっている。

## **5 ふるさと教育を支える学校・家庭・地域との連携・協働**

ふるさと教育を進める上で、学校・家庭・地域との連携は欠かすことができない。それは、ふるさと教育に限られたことではない。近年、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、それに伴い様々な問題、課題が生じてきている。これらを解決し、未来を担う子ども達を健やかに育むためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を十分に自覚するとともに、互いに信頼し合える関係を築きながら、地域全体で子どもを育むために連携、協力していくことが必要である。

さらに、学校と地域の関係性について、「これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していく必要がある、そのことを通じ、社会総掛かりで教育の実現を図る必要。」\*1とされた。地域は学校の手伝いや支援者ではなく、育てていきたい子どもの姿を共有し、対等なパートナーとして両輪の関係の中で子どもを育てていくものと考えられている。

具体的な施策として、現在島根県では、「結集！しまねの子育て協働プロジェクト」により、学校・家庭・地域をつなぐ「コーディネーター」を学校や公民館等に配置し、子どもを核にして地域住民が積極的に教育や子育て支援に関わる環境づくりを進めている。ふるさと教育を進める際は、これらの事業とも有機的な連携を図りつつ、進めていく必要がある。

---

\*1 平成27年12月21日 中央教育審議会答申 「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」

# 17 「しまねのふるまい」

島根県教育委員会では、平成 22 年度より、「しまねのふるまい推進プロジェクト」に取り組んでいる。

このプロジェクトでの「ふるまい」とは、礼儀、作法、あいさつ、ルール、マナー、生活行動、生活動作、思いやりなどの総称をいう。

「ふるまいは しまねの宝!」をスローガンに、学校・家庭・地域が連携し、社会全体で「ふるまい」の定着をめざしている。

## 1 「ふるまい」定着をめざすところ

子どもたちが「ふるまい」を身に付けるということは、将来の社会人としての基礎を身に付けていくことにつながる。

基本的な生活習慣がしっかりと身に付いている、友だちと良好な人間関係を築いている、思いやりの心をもって人と接している、ルールを守って行動できる等、安定した人間関係や落ち着いた教育環境が、子どもたちの豊かな心をはぐくんだり、子どもたちに確かな学力を身に付けさせたりすることに必要である。

また、このプロジェクトを地域ぐるみ、社会全体で取り組むことは、誰もが安心して住める魅力ある地域づくりにつながっていく。

## 2 具体的な取組

これまで、学校では「ふるまい定着」の視点を入れた取組を充実させ、家庭では親学プログラム等を活用して生活習慣の改善をめざし、地域においては公民館等社会教育施設が核となり、地域を巻き込んだ挨拶運動等を展開してきた。その結果、「ふるまい」の周知が進み、学校や地域の実態に応じた活動が展開されている。

### ①子どもたちへの「ふるまい」定着の推進

子どもたちが将来、社会の中で生きていくために必要なあいさつ、礼儀、時間や約束を守るなどの基本的な「ふるまい」の定着を引き続き図る。

- 学校教育活動全体を通じた「ふるまい」定着の取組の推進
- ふるまい推進資料（5歳児用、及び小1用）を活用した学習活動の推進
- 「大切にしたい しまねのふるまい」ポスターを活用した取組の推進
- 人間関係を構築する力を育む体験活動の推進（集団宿泊活動、社会奉仕体験、自然体験等）

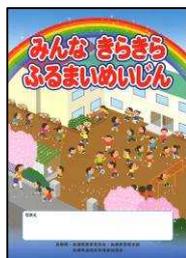
### ②県全体での「ふるまい」の推進

「ふるまい」の取組についての認知を広め、県全体での「ふるまい」の推進を図る。

- ふるまい推進指導員の派遣による啓発の推進
- 「親学プログラム」を活用した学習活動の推進
- 公民館等社会教育施設における「ふるまい」定着に向けた取組の推進
- 各種団体、企業等との連携による取組の推進

## 3 学校教育活動における「ふるまい」定着の推進

地域、児童生徒の実態にあわせ、日々の学校教育活動において「ふるまい」の定着を推進することが大切である。また、ふるまい推進資料（小1用）や「大切にしたい しまねのふるまい」ポスター等を活用し、月ごと、学期ごと、年度ごとに「ふるまい定着」に向けた取組を振り返り、更なる実践に結びつけていくことも大切である。



【ふるまい推進資料（小1用）】



【「大切にしたい しまねのふるまい」ポスター】

各校の目標を追加

# 18 へき地教育・複式教育

## 1 島根県の現状など

近年、少子化が進み、中山間地が多い本県では、へき地学校や複式学級を有する学校が多く存在しており、全国的に見ても、へき地学校や複式学級を有する小学校の割合が比較的高い状況にある。(下表参照)

県全体・各教育事務所管内におけるへき地学校・複式学級を有する学校の割合

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

校 種		隠岐管内	松江管内	出雲管内	浜田管内	益田管内	県全体
へき地学校 ※「人へき」を含めない	小 学 校	100%	10%	19%	36%	40%	28%
	中 学 校	100%	0%	19%	44%	39%	31%
複式学級を有する学校	小学校のみ	45%	13%	33%	36%	44%	31%

## 2 へき地教育・複式教育を推進するにあたって

このような現状から、本県の学校教育を推進していくうえで、へき地教育・複式教育は非常に重要な課題であり、その充実が求められている。特に、へき地教育・複式教育に向き合う教員の姿勢や資質が、教育の質を高めていくために大切である。

第 2 期しまね教育ビジョン 21 では、ビジョン実現のための施策の 1 つとして「離島・中山間地域の教育力の確保」が挙げられており、「へき地・複式教育の充実」と、「離島・中山間地域における高校の魅力化・活性化の推進」の 2 つが主な取組として整理されている。いずれも、豊かな自然、歴史、文化、伝統などの地域特性を生かし、へき地だからこそ、複式学級だからこそできる教育を充実、推進していくこととしている。

## 3 へき地教育・複式教育のとらえ

へき地学校や複式学級に対しては、「人間関係がせまい」「少人数のため学習が停滞しがち」といったことが短所として強調されがちである。しかし、少人数の良さを生かしたきめ細かな指導や機動力のある活動を充実したり、異学年で構成された学級等で人間性や社会性を豊かに育んだりすることができる。特に複式教育の学習指導法の特徴である「学年別指導(わたり)」を通して、児童に主体的な学び合いの場を経験させることができる。これらの教育活動を日常的に展開できることが複式教育の良さである。

また、へき地学校においては、豊かな自然、歴史・文化、子どもを社会の宝として育ていこうとする地域の人々など、教育資源が豊富である。そして、これらが息づいているからこそできる教育がへき地教育の良さである。

このように、教職員誰もがへき地学校や複式学級の特性をよく理解し、日々の教育実践に積極的に生かしていくことが大切である。

#### 4 へき地教育・複式教育における留意点

へき地学校・複式学級を有する学校における教育課程編成等について、留意すべき点としては次のようなことがあげられる。

- (1) へき地は、豊かな自然環境に恵まれ、伝統的行事や文化等が受け継がれている。地域や学校の実態を把握したうえで教育課程を編成する。
- (2) 少人数のよさに目を向け、一人一人の児童・生徒のよさや可能性を把握し、個に応じた指導を可能な限り実施する。
- (3) 複式学級においては、各教科の目標の達成に支障のない範囲で、各教科の学年別順序によらない教育課程を編成することができる。同単元同内容同程度指導（A・B年度方式）、異単元異内容指導（学年別指導）等それぞれの特質や学級編制の変動について配慮し、学校の実態に則した教育課程を編成する必要がある。特に、同単元同内容同程度指導（A・B年度方式）では教科等の系統性を踏まえることや、異単元異内容指導（学年別指導）等では間接指導の時間が児童の主体的な学び合いの場となるよう配慮することが必要である。また、複式学級を配置する学校であっても、単式学級においては、当該学年の内容のみにより教育課程を編成しなければならない。
- (4) 学級の枠をはずした合同学習、近隣校との集合学習、大規模校との交流学习等の集団形態について工夫する。
- (5) 地域の専門的知識や技能をもつ方に学習指導等について協力を得るなど、地域の教育力を十分に生かすために、学校と地域との連携を推進する。
- (6) 地域の自然、歴史・文化、伝統を活かした教育を展開し、児童生徒に、ふるさとを愛する心やふるさとに貢献したいと願う意欲を育む。
- (7) 1日の生活時程や週当たりの授業時間表を作成する場合には、児童生徒の通学距離や交通条件、あるいは季節等についても配慮し、たとえば、1年間を前期と後期に分け生活時程や週の授業時間の配当を変える等の工夫も必要である。
- (8) 地域内の学校が相互に研究会をもったり、資料・情報の交換を積極的に行ったりすることは、適切な教育課程を編成するうえで有効である。
- (9) 複式学級の転出入児については、児童の学習に支障が生じないよう適切な対応をする。  
（転入）履修の状況を把握し、未習事項は補充学習等で定着を図る。  
（転出）履修の状況について、転出先の学校に連絡する。
- (10) 卒業後の進学先や就職先において、人間関係や環境の変化等に適応できるよう、様々な経験を積んだり、自尊感情を高めたりできるように配慮する。

#### 【参考資料】

- ・「複式学級指導の手引き」（島根県教育委員会）（平成28年3月）



# 第5章

## 基盤となる指導

# 1 人権・同和教育

## 1 学校における人権・同和教育の目的

本県では2000（平成12）年に「島根県人権施策推進基本方針」を、さらに2008（平成20）年には新たな人権課題への対応の必要性や国内外の動向をふまえ「島根県人権施策推進基本方針（第一次改定）」を策定し、人権施策の推進に係る基本的な指針を示した。「基本方針」では、これまでの同和教育の実践の中で培われてきた「理念」「方法」「教材」「推進組織」などを充実させることにより、人権教育の効果的な推進に取り組むことを求めている。また、2014（平成26）年策定の「第2期しまね教育ビジョン 21」では、教育目標の1つに「高まっていく人間力」を掲げ、「自他を等しく大切にし、共に生きようとする人」を育成することに重点を置いている。

2015（平成27）年には「人権教育指導資料 第2集 しまねがめざす人権教育（学校教育編）」を発行し、学校教育における人権教育の在り方を明らかにするとともに、その充実を図っている。

近年、特別な支援を必要とする子どもや、家庭の経済状況の困難さから就学援助を必要とする子どもへの対応が増加している。また、いじめの問題など、教育現場が直面する課題は複雑化・多様化してきている。これまで以上に子どもたち一人一人の「学ぶ権利」を保障するための学校づくりを推進していく必要がある。

同和教育の成果である「進路保障」を柱として、子どもたちに自分の将来をたくましく切り拓いていく力を育むとともに、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決のために主体的に行動できる実践力を育むことが学校における人権・同和教育の目的である。

## 2 島根がめざす人権教育

### 「進路保障」を柱とした人権教育の推進

「進路保障」とは、進学や就職に際して、進路指導や公正な採用選考を実現するための取組を行うだけではない。様々な困難を抱えている子どもをはじめ、すべての子どもたちの実態とその背景に目を向け、一人一人が将来をたくましく切り拓いていく力、すなわち「生きる力」を育んでいこうという理念である。

本県では「進路保障」を柱とした人権教育の推進により、一人一人の人権が保障される教育現場を実現し、学校における人権・同和教育の目的の達成をめざす。

## 3 「進路保障」の取組

### 子どもの実態から課題を明らかにし、将来を切り拓いていく力を育む教育活動

「進路保障」の理念に基づいた取組は、教育活動のあらゆる場面で行われるものである。

まず大切なことは、教職員が、一人一人の子どもと関わっていくなかで、子どもの思いや願い、生活環境や人間関係などの背景に目を向ける（実態把握）姿勢を持つことである。気になる子どもに対して、なぜこの子どもはこのような行動を取るのかということを理解しようとする関わりから、その背景に「いじめ」や「虐待」があったり、「障がいがあること」や「本人・保護者が外国籍であること」などによって何らかの困難を抱えていたりすることが把握される場合がある。

学校は、子どもの実態から見えてきた課題を明らかにし、子どもが安心して学べることを保障したうえで、将来を切り拓いていく力を育むための教育活動や支援を行う必要がある。子ども自身の責任ではない事柄によって学ぶ権利や自己実現が阻まれている場合は、その要因と向き合い課題解決の取組を行わなければならない。また、子ども自身が困難な状況を前にしたときに、自分で乗り越えていたり、仲間と助け合って困難を克服したりする力を身に付ける取組を行うことも必要である。

## 4 人権教育の進め方

### 3つの視点からとらえ、教育活動全体を通して推進する人権教育

一人一人の子どもの「進路保障」を進めるために、次の3つの視点から人権教育をとらえ、自校の教育活動全体を通じて推進していくことが大切である。

#### (1) 人権としての教育（子どもたち一人一人の学びの保障）

人権としての教育とは、子どもたち一人一人の学びを保障し、安心して学校生活を送ることができるようにすることである。

例えば、不登校の子どもや学校に居場所を持たずにいる子どもの背景には、学級の中にいじめの問題があったり、家庭生活に課題があったりする場合がある。また、学習への意欲を失っている子どもの背景には、見通しの持てない授業展開や子どもの実態・理解度を配慮していない指導に対して、不安や困難さを強く感じている場合もある。このことを子どもの学びを保障するという視点で考えるとき、子どもが安心して学校に登校できたり、意欲的に取り組めたりするための、学校としての必要な課題が見えてくる。

課題解決に向けては、本人、保護者の声をしっかり受け止めるとともに、ケース会議などを開催し、関係機関と連携をしたり、教職員間で共通理解を図ったりするなど、全校体制で様々な取組を行うことが大切である。また、子どもたちが安心して学ぶために必要な就学支援・奨学資金制度などの情報を教職員が共有し、すべての保護者にもれなく周知されることも必要である。

#### (2) 人権を通じての教育（人権が尊重される環境づくり）

人権を通じての教育とは、人権が尊重される環境をつくることである。人権が尊重される環境づくりは、学校教育の基盤となる。

環境づくりとは、学校の美化や掲示物の工夫等にとどまらない。教職員の姿も子どもに

影響を及ぼす教育環境である。教職員が意図しないところでも、子どもたちは多くのことを学び取っている。（これを「隠れたカリキュラム」という）

例えば、忘れ物をした子どもに対し、理由も聞かず頭ごなしに叱る教職員の姿を見た子どもたちが、忘れ物をした子どもを「ダメな子ども」「いじめられても仕方のない子ども」と思ってしまう場合がある。また、教職員間のハラスメントが影響を及ぼして、「いじめ」や「仲間はずれ」というかたちで子どもたちの状況に現れることがある。このように「人権が尊重される環境づくり」が不十分であることが背景となり、互いのつながりが希薄な子ども集団になってしまっている場合もある。

人権教育の目標である「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができ、それが具体的な行動に現れるようにすることは、子どもたちに繰り返し言葉で説明するだけで身に付くものではない。学校生活全体のなかで、一人一人の子どもが一人の人間として大切にされていると実感できる環境づくりが重要である。

人権が尊重される環境をつくるということは、教職員が、子どもたちの言動をその背景から理解し、学校全体として、子どもたち一人一人の問題を考えていく風土をつくることである。子どもを一人の人間として尊重する教職員の態度は、クラス全体のなかで一人一人が大切にされているという雰囲気醸成していく。これは、子どもたちが豊かに関わり合える集団づくりにつながるものである。

このことは、教職員と子どもの関係だけでなく、教職員同士の関係においても同様である。「進路保障」という理念にそって教職員間の関係を見直すことは、教職員一人一人の力を生かすことにつながり、組織の力を高めることにもなる。子どもたちの成長を願って支え合い、高め合う教職員集団の姿は「隠れたカリキュラム」となり、子どもたちにも良い影響を与える。

### **(3) 人権についての教育（人権に関する知的理解と人権感覚の育成）**

人権についての教育とは、人権に関する知識を自分の生き方につなげて理解する力を育むとともに、人権感覚の育成を図ることである。

子どもたちが人権や人権課題に関する知識を得る時、教職員はその内容と意義についての理解が深まるように支援することが必要である。さらに、子どもたちが自ら問題を発見し、それを解決していくために必要な思考力、判断力、表現力を育むことで、子どもたちに自他の人権を尊重する態度や、問題を解決する技能を身につけさせることが大切である。

子どもたちの身の回りには様々な人権課題が存在している。子どもたちが将来、人権課題に直面し、差別される側に立たされるだけでなく、差別する側に立ってしまう可能性もあることを念頭に置いておく必要がある。「なぜ人は差別をするのか」「どのような時に差別をするのか」といった視点から人権課題を構造的に理解させることにより、自らの生き方・在り方の問題として考えさせることが大切である。「差別をしない生き方」を主体的に考えるように支援することが、子どもたちの人権感覚の育成につながる。

## 5 人権教育の推進にあたって大切にしたいこと

### (1) 子どもたちの行動の背景を理解する

子どもたちが安心して学び、希望をもって学校生活を送るためには、教職員が徹底した子ども理解を基本に教育活動を展開することが重要である。

子どもの行動には、様々な背景がある。学ぶ意欲が失われている状況、生活上必要な習慣・技能が身についていないなどの状況があるとき、表出している様子のみで子どもをとらえていては、状況の改善につながらない。家庭訪問や保護者面談、教職員間の情報交換等を通じて、背景に解決すべき様々な人権問題の存在が明らかになることもある。教職員一人一人が「見えにくいものを見ようとする」姿勢で関わり、「なぜそのような状況にあるのか」という背景・要因や子どもが抱えている困難等を把握することによって、改善に向けての具体的な支援・取組につなげていくことが大切である。また、「教職員を困らせる子ども」ではなく、「困っているのはこの子どもである」という認識に立ち、問題解決に向けて取り組んでいくことが大切である。

### (2) 一人一人のありのままを受け止め、自尊感情を育む

自尊感情とは、「自分が好き」と思える気持ち、自分の長所も短所も含めてありのままの自分を受けとめることができる気持ちである。教職員には、普段から子どもたちの様子をしっかりと観察し、一人一人のありのままを理解し受けとめる姿勢が求められる。その姿勢が、子ども自身が自分をありのままに受けとめたり、子ども同士がお互いをありのままに受けとめたりすることにつながる。

自尊感情は、単にほめるだけでは高まらない。子どもたちは、子ども同士で頼られたり認められたりしながら困難を乗り越えていく経験を積み重ねて、自尊感情を高めていく。時にはうまくいかなかったり、失敗したりすることもあるが、子どもたちが個々の役割を果たしていくなかで、「最後までやりきった」「自分も人の役に立てることがあるんだ」という達成感や自己有用感を得られるようにしていくことが、自尊感情を高めることにつながる。自尊感情の高い子どもは、困難に出会ったり失敗したりしても、簡単にあきらめることなく粘り強く努力することができる。

### (3) 安心して学び合い高め合うことのできる集団をつくる

子どもたちの主体的に学ぶ意欲は、「分かりたい」という思いや「分かった」という喜びを共有させることで高めることができる。さらに、子どもたちがお互いの意見を聞いて自分の考えを深めていく場面を設定することで、高め合う集団を育てることができる。

授業中、分からないことがあるとき、「分からない」と言える雰囲気があれば、子どもたちは安心して学べない。失敗や間違いも含めて認められ安心できる関係や居場所を教職員がつくることで、子どもたちは自分の思いをきちんと周囲に伝えられる自信を持つことができる。

集団の中で子どもたち一人一人の個性を生かすことを通して、学習規律等を自発的に守

ろうとする気持ちや、仲間の支えをばねに自分自身を向上させようとする意欲を育てようとするのが大切である。

#### **(4) お互いを尊重し協力し合う教職員集団をつくる**

学校では、多様な個性・生活の背景・課題をもった子どもたちが生活しており、個々の教職員の力量だけでは対応しきれない場合も少なくない。まとまりのある教職員集団であることが教職員と子どもとの関係を豊かにし、課題の解決につながっていく。

教職員一人一人の個性や経験・能力にも違いがあり、ときには、子どもへの関わり方や指導方法等をめぐって、思いや意見が食い違うこともある。学校が困難な状況にあるとき大切なのは、子どもたちを中心に据えて同じ方向をめざすことである。そのためには、日頃からお互いの思いや悩みを聴き合い、一人一人の教職員が能力を發揮できる環境をつくっていくことが求められる。教職員が互いに連携し合う姿は、「隠れたカリキュラム」となって子どもたちに良い影響を与える。

#### **(5) 家庭・地域などと連携して、子どもたちの学びを共に支え合う人間関係をつくる**

家庭における教育は、子どもたちが将来を切り拓いていく力を培っていくうえで、その基礎を担う重要なものである。また、子どもたちにとって、身近な地域にある「ひと・もの・こと」と出会う体験活動等は、心豊かな人間性や社会性を育む。各学校においては、家庭・地域と連携して、社会全体で子どもたちを育てていくという視点に立って教育活動を進めていくことが大切である。

連携を深めるには、家庭・地域等にかかれた「信頼される学校づくり」が進められていることが前提となる。学校は、保護者の多様な価値観・ニーズに対応するため、教育活動の方針や具体的な取組の様子を分かりやすく示す「学校活動の見える化」を推進する必要がある。また、学校評価等を通じて家庭や地域の意見を学校経営に生かしていくことも大切である。管理職だけでなく教職員一人一人が、双方向の情報交流の充実・促進に努め続けることが保護者や地域の人々の理解・支援を得る機会となって、学校・家庭・地域が協力し子どもたちの学びを共に支え合える関係づくりにつながる。

#### **(6) 人権に関する知識を理解に深めるとともに、人権感覚の育成を図る**

子どもたち自身が様々な人権問題の解決を自らの課題として認識するためには、教職員一人一人が自らの課題として語ることができる力が必要である。そのためには、教職員自身が差別の現実から学ぶことにより、自分自身の生き方・在り方を問い直していくことが求められる。

差別の現実から学ぶということは、単に差別されている側の実態を知ることではなく、地域や社会の中にある差別する側の実態から自分自身を見つめ直すことである。差別を温存している社会のあり様に気づき、「なぜ人は差別をするのか」を考えることによって、差別を見抜く力や、差別解消に向けて行動していくための意識・意欲・態度を身に付けることが大切である。

【県・県教育委員会発刊 参考資料】

- ・ 人権教育指導資料第2集「しまねがめざす人権教育」（学校教育編）
- ・ 問題事象から学ぶために（学校教育編）
  - ～人権に関わる問題事象の基本的な捉え方と取組の進め方～
- ・ 人権教育研修資料「Q & A」で理解する〔第三次とりまとめ〕
- ・ 島根県人権施策推進基本方針（第一次改定）
- ・ 人権教育指導資料
- ・ 同和教育指導資料（第19集・20集・21集・22集）

※資料の一部は、島根県教育委員会人権同和教育課のホームページで閲覧できます。

## 2 特別支援教育

### 1 特別支援教育とは

特別支援教育とは、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、学習上又は生活上の困難を改善・克服するため適切な指導及び必要な支援を行うことである。特別支援教育は、特別支援学校や小学校、中学校の特別支援学級、通級指導教室の場においてのみ実施されるものではなく、発達障がいを含むすべての幼児児童生徒を対象として、幼稚園・保育所等や小学校、中学校、高等学校の通常の学級においても実施されるものであることが平成19年4月1日に施行された改正学校教育法により、法律上も明確に位置づけられた。このことは、障がいのある幼児児童生徒への教育にとどまらず、すべての幼児児童生徒が一人一人の個性や違いを認め合い、それぞれの良さを十分に引き出すことで、自立して共に社会に参加し支え合う共生社会を形成する基礎となる教育活動である。

### 2 特別支援教育の現状

これまで、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室においては、一人一人の障がいの種類や程度に応じたきめ細かな指導を行ってきた。また、卒業後の社会生活や職業生活に必要な力を身に付けるために、より具体的な生活経験を増やす学習活動や就労に向けての作業学習や産業現場等における実習に取り組んできている。

近年、特別支援学校においては、在籍する幼児児童生徒の障がいの重度・重複化、発達障がいを含む障がいの多様化に伴い、より高い教員の専門性が求められている。また、障がい者施策の進展に伴い、福祉・医療・労働等の関係機関と連携した支援の必要性も挙げられている。小学校、中学校の特別支援学級や通級指導教室の対象の児童生徒等についても、関係機関と連携した学校全体での対応や担当教員の専門性の向上、交流及び共同学習の推進が求められている。さらに、小学校、中学校、高等学校の通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒に対して、学習上又は生活上の困難への適切な指導や必要な支援が求められ、その対応が今後の特別支援教育推進の課題の一つとなっている。このように障がいの概念や対象も変化してきた現在、各学校においては、各担当者や学級担任だけがその役割を担うのではなく、特別支援教育コーディネーターが学校内外の関係機関と連携を図りながら、適切な指導と必要な支援を行うため学校全体で組織的に特別支援教育に取り組む必要がある。

今後、平成24年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会においてとりまとめられた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」を踏まえ、特別支援教育を着実に推進することが求められている。その中では、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じた合理的配慮が提供されることが必要とされている。詳しくは、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会）、「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所HP）を参考にされたい。

### 3 一人一人のニーズに応じた適切な指導と必要な支援

#### (1) 障がいのとらえ方

ICF（国際生活機能分類）は2001年にWHO（世界保健機関）で採択され、日本では「国際生活機能分類」と訳された分類である。人間の生活機能と障がいに関する状況を記述することを目的とした分類であり、健康状態、心身機能、身体構造、活動と参加、環境因子、個人因子から構成される。構成要素間の相互関係については、下の図1のように示されている。

ICFは、障がいのある人について、その起因となっている疾患やその人の中に内在していることのみならず、その人を取り巻く環境面も含めて多面的・総合的にその人の生活上の困難さという点に焦点を置くという視点である。この視点から障がいについて考えると、その人個人の状況だけでなく、周囲の物的、人的、社会的状況により、障がいは変化しうるものととらえることができる。また、障がいそのものに目を向けるだけでなく、「活動」や「参加」といった視点から障がいのある人の生活全体をとらえていくという視点を持つことが重要である。

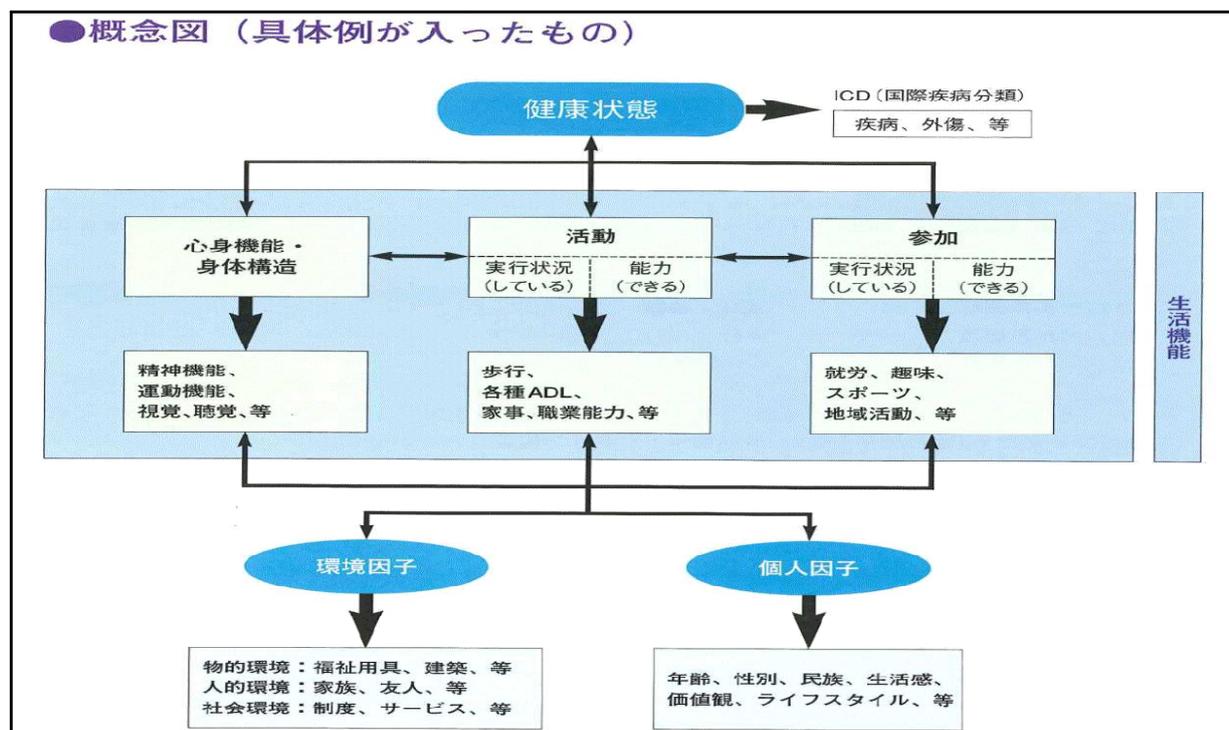


図1 ICFの構成要素間の相互作用（概念図：具体例が入ったもの）

（出典）厚生労働省大臣官房統計情報部編「生活機能分類の活用に向けて」

このようなICFの考え方を踏まえて障がいをとらえ、学習上又は生活上の困難を的確に把握した上で、幼児児童生徒が現在行っていることや、指導をすればできること、環境を整えればできることといった視点から、教育的支援を考えていく必要がある。

#### (2) 「個別の教育支援計画」の作成について

学習指導要領では、特別支援学校においては一人一人に応じた指導を充実するために「個別の指導計画」の作成及び学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、一人一人

のニーズに応じた支援を行うため、「個別の教育支援計画」の作成が義務づけられている。

また、自立と社会参加に向けた職業教育の充実や交流及び共同学習の推進、障がいの重度・重複化、多様化への対応が改善事項として盛り込まれている。

幼稚園教育要領、小学校、中学校、高等学校学習指導要領においても、その留意事項あるいは総則で「例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児児童生徒の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」とし、「個別の教育支援計画」に該当する事柄が明記されている。

島根県教育委員会では、特に小学校、中学校、高等学校に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒を対象にした「個別の教育支援計画」の参考様式等を作成し、特別支援教育課のホームページに掲載している。この様式を参考にしながら、それぞれの市町村教育委員会や学校において、より活用しやすい様式を作るなど、「個別の教育支援計画」の有効活用に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。県内の各市町村において、「相談支援ファイル」の作成がすすめられており、一貫した支援のために関係者をつなぐツールとしての活用を推奨している。この様式についても特別支援教育課ホームページに掲載しているので、参考にしていきたい。

### (3) 「個別の指導計画」の作成について

学習指導要領では、特別支援学校において、障がいの状態が重度・重複化、多様化している実態から、一人一人に即した指導を推進するため、各教科等にわたり「個別の指導計画」を作成することが義務づけられている。

「個別の指導計画」は児童生徒一人一人に作成する各教科等の目標や内容、配慮事項等を具体的に示した計画である。幼稚園教育要領や小学校、中学校、高等学校学習指導要領においても「個別の指導計画」の作成の必要性が示されている。「個別の指導計画」は、各教職員の共通理解の下に、一人一人に応じた指導を一層進めるためのものである。各学校等において活用するにあたっては、校内支援体制を活用しながら内容等を工夫して効果的な指導を行うことが重要である。

## 4 本県の特別支援教育

特別支援教育は、発達障がいを含むすべての幼児児童生徒を対象として、幼稚園・保育所や小学校、中学校、高等学校の通常の学級においても実施されるものである。

島根県では、障がいの程度が比較的重い幼児児童生徒を対象として専門性の高い教育を行う12校の特別支援学校が設置されている。特別支援学校は、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者に対する教育を実施している。また、障がいの状態により学校へ通学して教育を受けることが困難な場合には、教員を家庭等に派遣して指導を行う「訪問教育」も行っている。

また、小学校、中学校には特別支援学級が設置され、各学校の教育課程に準じた教育に加え、特別支援学校の教育課程を参考とするなどして特別の教育課程を編成し、児童生徒の教育的ニーズに応じた指導が行われている。特別支援学級には、知的障がい、肢体不自由、病弱・

身体虚弱、弱視、難聴、言語障がい、自閉症・情緒障がいを対象とした学級がある。また、病気療養のために入院中の児童生徒を指導するために病院内に設置した学級（院内学級）もある。

さらに、通常の学級に在籍し、障がいの状態に応じた特別の指導が必要な児童生徒には通級による指導が行われ、特別な教育課程による教育が実施されている。また、小学校、中学校等の通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒に対しては、障がいの状況等に配慮しながら、指導内容や方法を工夫した学習活動を行っている。

## 5 特別支援教育における教育課程

特別支援学校は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育を行うとともに、幼児児童生徒が障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことを目的としている。

そのため、教育課程の基準は幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずることになるが、特別支援学校学習指導要領に則り、幼児児童生徒の障がいの状況及び発達段階や地域・学校の実態を考慮して教育課程を編成することが必要である。

小学校、中学校の特別支援学級では、基本的には小学校、中学校の学習指導要領に基づいて編成するが、必要な場合は、特別支援学校の学習指導要領を参考にして特別の教育課程を編成することができる。詳しくは「特別支援教育ハンドブック」（平成23年3月島根県教育委員会）を参考にされたい。

### (1) 自立活動について

自立活動の指導は、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動である。個々の幼児児童生徒の障がいの状態や発達段階等に即して指導を行うものであり、それぞれのもっている可能性を最大限に伸ばし、より積極的に社会参加・自立ができるようにするために設けられた特別支援学校独自の指導領域である。

内容は、1. 健康の保持 2. 心理的な安定 3. 人間関係の形成 4. 環境の把握 5. 身体の動き 6. コミュニケーションの六つの区分で構成されている。

### (2) 特別支援学校及び特別支援学級の教科書

特別支援学校における教科書は、原則として小学校、中学校等と同様な文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書を使用することになっているが、特別の教育課程を編成する場合などには、学校教育法附則第9条の規定によって他の適切な図書（一般図書）を教科書として使用することができる。

特別支援学級においても、特別の教育課程による場合には同様に他の適切な図書を使用することができる。

## 6 特別支援教育をすすめる上で

### (1) 交流及び共同学習の推進

「障害者基本法」（平成23年8月一部改正）では「障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を推進しなければならない」（第14条第3項）ことが規定されている。

特別支援学校学習指導要領においても、学校の教育活動全体を通じて幼稚園の幼児、小学校の児童又は中学校、高等学校の生徒及び地域社会の人々と活動を共にする機会を積極的に設けるようにする旨が示されており、幼稚園教育要領、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領においても、家庭や地域社会との連携を深め、学校間の連携や交流を図るとともに、障がいのある幼児児童生徒や高齢者との交流の機会を設けることが述べられている。また、その取組については、計画的、組織的に行うことが示されている。

交流及び共同学習は、障がいのある幼児児童生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむ上で、大きな意義を有しているとともに、その相手となる幼稚園、小学校、中学校、高等学校の幼児児童生徒や地域の人たちにとっても、意義深い教育活動である。障がいのある人もない人も互いに理解し合い「共に生きる」というノーマライゼーションの理念を尊重し実践できるよう、その基盤ともなる交流及び共同学習を一層推進していく必要がある。

交流及び共同学習については、文部科学省ホームページの特別支援教育＜10交流及び共同学習＞に掲載されている「交流及び共同学習ガイド」を参考とされたい。

### (2) 早期教育相談・早期教育

障がいのある子どもにとって、できる限りその障がいを早期に発見し、早期から必要な支援を行うことは、将来の自立と社会参加に大きな効果があると共に、子育ての中心である保護者や家族に対する支援、保育所や幼稚園等の関係者に対しての支援という意味からも大きな意義がある。

早期教育の場としては、松江ろう学校及び浜田ろう学校に幼稚部を設置しているほか、幼稚園や保育所等で障がいのある幼児の教育や保育が実施されている。また、障がいのある幼児の支援等に関して、市町村相談支援チーム等による教育相談をはじめ、教育センターや特別支援学校のセンター的機能の教育相談等がある。就学については、市町村の就学相談会等をできるだけ早期から活用し、本人、保護者と市町村教育委員会、学校等の合意形成が図られた就学先の決定につなげることが重要である。

### (3) 進路指導の充実

学校卒業後、多くの生徒は形は異なるが、企業や施設等において働くことを中心とした生活を送るようになる。社会生活の中で必要な自己理解、自己決定の力や働く力は、卒業間近に短期間で育てられるものではないことから、小学校（小学部）の段階から、将来を見通した指導の中で身につけていくことが望まれる。それには、早い段階から一人一人の障がいの状況と能力・適性等を踏まえながら、就業体験等の充実やキャリア教育の視点を取り入れた授業作りを行うなど、キャリア教育の推進を図らなければならない。

## 7 小学校、中学校、高等学校における特別支援教育

平成20年度の文部科学省の「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」の調査によれば、高等学校に進学する発達障がい等、学習や生活の面で困難があるとされた生徒の高等学校進学者全体に対する割合は約2.2%であり、課程別にみると全日制1.8%、定時制14.1%、通信制15.7%という結果が示されている。

また、平成24年度の文部科学省の全国実態調査によれば、約6.5%程度の割合で小学校、中学校の通常の学級に発達障がいのある児童生徒が在籍している可能性が示されている。

特別な教育的支援を必要とする児童生徒が通常の学級に在籍している場合、「授業に集中できない」、「友人としばしばトラブルを起こす」等、「困った子」としての誤認識から、特別な教育的支援の必要性が見過ごされることがある。まず、担任等の学校関係者は、当該児童生徒を「困った子」ではなく「困っている子」としてとらえ、児童生徒自身が感じている困難さに気付くことが重要である。教員が特別な教育的支援の必要性に気付いた場合、当該児童生徒が具体的には何に「困っている」のかを見極めることが支援の第一歩となり、的確な実態把握による分かりやすい授業等を行うことで困難さを軽減できる例は多い。したがって、授業の中で「できない」「分からない」という状況が見られる場合、まず教員側の指導・支援の在り方を考え直してみる大切である。これら特別な教育的支援の必要性がある児童生徒に対して、より分かりやすい教材の提示等の工夫を行うことは、ユニバーサルデザインによる支援となり、特別な支援が必要な特定の児童生徒だけでなく、学級全体の児童生徒の学びにとっても有効である。

また、中学校や高等学校段階においては、友人関係の困難さ、学力不振、不登校等の生徒指導的な課題等の状況がある生徒の背景に発達障がいがある場合があり、丁寧な実態把握が求められる。

## 8 特別支援教育に係る支援体制

通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の障がいがあり、学習や生活の面で特別な教育的支援を必要としている児童生徒への支援については、学級担任による支援だけでは十分に対応することが困難な場合がある。

幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校においては、校（園）内に特別支援教育に係る校（園）内委員会を設置し、その推進役として特別支援教育コーディネーターを指名することとしている。また、特別支援学校は、各地域における特別支援教育のセンター的機能として幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等に対する教育相談活動を実施している。

また、本県においては、「特別支援教育体制整備の推進事業」として、市町村単位の「特別支援連携協議会」、教育事務所単位の「広域特別支援連携協議会」、県の知事部局等関係者による「しまね特別支援連携協議会」を設置して、支援体制の構築と活用に取り組んでいる。

# 3 生徒指導

## 1 生徒指導の目的

生徒指導の目的は、すべての児童生徒が社会の一員として個性の伸長を図ることを目指すところにある。

学校生活が、児童生徒一人一人にとっても、学級や学年、更に学校全体といった様々な集団にとっても、有意義で充実したものになるように積極的に指導・支援すること（積極的な生徒指導）を大切にしなければならない。

ともすると、生徒指導は児童生徒の問題行動や不登校などに対する予防的な対応やそれが発生してからの的確な対応が主目的である、と誤解されがちである。勿論、児童生徒の問題行動の予防や、それが発生してからの対処的な対応についても、的確に行う必要があるということは言うまでもない。しかし、こうした対応については、生徒指導の目的からすると、消極的な生徒指導といえる。積極的な生徒指導と消極的な生徒指導が生徒指導の両輪をなしているのである。

## 2 生徒指導の機能

生徒指導は、学校がその教育目標を達成するための重要な機能の一つであり、学校の教育活動全般において働く機能として捉える必要がある。

生徒指導の機能についてまとめると次のようになる。

- (1) 生徒指導は、すべての児童生徒を対象とするものである。
- (2) 生徒指導は、個別かつ発達的な教育を基礎とするものである。
- (3) 生徒指導は、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や行動を高めようとするものである。
- (4) 生徒指導は児童生徒の現在の生活に即しながら、具体的、実際の活動として進めることが大切である。
- (5) 生徒指導は、統合的な活動である。

また、学校における諸活動の実施については、次の留意点を考慮し、計画・実施・評価していくことが大切である。

- ① 一人一人が自己存在感を味わえるようにする。
- ② 多くの自己決定の場を与える。
- ③ 共感的な人間関係を育成する。

## 3 児童生徒理解

生徒指導は、その目的や機能から、まず児童生徒理解から始まると言える。理解が不十分なままで行われる指導は、かかわりが徒労に終わってしまうだけでなく、その児童生徒や保護者の心を傷つけ、学校や教職員への不信感を増すことも少なくない。いかに児童生徒理解を深めていくかが、生徒指導を進めていく上で極めて重要になってくるのである。

児童生徒一人一人に内在している自己実現への基本的衝動は、児童生徒を取り巻く周

困の人々に「関心を持たれている」「大切にされている」「認められている」「理解されている」「愛されている」とその子自身が感じると、一層高まるといわれる。したがって、その力がよりよく発揮され、人格の発達が促進されるように支援するには、その児童生徒がこれまで経験してきたことやその児童生徒の物事の受けとめ方、感じ方、さらには、今、どんな気持ちで生活しているのかなど、それぞれの児童生徒の特徴や傾向を十分に知り、理解していくことが不可欠である。

#### (1) 大切な姿勢

- ① 理解しながら指導し、指導しながら理解する
- ② 全体的、総合的に理解する
- ③ 成長の過程として理解する
- ④ 共感的な理解をする
- ⑤ 個と集団との関係で理解する
- ⑥ 複数の教職員が目でも面的に理解する

#### (2) 一般的理解と個別的理解

一般的理解とは、「思春期の子どもは、一般に自分の身体の変化について過敏になりがちである。」「基本的欲求が充足されないと、自己実現への営みは現れてこない。」など、児童心理学や発達心理学の理論や一般原則などに基づいて、児童生徒を理解しようとするものである。

ただ、個人差もあり、目の前にいる一人の児童生徒のすべてを一般論や原則論だけで正しく理解したり、説明できるものではない。そのことを踏まえた上で、児童生徒理解の一視点として、「マズローの欲求階層説」など心理学理論や一般原則と照らし合わせてみることにより、理解の手がかりや見通しをもつことが可能になる。(個別的理解)

#### (3) 児童生徒理解の方法

児童生徒理解の方法には、「主観的理解」「客観的理解」「共感的理解」の3つがある。

「主観的理解」は、主として観察によって児童生徒を理解しようとするものであり、「客観的理解」は、アンケートQ Uなどの心理テストや調査あるいは作文、絵画、日記などによって、児童生徒をより正しく理解しようとするものである。「主観的理解」「客観的理解」は、ともに一般的には、教職員が指導上必要なことから一方的に理解することが多く、教職員と児童生徒との直接的なかかわりは、あまりないこととなる。

「共感的理解」は、あらゆる学校生活場面や面接場面など児童生徒とのふれあいの中で、児童生徒をより深く理解しようとするものである。目の前にいる児童生徒の気持ちをまるでその子であるかのように実感をもってそのまま感じとり、さらに、こちらが感じとったものを言葉や態度でその児童生徒に伝えていく。そのようなかかわりによって、児童生徒は自分のありのままを理解してもらえた喜びと安心感を感じ、積極的に自己を表現する関係をつくりあげようとするようになる。このようなふれあいが可能になると、児童生徒はありのままの自分を出してくるので、児童生徒の気持ちをより深く理解することができるのである。

## 4 生徒指導と教育課程

学校教育において生徒指導は学習指導と並んで重要な意義をもつものである。ともすれば、両者は別の領域のように考えられがちであるが、学習指導は生徒指導を基盤として一体的に成り立つものである。つまり、生徒指導は教育課程全般において機能しなければならない。

### (1) 授業における生徒指導

授業を通して、教員と児童生徒、さらに児童生徒同士の関係を築いていくことを毎日意図的に行うことができれば、授業は単に教科のねらいを達成する場のみならず、一人一人の児童生徒にとって自分の居場所や自己存在感を実感する場にもなり得る。これが、「授業の中にこそ、生徒指導はある。」といわれる所以である。

授業における生徒指導では、児童生徒が落ち着いた雰囲気の下で学習に取り組めるよう、基本的な学習態度への指導のみならず、一人一人の児童生徒にとって「わかる授業」の成立や、一人一人の児童生徒を生かした意欲的な学習の成立に向けた創意工夫が必要である。そのためには、教員と児童生徒が信頼感で結ばれることに配慮して、生徒指導の機能を生かしながら、次のような指導を行うことが重要である。

- ① 一人一人の児童生徒のよさや興味関心を生かした指導
- ② 一人一人の児童生徒が主体的に学ぶことができるよう課題の設定や学び方について自ら選択する場を工夫した指導
- ③ 児童生徒が互いの考えを交流し、学び合う場を工夫した指導

## 5 学校における生徒指導体制

生徒指導は、学校における全教育活動に機能しなければならない。そのためには、生徒指導主任・主事を中心とした実態把握（情報収集、情報集約）、校長を中心とした方針の明確化（校長・教頭への報告、取組計画の策定）、全教職員での取組（周知徹底、役割連携、点検・検証）の「生徒指導の実践・評価サイクル」を意識し、全教職員が共通理解のもと、生徒指導への組織的・計画的・継続的な取組が実践されなければならない。

### (1) 全教職員により生徒指導を進める上での留意点

- ① 生徒指導の問題点を明確にし、指導方針を確立する
- ② 教職員の考えの違いをおさえ、理解の接点を見出すようにする
- ③ 共通実践を図り、さらに理解を深める
- ④ 生徒指導の諸問題を、校内で積極的に取り上げる

### (2) 校則の運用（指導）

校則（校内のルール）は、それを守るための意義を感じ、守ろうとする児童生徒がいない限り、意味をなすものとはならない。楽しい学びの場としての学校を実現するためには、校則を前面に出しての指導ではなく、校則を目安とした、柔軟で幅のある指導を考えなければならない。また、そこには、指導する教職員の人格が相乗作用となることを認識しておく必要がある。

校則が厳し過ぎるといった声のある学校もあるが、本質は、運用の在り方が問われている

のであって、校則そのものが問われているのではない場合が多い。教職員の校則に対する共通認識も欠かせないが、その運用の在り方こそ、共通理解、共通認識しておく必要がある。

## 6 生徒指導と教育相談

生徒指導は厳しく児童生徒を指導するものであり、教育相談は優しく児童生徒を包み込むものとし、生徒指導と教育相談は、ともすると両極にある関係のものであると捉えられがちである。

しかし、生徒指導も教育相談も、教育上のねらいや目標は同じであり、共にいわゆる「生徒指導の三機能」である「児童生徒に自己存在感を与える」「児童生徒にできるだけ多くの自己決定の場を与える」「共感的な人間関係を育成する」ことを大切にしながら、児童生徒の人格の発達を目指している。そして、究極的には「自己指導能力」を培おうとするものである。

両者は両極に対峙するものではなく、どちらも悩みや課題が生じた時に対処していくという消極的な面においても、児童生徒一人一人の成長を促進していこうとする積極的な面においても機能し、適応指導、学習指導、進路指導はもちろん、あらゆる教育活動場面において行われるものである。教育相談の基本理念、人間観や児童生徒観、指導観、さらに方法論すべてが、生徒指導の中核的な役割を果たしている。したがって、すべての教員が、教育相談の理念、方法、態度を身に付けることにより、生徒指導がより機能的に働くことになる。

個別形態としての教育相談が充実していくことは、集団形態での支援・指導を補い、より効果的な支援・指導を行うことにもなる。特に、児童生徒のもつ問題が深刻である場合には、教育相談の考え方や進め方により、きめ細かな支援・指導を継続的に行うことが必要である。

学校における教育相談を充実するためには、信頼感に基づく人間関係が欠かせない。日頃からよりよい人間関係を培っていくためには、次のような基本姿勢が大切である。

- (1) 目の前にいるその人を最優先する
- (2) その人を肯定的に見る
- (3) 一人一人に積極的な関心を示す
- (4) 教師が自分自身の心を開き、率直な態度を接する
- (5) 一人一人に積極的なかわりをもつ

## 7 学級経営と生徒指導

「第3章 ③学級経営 1 学級経営の基本」を参照

## 8 生徒指導上の諸問題

### (1) いじめ

いじめ防止対策推進法では、いじめを次のように定義している。

「いじめ」とは、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかに見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行うことが必要である。

### ○いじめの防止等に対する基本的な考え方 \*島根県いじめ防止基本方針より抜粋

#### 3 いじめの防止等に対する基本的な考え方

##### (1) いじめの防止

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる。」ことを踏まえ、より本質的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象として、いじめの未然防止の取り組みを行っていくことが重要である。いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みを行うことによって、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育てていくことが必要である。

このため、学校においては、教育活動全体を通じて人権意識を高め、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない。」ことを繰り返し伝えることで、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合い、困ったときに悩みを打ち明けられるような信頼できる人間関係を構築する能力の素地を養っていくことが必要である。また、いじめには様々な要因があり、その中の一つとして指摘されているストレスを軽減するような取り組みを行うとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことも必要である。加えて、全ての児童生徒が安心できる、安全な生活空間・居場所としての学校づくり、自尊感情を持つことができ充実感が感じられる学校生活づくりをしていかなければならない。～略～

##### (2) いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われる。いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提である。そのため、保護者や教職員をはじめとする大人は、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めていかなければならない。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点を持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、児童生徒の訴えを真摯に受けとめ、丁寧に聴いていくこと、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知していくことが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。～略～

### (3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、また、疑われる場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的に対応する。また、家庭や学校の設置者への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図っていかなければならない。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深めておく必要がある。また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が重要である。

さらには、学校の設置者や学校は、いじめの事実関係の把握をすみやかに行き、いじめを生んだ背景や要因を分析し、再発防止に向けて対策を講じていくことが必要である。

### (4) 地域や家庭との連携 <略>

### (5) 関係機関との連携 <略>

## (2) 不登校

「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、社会的要因や背景により、児童生徒が登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものは除く）」をいう。

### ○不登校についての基本的認識

- ① 不登校はどの児童生徒にも起こりうるものであるという視点に立ってこの問題を捉えていく必要があること。
- ② いじめや学業の不振、教職員に対する不信感など学校生活上の問題が起因して不登校になってしまう場合がしばしば見られるので、学校や教職員一人一人の努力が極めて重要であること。
- ③ 学校、家庭、本人、関係機関の努力等によって、不登校はかなりの部分が改善、解決することができること。
- ④ 児童生徒の自立を促し、学校生活への適応を図るために多様な方法を検討する必要があること。
- ⑤ 児童生徒の好ましい変化は、たとえ小さなことであってもこれを自立のプロセスとしてありのままに受けとめ、積極的に評価すること。

### ○不登校に対する基本的な考え方

- ① 不登校の解決の目標は、児童生徒の将来的な社会的自立に向けて支援することであること。したがって、不登校を「心の問題」としてのみ捉えるのではなく、「進路の問題」として捉え、本人の進路形成に資するような指導・相談や学習支援・情報提供等の対応をする必要があること。
- ② 学校、家庭、地域が連携協力し、不登校の児童生徒がどのような状態にあり、どのよ

うな支援を必要としているのか正しく見極め（「アセスメント」）を行い、適切な機関による支援と多様な学習の機会を児童生徒に提供することが重要であること。その際には、公的機関のみならず、NPO等の民間団体と積極的に連携し、相互に協力・補完し合うことの意義が大きいこと。

- ③ 学校は、自ら学び自ら考える力なども含めた「確かな学力」や基本的な生活習慣、規範意識、集団における社会性等、社会の構成員として必要な資質や能力等をそれぞれの発達段階に応じて育成する機能と責務を有している。そのため関係者は全ての児童生徒が学校に楽しく通うことができるよう、学校教育の一層の充実のための取組を展開していくことがまずもって重要であること。
- ④ 児童生徒の立ち直る力を信じることは重要であるが、児童生徒の状況を理解しようとすることもなく、あるいは必要としている支援を行おうとすることもなく、ただ待つだけでは、状況の改善にならないという認識が必要であること。
- ⑤ 保護者を支援し、不登校となった子どもへの対応に関してその保護者が役割を適切に果たせるよう、時機を失することなく児童生徒本人のみならず家庭への適切な働きかけや支援を行うなど、学校と家庭、関係機関の連携を図ることが不可欠であること。

### (3) 高等学校の中途退学

高等学校における中途退学は生徒指導上の大きな課題である。中途退学者のうち半数程度が1年生であることから、「高1中退」予防の取組が重要である。特に早期の中高連携による情報共有が極めて重要である。

#### ○中学・高校にできる「高1中退」予防

##### 【中学校では】

- ◇ 不登校に準じる生徒の情報も高等学校へ!
- ◇ 学習への興味・関心、基礎学力の定着、自尊感情を高める働きかけを!

##### 【高等学校では】

- ◇ 中学校3年時の不登校に準じる生徒にも注意!
- ◇ 入学直後より「分かる授業」の工夫や「特別活動」の充実を!
- ◇ 生徒が充実感を得られる場や機会の設定を!

国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター

「公立高等学校の中途退学発生プロセスについての調査研究(中間報告)」より

高等学校においては、生徒に高校生活における目標や目的を明確にもたせるような指導の工夫に努め、生徒が生き生きと自主的・主体的に活動できるよう次の4観点から各学校の実態に応じた対策を講じる必要がある。

#### ① 適応指導等の充実

- ア 入学時の集団（宿泊）研修・個人面談の実施等による早期適応指導の実施
- イ 学力の定着を図るための補充指導等の徹底
- ウ 教育相談体制の充実、特に、悩みを抱える生徒に対するスクールカウンセラーによるカウンセリングの実施など、きめ細かな相談システムの整備

- ② 中高の連携
  - ア 早期の情報共有や中高連絡会等の実施とその充実
  - イ 中学生及びその保護者を対象とした高校説明会の実施とその充実
  - ウ 高等学校一日体験入学の実施とその充実

- ③ 進路指導の充実
  - 生徒の希望する職業に関する職業体験の実施とその充実

- ④ 家庭・地域との連携
  - ア 開かれた学校づくりの推進
  - イ 家庭訪問の実施とその充実
  - ウ 関係機関・各企業等との連携強化

#### (4) ネット上のトラブル

近年、スマートフォン等の普及により増加しているネット上のトラブルについては、以下のことに留意して指導する必要がある。

- ① インターネット接続のための機器の多様化、ネットワーク社会の変化等についての理解とともに児童生徒の利用の実態把握に努めること。
- ② 学校におけるスマートフォン等の取扱いのルールを明確にし、指導の徹底を図ること。
- ③ 「ネット上のいじめ問題」については、情報モラル教育を基盤として計画的・系統的に進めていく必要がある。「いじめ問題対応の手引」（平成 27 年改訂版 16 頁）を参考にされたい。
- ④ 情報モラル教育の取組について、全校体制で、各教科等の指導の中で発達の段階に応じて進めるとともに、保護者向けの啓発を行うよう努める。

## 9 家庭・地域社会及び関係機関との連携

### (1) 家庭・地域社会との連携

児童生徒の教育はいうまでもなく学校教育だけで成し得るものではない。学校、家庭、あるいは地域が、それぞれの役割を果たしながら進めていくことが必要である。その中でも、家庭は、児童生徒の人格形成に及ぼす教育環境として最大の影響力をもっているといっても過言ではない。家庭は、児童生徒にとって安らぎ、休息を得る場であると同時に、基本的な生活習慣や倫理観、自制心、自立心等〔生きる力〕の基礎的な力を育成する場であり、すべての教育の出発点であるといえる。学校と家庭は、一人一人の児童生徒について理解を深め、よりよい支援をしていくため、密接に連携をとる必要がある。

協力の在り方については、「家庭でぜひやってほしいことと、学校に任せてほしいこと」「一緒に指導していかなければならないこと」「一方の指導の効果を高めるために、他方が協力・援助をしたり条件整備したりする必要のあること」等のいずれに該当するかを確認する必要がある。

## (2) 関係諸機関との連携

児童生徒が抱える問題に対しては、学校ができる限りの指導を行い、その解決に努めることは当然のことである。たとえば、問題となる行動をとる児童生徒に対しては、「社会で許されない行為は、子どもであっても許されない」との考えのもと、学校が毅然とした対応をとることが大切である。

しかし、学校の機能や権限には限界があるのも事実である。家庭における養育に起因する問題行動など、学校としては対応が困難で深刻な要因をはらむもの、問題の程度が重いもの、初めてのケースなど、学校での対応が著しく困難な場合には、ためらわず関係機関に相談し、適切な対応を求めていくことが必要である。連携を行うかどうか、あるいは、どのように連携を行うかについては、個々の教員の判断にゆだねるのではなく、教職員間の共通理解のもと、学校としての判断に基づくことが必要である。

[参考となる冊子]	※印は教育指導課HPに掲載
『小学校生徒指導の手引』	平成13年3月発行（島根県教育委員会）
『中学校生徒指導の手引』	平成14年3月発行（島根県教育委員会）
『高等学校生徒指導の手引』	平成16年3月発行（島根県教育委員会）
『不登校対応の手引き～不登校児童生徒へのよりよい支援のために～』	※平成15年3月発行（島根県教育委員会）
『いじめ問題対応の手引～児童生徒一人一人が安心して通える学校づくりを目指して～』	※平成27年9月改訂（島根県教育委員会）
『子どもの権利に関する条約』（小学生用）	※平成25年1月発行（島根県教育委員会）
『子どもの権利に関する条約』（中学生・高校生用）	※平成25年7月発行（島根県教育委員会）
『「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）』	平成20年11月発行（文部科学省）
『ケータイトラブル対応マニュアル』	※平成21年3月発行（島根県教育委員会）
『教師が知っておきたい 子どもの自殺予防』	平成21年3月発行（文部科学省）
『生徒指導提要』	平成22年3月発行（文部科学省）
『子どもの自殺予防が起きたときの緊急対応の手引き』	平成22年3月発行（文部科学省）
『生徒指導・学級経営上の課題への取組～県内の公立小・中学校の実践に学ぶ～』	平成22年3月発行（島根県教育委員会）
『学校危機管理の手引き』（改訂版）～危機管理マニュアル作成のために～	※平成26年9月改訂（島根県教育委員会）
『生徒指導の役割連携の推進に向けて』（小学校編）（中学校編）（高等学校編）	平成23年3月発行（国立教育政策研究所）
『生徒指導リーフ』シリーズ・『生徒指導リーフ増刊号』シリーズ	平成24年2月～発行（国立教育政策研究所）
『生徒指導支援資料』シリーズ	平成21年4月～発行（国立教育政策研究所）

## 4 幼保小の連携

### 1 幼児教育の充実

科学技術の進歩や国際化・情報化の進展、少子化の進行、価値感やライフスタイルの多様化など、社会の急激な変化に伴い、先の見通せない厳しい状況が予想される。

こうした状況に鑑み、幼児期においては、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるとの自覚に立ち、人と関わる力や主体性、思考力、豊かな感性、表現する力等を育み、生きる力の基礎を培う教育を一層充実していく必要がある。

幼稚園、認定こども園等では、幼稚園教育要領や幼保連携型認定こども園教育・保育要領等の理念を実現するための教諭・保育教諭等の研修を深め、資質向上を図るとともに、小学校との連携・接続への取組や子育て支援活動の充実等をとおして、幼児教育の振興・充実に努める必要がある。

### 2 幼保小の連携

#### (1) 相互の交流におけるポイント

幼保小連携を進める上では子供同士や教職員の交流が主たる手段となる。それぞれの交流には、例えば次のような意義が考えられる。

##### ① 子供同士の交流活動

- ・ 幼児が小学校生活に親しみ、期待を寄せたり、自分の近い将来を見通すことができるようになる。
- ・ 児童が幼児に伝わるような言葉遣いや関わりを工夫したり、思いやりの心を育んだり、自分の成長に気付いたりする。

##### ② 教職員の情報交換

- ・ 幼児児童の実態、教育内容や指導方法について相互理解を深めることにより、円滑な接続に向けた指導方法等の改善ができる。
- ・ 義務教育修了までに子供に身に付けさせたい力という長期的な視点から、子供の発達の段階に応じてそれぞれが果たすべき役割について再認識できる。

以下、交流上のポイントを示す。

子供同士の交流	教職員の交流
<ul style="list-style-type: none"><li>● 交流の目標を明確にする。</li><li>● 子供の興味や関心、主体性を尊重する。</li><li>● 幼稚園・保育所等と小学校それぞれに互恵性のある活動を企画・運営する。</li><li>● 単発の交流で終わるのでなく、日常的・継続的な活動を企画・運営する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 次の3つの理解から日々の実践を振り返る。<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 互いの実践の理解</li><li>(2) 保育観、指導観の理解</li><li>(3) 互いの思いや願いの理解</li></ul></li><li>● 子供同士の交流後の教職員の交流で、気付きや課題をシェアリングする。</li><li>● 定期的な交流を可能にする組織体制をつくる。</li></ul>

#### (2) 小学校におけるスタートカリキュラムの作成

幼児期と児童期の2つの教育をつなぎ、なめらかに移行させていくことを、幼児期の教育と小学校教育の「接続」という。接続では、主に接続期のカリキュラム開発が重要となる。

小学校学習指導要領解説生活科において、接続期のカリキュラムとして「スタートカリキュラム」作成の意義が示された。現在、多くの小学校で作成が進んでいるところである。スタートカリキュラム作成に当たっては次の点に配慮する必要がある。

- ① カリキュラム作成で、幼稚園、保育所等と連携・協力を図ること
- ② 個々の児童に対応した取組となること
- ③ 学校全体での取組とすること
- ④ 保護者への適切な説明を行うこと
- ⑤ 授業時間や学習空間などの環境構成、人間関係づくりなどについて工夫すること

## 5 健康教育（学校保健）

### 1 健康教育を推進するにあたって

#### (1) 健康教育の考え方

健康教育の目標は、時代を超えて変わらない健康課題や日々生起する健康問題に対して、一人一人がよりよく解決していく能力や資質を身に付け、生涯を通して健康で安全な生活を送ることができるようにすることである。

この目標を達成するために、学校においては、心身の健康の保持増進のための保健教育と保健管理を内容とする**学校保健**、自他の生命の尊重を基盤とした安全能力の育成等を図るための安全教育と安全管理を内容とする**学校安全**、望ましい食習慣の育成等を図るための**食に関する指導**と衛生管理等を内容とする**学校給食**のそれぞれが、独自の機能を担いつつ、相互に連携しながら、児童生徒の健康の保持増進を支えている。

つまり、健康教育は、**学校保健、学校安全及び食に関する指導・学校給食**のそれぞれの果たす機能を尊重しつつも、これらを構成している教育、管理及びそれを積極的に推進する組織活動を統合した概念ということができる。

#### (2) 健康教育の位置づけ

教育基本法では、教育の目的として「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と心身の健康について明記している。また、学校教育法では、「健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。」と健康教育について明記している。

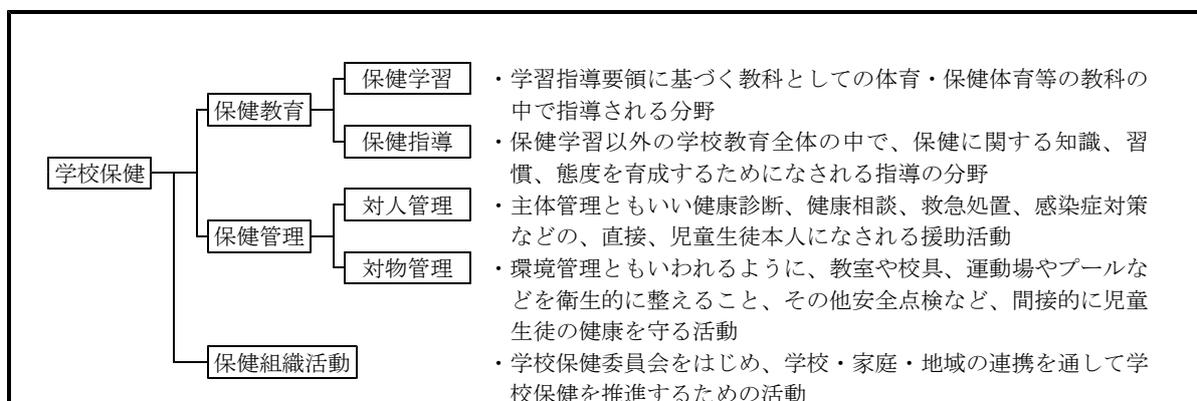
さらに、学習指導要領の第1章総則第1の3に、「学校における体育・健康に関する指導は、児童生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科（保健体育科）の時間はもとより、家庭科（技術・家庭科）、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。」とあるように、教育課程編成にあたっては、健康教育を教育活動全体を通じて適切に実施できるよう配慮することとなっている。

#### (3) 推進に当たっての配慮事項

- ① 「人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」として表現されたヘルスプロモーションの理念に基づく健康教育を推進する。
- ② 健康的なライフスタイルの確立をめざした健康教育を推進する。
- ③ 日常生活で起こる様々な健康問題に対して、建設的かつ効果的に対処できる能力が高まるようにする。
- ④ 児童生徒の発達の段階を考慮して、家庭や地域社会との連携を図りながら学校の教育活動全体を通じて組織的、計画的に推進する。

## 2 学校保健

児童生徒の健康を保持増進するため、学校で行われる活動を総称して学校保健という。一般に、学校保健は保健教育（保健学習・保健指導）と保健管理（対人管理・対物管理）の2つの領域と保健組織活動に分けられ次のような構成で捉えられている。



保健教育は、児童生徒に対し健康を保持するのに必要な知識や技術を身につけさせる活動であり、保健管理は教育活動の円滑な実施と成果の確保に資することを旨とする活動をいう。また、学校保健を円滑に推進するものとして保健組織活動がある。

県では、各学校における組織活動を支援するとともに、学校保健計画を作成する際の手引となる「しまねっ子元気プラン」を策定した（平成22年2月）。この中で、重点的課題として取り上げている「性に関する指導」「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育」等については、各学校で取り組むべき保健教育の内容であり、今後も積極的に取り組まなければならない。

### (1) 「しまねっ子元気プラン（第二次）」に基づく学校保健の推進

多様化・深刻化している子どもの現代的な健康課題を解決するためには、学校保健委員会を設置・開催し、校内の組織体制を構築することが基本となる。

「しまねっ子元気プラン」は、「第2期しまね教育ビジョン21」の理念に基づき、学校・家庭・地域・行政が連携し、全県一体となって学校保健活動を組織的に推進することを目的としている。平成26年3月には第二次計画を策定した。そのなかでは、引き続き「メンタルヘルスに関する課題への対応」「望ましい生活習慣の確立」「歯と口の健康づくりの推進」「性に関する指導の推進」「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進」の5つの重点課題を設定し、推進の方向性や目標値を示している。

様々な健康課題解決に当たっては家庭や地域社会の教育力を生かした取組を進めるための学校保健委員会の活性化を図るとともに、専門医や関係諸機関との連携を生かした健康相談や保健指導に取り組むことが必要である。

また、「島根県がん対策推進計画」に基づくがん教育や電子メディアの心身の健康面への影響など、今日的な問題解決の視点を踏まえた取組とともに成人の健康問題を見据え、学齢期の望ましい生活習慣の基礎づくりや習慣化を目指した取組が求められている。

## (2) 性に関する指導

性に関する指導は、教育活動の一環として、人格の完成や豊かな人間形成を目的として行われるものである。指導に当たっては、人間の性に関する事柄、性行動に伴う危険（リスク）を正しく理解させるとともに、その基礎となる自尊感情（セルフエスティーム）や人間関係を築く資質や能力、生命を尊重する態度等を生育し、人間としての生き方や家庭や社会の一員としての在り方などについて十分学ばせ、自他の生命や人権を尊重する態度を養うことが重要である。性に関する指導の充実を図るため、基本的な考え方や進め方を示した「性に関する指導の手引」（平成 23 年度作成）を活用し、教職員の共通理解の下に家庭や地域と連携を図りながら、各校の年間計画に位置づけ、計画的、組織的に進めていく必要がある。

また、エイズ教育は、人間尊重の精神に基づき、エイズの疾病概念、感染経路及び予防方法を正しく理解させ、エイズを予防する能力や態度を育てるとともに、エイズに対する不安を取り除き、H I V感染者の人権を尊重しようとする態度を育てることをねらって行わなければならない。エイズの予防が性行動と密接な関係を有していることから、エイズ教育は、性に関する指導の一環として推進していくことにより、一層効果をあげることができる。

さらに、性の多様化について教職員における知的理解を促すとともに、多様な性を抱える児童生徒に対して適切な対応ができる体制づくりを進める必要がある。指導にあたっては人権に十分配慮し、保護者や関係機関等と連携を図りながら対応しなければならない。

## (3) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育

青少年期は、依存性薬物を使用するきっかけが起りやすい時期であり、また、心身の発育・発達課題にあるため、依存状態に陥ると、人格の形成が妨げられるなど薬物の影響が深刻な形で現れることがある。したがって、特に中学校、高等学校の段階での薬物乱用防止に関する指導が極めて重要な意味をもつことから、すべての中学校及び高等学校においては、年に 1 回は「薬物乱用防止教室」を確実に開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めることとする。指導にあたっては、警察職員、学校薬剤師等の協力を得つつ充実を図らなければならない。

薬物乱用防止に関する指導では、これらの行為を行った者に対して法律に抵触するとの観点からの指導はもちろん、一人一人が薬物乱用と健康のかかわりについて早い時期から認識し、このような危険な行為を絶対しないという強い意志を持たせる指導が必要であり、正しい判断のもとに行動に移す実践力を育てることが大切である。

薬物乱用にかかわる要因には、①本人の知識、態度、信念、価値観などの動機づけにかかわる要因（先行要因）、②友人からの薬物のすすめなどに対する具体的対処スキルなどの動機を行動へと結びつける要因（促進要因）、③友人・家族・教員の行動や態度、薬物乱用に対する社会の寛容態度等の行動の継続にかかわる要因（強化要因）がある。薬物の違法な使用行動は、これら 3 つの要因すべての影響を受けているので、薬物乱用防止に関する指導では、これらの要因に対して総合的に働きかけができるような配慮が必要である。

また、喫煙や飲酒についても、健康への影響や薬物乱用に結びつく可能性があるものとして、小学校高学年から高等学校まで計画的・系統的な指導を行うことが重要である。

# 6 食 育

## 1 学校における食育の推進

国民の生活水準が向上し、食生活は一般的には豊かになったといわれているが、一方では栄養の偏り、不規則な食生活や運動不足などによる肥満、過度の痩身、貧血、疲れ、集中力の欠如など、食に起因する新たな健康課題が増加している。

そのような状況の中、平成17年7月には、健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする「食育基本法」が制定された。それを受け、施策についての基本的方針や目標を示した「食育推進基本計画」が平成18年3月に策定された（平成28年3月改訂）。平成28年3月には第三次食育推進基本計画が策定されるなど、食育をめぐる動きは加速化してきている。

本県においても、島根のすばらしい自然環境や文化等の特長を生かした「島根県食育推進計画」を平成19年3月に策定し、「食べる知恵」を身に付け「生きる力」を育む『食育』を計画的・具体的に進めてきた。そして、平成29年3月には、「島根県食育推進計画第三次計画」が策定され、「若い世代への食育の推進」、「体験の場づくりの推進」、「関係機関・団体の連携・協力による多様な暮らしに対応した食育の充実」を重点施策として取り組んでいる。

学校における食育の推進については、平成20年3月告示の小学校、中学校学習指導要領総則、平成21年3月告示の高等学校及び特別支援学校学習指導要領総則において、「学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする」と明記されたことから、すべての学校種において推進することとなった。

学校における食に関する指導は、食事の重要性、望ましい栄養や食事のとり方、地域の食文化を理解し、食品を選択する能力や食事のマナーを身に付け、生産者への感謝の心をもつことなどを目標としている。

全児童に配布している「食の学習ノート」について、小学校における食事の核とした活用を進めるとともに、「すこやかしまねっこ」（食に関する指導の指針）及び「すこやかしまねっこ実践事例集」を有効に活用し、食に関する指導の全体計画及び年間指導計画を作成し、学校の教育活動全体を通して計画的、継続的に取り組んでいくことが必要である。

## 2 「生きた教材」としての学校給食

学校給食は成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のために、バランスのとれた栄養豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図っている。さらに、給食の時間をはじめとして、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動の中で、食に関する指導を進めるための「生きた教材」として活用されている。また、献立作成・衛生管理等に十分配慮した給食を提供することで、児童生徒の安全・安心な学校生活を支えている。

給食の時間は、小・中学校を通して、計画的、継続的に食に関する指導を行う時間である。くつろいだ雰囲気の中で、教職員と児童生徒相互が自然にふれあうなかで、食事のマナーや人間関係形成能力を身に付ける場にもなっている。

学校給食に地場産物を活用したり、地域の郷土食や行事食を提供したりすることを通じて、郷土愛や食への感謝の念をはぐくみ、地域の文化や伝統に対する理解を深め、関心を高めることもできる。

給食の時間における食に関する指導は、下記のとおり2つに分けられる。

給食の時間における食に関する指導

- 教科等で取り上げられた食品や学習したことについて、学校給食を通して定着を図る。
- 献立を通して、食品の産地や栄養的な特徴等の学習につなげる。

給食指導

- 給食の準備から後片付けまでの一連の指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、はしの使い方、食事のマナーなどの習得を図る。

「給食指導」は、食に関する指導の目標を達成するために、毎日の給食の時間に、学級担任が行う食に関する指導である。学級担任は、食育における「給食指導」の重要性を認識したうえで、日々の指導を行う必要がある。

望ましい食習慣の形成には、家庭における食への関心や食習慣が大きく影響しており、学校給食を通して、家庭における食生活の改善を図ることも重要である。

これまで学校栄養士が担ってきた学校給食管理に加えて、平成19年度からは食に関する指導を本務とする栄養教諭が配置され、食に関する指導の全体計画及び年間指導計画の策定、教職員間や家庭・地域との連携・調整等、食育の中核的役割を果たし、学校給食を活用した食に関する指導を推進している。

## 7 体力づくり

### 1 島根県の児童生徒の体力の現状

平成 20 年度より文科省（スポーツ庁）が全国体力・運動能力、運動習慣等調査を実施しており、下表がこれまでの体力合計点の推移である。

【全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果の推移】

（単位：点）

小5男子体力合計点	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小5男子	8位	11位	6位	9位	9位	10位	11位	11位
島根県	55.95	55.57	55.68	55.20	55.10	55.27	54.94	54.83
全国平均	54.18	54.19	54.36	54.07	53.87	53.91	53.81	53.93

小5女子体力合計点	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小5女子	10位	11位	6位	13位	11位	12位	17位	17位
島根県	56.46	56.19	57.12	55.77	56.10	56.23	55.90	55.91
全国平均	54.84	54.59	54.89	54.85	54.70	55.01	55.19	55.54

中2男子体力合計点	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
中2男子	24位	27位	24位	23位	27位	28位	36位	37位
島根県	41.64	41.11	41.78	42.12	41.75	41.47	41.43	41.43
全国平均	41.50	41.36	41.71	42.32	41.78	41.63	41.80	42.00

中2女子体力合計点	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
中2女子	28位	31位	24位	28位	30位	39位	42位	44位
島根県	47.82	47.18	48.12	48.05	47.77	47.63	47.74	48.03
全国平均	48.38	47.94	48.14	48.72	48.42	48.55	48.96	49.41

小学5年、中学2年を対象とした文科省（スポーツ庁）の全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果から、平成28年度については、下記のことを指摘できる。

- 島根県の小中学生は体格が小さく、筋力や柔軟性が低い。
- 小学校では男女ともに体力レベルは概ね高く（男子11位、女子17位）、筋力、柔軟性以外の項目は全て全国平均よりも高い。しかし、小学校男子の体力レベルは、近年漸減傾向にある。
- 中学校では男女ともに体力レベルが全国平均よりも低くなっているが（男子37位、女子44位）、女子については若干の改善傾向が見られる。
- 近年、体力合計点の低い学校の得点が上昇している一方で（小学生女子、中学生男女）、島根県の体力レベルの変化は乏しい点が、中学校で順位を下げている要因である。
- 平成25年度から平成28年度にかけて、小学生女子においては全国平均がほぼ全ての項目で向上しているのに対して、島根県では大きな変化が見られない（ボール投げは低下）。
- 中学生女子においては、全国平均と同じ項目で向上が見られるものの、その変化量は小さく、全体的な伸びに追いついていない。
- 平成25年度と平成28年度の総合評価の分布を比較すると、全国的には全ての集団において上位ランクの割合に増加が見られるが、島根県の小学校では上位ランクの割合が低下し（下位ランクの割合が上昇）、中学校では上位下位の分散が見られる。

また、これとは別に、小1～高3を対象に県が実施した「体力・運動能力等調査」でも、特に握力、上体起こし、長座体前屈において全国レベルに及ばない状況が見られ、筋力・筋持久力、柔軟性が課題であると言える。

## 2 体力向上に向けて

現学習指導要領では体力向上を重視して改訂されており、小学校・中学校においては授業時間数が増加し「体づくり運動」は全学年で必ず履修することになっている。児童生徒の体力向上に向けた取り組みは、社会総掛かりで取り組む課題である。学校・家庭・地域ですべきことを明確にし、連携を密にした取組が大切となる。

### ○体力向上推進計画の策定

各小中学校では、自校の実態に合った体力向上推進計画を策定し、保健体育課へ提出することになっている。高等学校には義務づけはないが、「生涯スポーツへの橋渡し」という重要な時期であり策定することが望ましい。主な記載内容は下記のとおりである。

- ① 自校の子どもたちの新体力テスト等の分析と昨年度の活動の反省
- ② 目標の決定
- ③ 目標実現のための活動の決定

大切なことは、職員会議等で提案し全職員で共通理解して日々の教育活動を進めることである。特に中学校や高等学校では、体育科の教員だけでなく、他教員との連携を密にして全校体制で進めていくことで成果があがると考えられる。

### ○教科体育の充実

体育・保健体育の授業は、全ての児童生徒が平等に学ぶ機会である。教科体育の充実こそが大きく体力の向上につながると考えられる。学習指導要領の主旨を踏まえ、特に以下の点について配慮する必要がある。

- ① 時間数を確保し、年間指導計画に沿ってバランス良く授業を行うこと
- ② 学習内容を整理し、体育・保健体育の学力を育て運動やスポーツの楽しさに触れさせること
- ③ 女子や運動が得意でない子どもたちに目を向け、体育・保健体育の授業を工夫すること

### ○教科外体育の充実

部活動や体育的行事など体育的活動は、学校生活の中で大きな割合を占めている。教科外体育の充実は、児童生徒の体力向上にとどまらず、「豊かなスポーツライフ」の実現に大きく影響する。

- ① 児童生徒にとって適切で魅力的な部活動経営となるよう工夫すること
- ② 教科体育と体育的行事の有機的な関連を図ること
- ③ 運動する時間や空間、仲間の創出に加えて運動遊びの紹介をすること  
(現代の子どもたちは、運動遊びを多く知らないし経験も少ない実態より)

### ○家庭・地域との連携

児童生徒の体力低下の問題が社会生活(生活様式など)の変化に大きく起因することを考えると、学校だけの取組では十分な成果は期待できない。したがって、家庭・地域における体力向上への取り組みを促すとともに、既存の取組との連携を図る必要がある。以下の取組事例の工夫・改善項目を参考に、自校の取組を振り返り実践を進めていただきたい。

- ① PTA(保健体育部等)と連携する。PTA全体で、基本的な生活習慣作りの取組を実施したり、学年(学級)ごとに親子一緒になって運動したりする取組を位置づける。  
(親に運動への興味や運動習慣がないとその子どもは運動しないことが多い実態より)
- ② 体力向上推進計画を保護者や地域にも周知し、日常生活の中で運動量が増えるよう工夫する。
- ③ 地域の体育的な行事へ積極的に参加するように呼びかける。(部活動単位での参加など)
- ④ 年間指導計画を工夫する。(地域のマラソン大会時期に合わせて、長距離走を取り上げるなど)

# 第6章



## 社会教育

# 社会教育

## 1 社会教育とは

社会教育とは、学校教育、家庭教育以外の社会の中で行われる教育であり、住民の生活課題や地域課題について住民自身が理解を深め、その解決のために当事者意識をもって主体的に実践する人づくりを目指して行う教育活動である。教育基本法、社会教育法には社会教育の定義、国及び地方公共団体の任務等が示されている。

### ○教育基本法

第 12 条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

### ○社会教育法

第 2 条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

さらに社会教育は、「学び」「交流」を組織的・計画的に行うことにより住民の実践活動を促進し、地域の活性化や新たな相互扶助の仕組み、コミュニティを構築し、地域力を高めることも目指している。

## 2 社会教育を進める社会教育主事

社会教育主事は都道府県及び市町村の教育委員会事務局に置かれ、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える専門的職員である。また、学校が社会教育関係団体<sup>1</sup>、地域住民その他関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて必要な助言を行うことができるとされている。（社会教育法第 9 条の 2 及び 3）同様に教育委員会事務局に置かれ、学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事している指導主事（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 19 条）とは役割が異なる。

島根県においては、資格を取得した教員も社会教育主事として市町村に派遣し（平成 28 年度：16 市町村に 22 名を派遣）、市町村の社会教育の振興を図っている。その主な職務は、「家庭・学校・地域が連携協力した社会教育事業の推進」「島根の地域の特性を生かしたふるさと教育の推進」「地域社会における人づくり・地域づくりの推進」である。

市町村における社会教育の推進と合わせて、学校と地域の連携により「開かれた学校づくり、特色ある学校づくりの推進」「学校支援体制の整備」「地域の教育力の向上」「家庭の教育力の向上」等の助言、支援を行っている。

## 3 社会教育の拠点である社会教育施設

社会教育施設とは、社会教育行政の管轄のもと、公民館<sup>2</sup>、図書館、博物館、青少年教育施設など専ら社会教育を行うために設置された機関である。

公民館は、市町村の所管であり、地域を基盤として住民が集い、教養、文化、スポーツなどの活動を通して自治能力を高め、地域づくりに取り組んでいくことを目的として設けられた日本独自の総合的な社会教育施設である。島根県では、平成 19 年度より「実証！『地域力』醸成プログラム」を実施して、公民館において住民が地域の課題に対する理解を深め、解決に向けた実践活動を推進している。また、学校支援、放課後支援、家庭教育支援等の取組についても中心的な役割を担っている。

青少年教育施設は、集団活動、宿泊体験、自然体験を通して青少年の健全な育成を図るために設置された施設であり、島根県内には県立青少年の家（サン・レイク）、県立少年自然の家、国立三瓶青少年交流の家がある。県立青少年教育施設においては、青少年を対象とした体験プログラムの開発や、学校、公民館等と連携した青少年の宿泊体験活動などの支援等を行い、青少年の様々な体験活動の充実や普及推進を図っている。

<sup>1</sup> 法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。（社会教育法第 10 条）学校に関係する主なものに P T A、子ども会、婦人会などがある。

<sup>2</sup> 市町村によっては、その名称を交流センター、コミュニティセンターなどとしている。

# 第7章

## 教職員の服務

# 1 教職員の服務と勤務等

## 1 教職員の身分

### (1) 地方公務員法

公立学校の教職員は、地方公務員としての身分を有しており、他の法律により特例規定が定められていない限り、公立学校の教職員の身分取り扱いは、原則として「地方公務員法」の定めるところによる。

### (2) 県費負担教職員制度

公務員は、その身分の属する地方公共団体により任命され、給与が支弁されるのが原則であるが、「市町村立学校職員給与負担法」により、市町村立の小・中学校の教職員の給与は、都道府県が負担し支給することとされ、これらの職員を「県費負担教職員」という。

これら県費負担教職員の任命権については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、都道府県教育委員会に属することとされ、これにより、円滑な教職員の広域的な人事交流と、給与を負担する都道府県とその身分が属する市町村との調和が図られている。

### (3) 教育公務員特例法

公立学校の教員の身分は地方公務員であるが、その職務と責任の特殊性に基づき、「教育公務員特例法」により若干の特例を設けている。次はその代表的なものである。

- ① 校長の採用及び教員の採用、昇任については競争試験ではなく、選考による。
- ② 教諭等の条件附採用期間は、地方公務員が 6 月であるのに対し、1 年（養護教諭・栄養教諭は 6 月）である。この条件附採用期間中の教員には、正式採用の教員に認められている身分保障の規定は適用されない。条件附採用期間中、職務を良好な成績で遂行したのちに正式採用となる。
- ③ 教育公務員の研修の必要性和研修機会の供与及び初任者研修・10 年経験者研修について規定している。
- ④ 政治的行為の制限については、国家公務員の例による。

## 2 教職員の服務

### (1) 服務の根本基準

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。また、条例の定めるところにより、公務員としての義務をつくすことを宣誓しなければならない。

職員の服務義務は、職員が職務を遂行するのに当たって守るべき義務（職務上の義務）と、職務の内外を問わず守るべき義務（身分上の義務）とに分けられる。

(2) 職務上の義務

① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地公法第32条）

職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

② 職務に専念する義務（地公法第35条）

職員は、法律又は条例に特別の定めがあつて例外が認められる場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてを自己の職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

職務に専念する義務が免除される場合があるが、それは休職・研修・休暇・休憩等法律に基づく場合と、厚生計画に参加する場合等条例に基づく場合とがある。

(3) 身分上の義務や制限

① 信用失墜行為の禁止（地公法第33条）

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

② 秘密を守る義務（地公法第34条）

職員は、職務上知り得た秘密については、それが個人的な秘密、公的な秘密を問わず、在職中はもちろん、その職を退いた後もこれを漏らしてはならない。

③ 政治的行為の制限（地公法第36条）

職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。特に、教育公務員については、教育の政治的中立の原則に基づき、国家公務員法及びこれに基づく人事院規則により政治的行為が制限されている。この政治的行為の制限は公務員としての身分を有する限り、勤務時間の内外を問わず適用される。

④ 争議行為等の禁止（地公法第37条）

職員は、地方公共団体の住民全体に奉仕する公務員として、住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をしたり、地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為を行ったりすることは禁止されている。又、このような違法な行為を企てたり、その遂行を共謀したり、そそのかしたり、あおったりしてはならない。

⑤ 営利企業等の従事制限（地公法第38条）

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。教育公務員については、特例として、任命権者（県費負担教職員については市町村の教育委員会）の許可により、教育に関する他の職の兼職や教育に関する他の事業、事務に従事することができる。

### 3 勤務

#### (1) 勤務時間

##### ① 勤務時間の割振りと週休日

勤務時間とは、教職員が上司の監督のもとにその職務に従事することを拘束される時間のことであり、週休日とは、勤務時間が割り振られておらず給料の支給対象とならない日で、例えば、日曜日・土曜日がそれに当たる。

勤務時間の割振り及び週休日については、職種によって異なるが、市町村立学校及び県立学校に勤務する教職員については次のとおりである。

ア 勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

イ 日曜日及び土曜日は、週休日とする。

勤務時間の割振りは、学校運営の必要により、教職員の勤務の態様及び内容を考慮して、校長が定めることとされている。したがって、所属長である校長は教職員の勤務時間を明確にし、服務状況を常に把握するように努めなければならないことになっている。その際、教職員の勤務時間の始め、終わりの時刻及び週の勤務時間の割振りを、あらかじめ所属職員個々に文書または掲示等により明確に周知しておく必要がある。この場合必ずしも学校全体について一律に定めることは要せず、教職員個々について定めることもできることになっている。

##### ② 勤務の態様

教職員は、地方公務員法第35条の規定により、勤務時間中はその職務に専念するよう義務づけられており、所属長の承認を得ないで勤務を中断することを禁じられている。なお、教員は、その職務の特殊性から「教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。」（教特法第22条）ものと規定されており、校長は割り振った勤務時間の範囲内において教員の研修に承認を与えることができる。このことは平日の場合は勿論、夏季、冬季、学年末等の休業日の場合においても同様である。

##### ③ 勤務の管理

出勤簿の取扱い、その他校外勤務、教育公務員特例法第22条の規定に基づく研修等に対する承認等については服務規程等に定めるところにより管理し、勤務の実績を明確にしておく必要がある。

夏季休業中等、教育公務員特例法第22条の規定に基づく研修については、勤務時間中に職務専念義務が免除されるものであり、給与上も有給の扱いとされていることを踏まえ、地域住民等から見ても研修としてふさわしい内容・意義を有することはもとより、真に教員の資質向上に資するものとなるようにする必要がある。また、この研修を行う場合には、県立高等学校等の教職員の服務規程第29条（義務教育学校にあつては、市（町村）立小・中学校の教職員の服務規則）に基づく手続きによりあらかじめ承認を受けるとともに、研修が修了した場合は、同規程第30条（同規則）に基づきその結果について、研修内容をまとめた資料を添付し校長に報告することとなっている。

なお、教員は、前記研修期間中は常にその所在を明確にしておくものとし、国内における15日以上研修又は国外における研修を行う場合には、あらかじめ校長を経由して教育長に届け出ることになっている。

(2) 休憩時間

休憩時間については次のとおりである。

- ① 勤務時間が6時間を超え、8時間以内のときは、少なくとも45分の休憩時間を与えること。
- ② 勤務時間が8時間を超えるときは、少なくとも1時間の休憩時間を与えること。
- ③ 休憩時間は、勤務時間の途中で与えること。
- ④ 休憩時間は、原則として一斉に与えること。ただし、県立学校及び市町村立学校の教職員については、一斉に与えないことができる。また、たとえば20分と25分というように分割して与えることができる。
- ⑤ 休憩時間は、自由に利用させること。ただし、外出の場合は校長の許可制をとることができる。

(3) 時間外勤務

教育職員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務は命じないものとするところになっている。

教育職員に時間外勤務を命じる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時または緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとするところになっている。

- ① 生徒の実習に関する業務
- ② 学校行事に関する業務
- ③ 職員会議に関する業務
- ④ 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務

これらの具体的内容は、次のとおりである。

- ① 実習とは、校外の工場、施設（養殖場を含む。）、船舶を利用した実習及び農林、畜産に関する臨時の実習を指すものであり、高等学校のみに関するものであること。
- ② 学校行事とは、学芸的行事、体育的行事及び旅行・集団宿泊的行事を指すものであること。この場合における学校種別ごとの学校行事とは、それぞれの学習指導要領に定める上記学校行事に相当するものであること。
- ③ 職員会議とは、校長が主宰し、校長の職務の円滑な執行に資するため設置者の定めるところにより設置されたものであること。
- ④ 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務とは、非常災害の場合に必要な業務のほか、児童生徒の負傷疾病等人命にかかわる場合における必要な業務及び非行防止に関する児童生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする業務を指すものであること。

なお、時間外勤務を命ずる場合は、次の諸点等に留意する必要がある。

ア 教育職員について、週休日または休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）に勤務させる必要がある場合は、適切な措置を講じて休日の確保に努めること。（休日の全勤務時間を勤務した場合には、代休日を指定することができることとされている。）

イ 教育職員については、長時間の時間外勤務をさせないこと。やむを得ず時間外勤務をさせた場合は、その程度に応じて適切な配慮をすること。

ウ 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、学校の運営が円滑に行われるよう、関係教育職員の繁忙の度合い、健康状況等を勘案し、その意向を十分尊重して行うこと。

なお、このような教育職員の職務の特殊性にかんがみ、時間外勤務手当は支給されないが、給料表の1級、2級又は特2級である者には、その者の給料月額100分の4に相当する額の教職調整額が支給される。

## 4 休日・休暇

休日・休暇については勤務時間と同様、勤務条件として条例で定められている。

### (1) 休日と休業日

休日は、週休日とは別に、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が定められている。この日には勤務時間が割り振られているが、勤務することを要しない。

これに対し、休業日は児童生徒の授業を行わない日のことで、日曜日、土曜日、休日及び夏季、冬季、学年末等の教育委員会が定める日（学校教育法施行令第29条）に設定される。

### (2) 休暇の種類

休暇の種類	休暇を与える場合	日数・期間
年次有給休暇		1年につき20日 年の中途中で採用された職員の日数は ( $20 \times \frac{\text{採用以後の月数}}{12}$ ) による
公務傷病等休暇	公務上又は通勤により負傷し若しくは疾病にかかった場合	療養に要する期間
私傷病休暇	私傷病のため療養を要する場合	※
夏季休暇		6月から10月までの間に4日以内
生理休暇	生理日の就業が著しく困難な場合	2日以内
産前産後休暇	本人の妊娠・出産の場合	出産予定日前8週間（多胎妊娠の場合14週間）以内 産後8週間以内
慶弔休暇	本人の結婚・妻の出産あるいは親族の死亡等慶弔のあった場合	本人の結婚 7日以内 妻の出産 3日以内 忌引 (血族) (姻族) 配偶者 10日以内 父母 7日以内 3日以内 子 5日以内 1日 祖父母 > 3日以内 1日 兄弟姉妹 > 孫 1日 おじ・おば > 1日 1日 おい・めい > 父母・配偶者・子の祭日 年各1日
	※結核性疾患 1年以内 その他の負傷又は疾病 90日以内 (ただし①精神疾患、②悪性新生物、③脳血管疾患、④心筋梗塞、⑤慢性肝炎又は肝硬変、⑥人事委員会が特に認めたものは180日以内)	
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合	介護を必要とする者1人につき、通算して6月を超えない範囲で3回まで分割取得可
特別休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症の予防等に関する法律による交通の制限又はシャ断</li> <li>非常災害による交通シャ断</li> <li>風水震火災等による現住居の滅失、破壊</li> <li>交通機関の事故等の不可抗力の原因</li> <li>裁判員・証人等として官公署への出頭</li> <li>選挙権等公民権の行使</li> <li>学校運営上の必要による校務</li> </ul>	そのつど必要と認められる期間 // 1週間以内で必要と認められる期間 そのつど必要と認められる期間 // // //

<p>の全部又は一部の停止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊娠障害の場合</li> <li>・ 妊娠中における通勤時の母体健康維持</li> <li>・ 妊娠中又は出産後1年以内の健康診査又は保健指導を受ける場合</li> <li>・ 生後満3年に達しない子を育てる場合</li> <li>・ 妻の産前産後期間に出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合</li> <li>・ 乳幼児の予防接種等において介助を要する場合</li> <li>・ 骨髄若しくは末梢血幹細胞の提供希望者としての登録、又は骨髄若しくは末梢血幹細胞の提供に伴い必要な検査、入院等を行う場合</li> <li>・ 中学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合</li> <li>・ 要介護者の介護その他の世話をする場合</li> <li>・ 自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合</li> <li>・ 人事委員会が特に必要と認める場合</li> </ul>	<p>10日を超えない範囲内で必要と認める期間</p> <p>勤務時間の始め又は終わりに1日を通じ1時間を超えない範囲内で必要と認める時間</p> <p>妊娠6月末まで4週に1回 妊娠7月から9月末まで2週に1回 妊娠10月から分娩まで1週に1回 産後1年までの間1回</p> <p>満1才までは1日120分、満1才から満3才までは1日60分。30分を単位として2回に分割可。</p> <p>当該期間につき5日の範囲内で必要と認める期間</p> <p>そのつど必要と認める時間</p> <p>そのつど必要と認める期間</p> <p>1年につき5日（中学校就学の始期に達するまでの子を2人以上養育する場合にあつては10日）を超えない範囲内で必要と認める期間</p> <p>1年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあつては10日）を超えない範囲内で必要と認める期間</p> <p>1年につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間</p> <p>そのつど必要と認める期間</p>
--	---

## 5 教育活動に係る事務の種類と実際

教職員の職務内容には、児童生徒を直接指導する、いわゆる教育活動と、その活動に関連する事務がある。その中の校務分掌の事務は、校長の職権の内部委任と見なされており、分担された校務は校長の名と責任において行われるので事務処理の手順等を正確に身につけ、的確に処理する必要がある。

なお、詳細については、島根県総務部総務課編集ぎょうせい発行の「文書事務の手引」を、各文書様式については、島根県教職員人事関係法令要覧編集会編集第一法規発行の「島根県教職員人事関係法令要覧」を参照するとよい。

### 教育活動に係る事務の種類

#### (1) 学級・ホームルームによる事務

- ① 指導に伴う事務（学級経営計画、学習指導案等）
- ② 表簿の整理記入事務（指導要録、出席簿、健康診断に関する表簿等）
- ③ 統計調査報告事務（出席統計、健康診断統計等）
- ④ 集金事務

#### (2) 校務分掌による事務

- ① 総務・教務に関する事務（教育活動の計画・実施、日課表、渉外等）
- ② 指導・研修に関する事務（教科・生徒指導、道徳・特別活動・保健指導、学年・学級経営等）
- ③ 庶務に関する事務（文書事務、願・届出、表簿・備品管理等）
- ④ 経理に関する事務

### 公文書、表簿、提出文書処理

#### (1) 学校において備えなければならない表簿とその保存期間

学校教育法施行規則第28条、島根県立高等学校規程第44条、島根県立高等学校通信教育規程第39条、島根県立特別支援学校規程第40条及び市（町村）立小・中学校管理規則の例第38条を参照する。

#### (2) 文書の特性

- ① 伝達性
- ② 普遍性
- ③ 保存性
- ④ 確実性

#### (3) 文書事務処理の原則

- ① 丁寧に取り扱うこと。
- ② 正確かつ迅速に処理すること。
- ③ 簡明でわかりやすいものであること。
- ④ 責任をもって取り扱うこと。
- ⑤ 処理状況を明らかにしておくこと。
- ⑥ 横の連絡を忘れないこと。

#### (4) 文書の收受と回答・発送文書処理（例）

- ① 收受 事務担当者（收受日付印と閲覧印押印、文書收受簿登載）→ 校長（処理方針期限等の案件処理を担当者に指示）→ 教頭（指導指示）→ 担当者（事務処理）

- ② 回答・発送処理 担当者（起案用紙に立案、添付書類の準備）→教頭（指導指示）→校長（決裁）→ 担当者（浄書、文書発送簿記入）→ 校長（公印押印）→ 事務担当者（文書発送簿又は起案文書に合わせ契印、控への保存、発送）

(5) 起案文の作成

- ・ 上司の意見を十分に聞いて客観的な配慮の下に
- ・ 前例、行政実例、判例等を参考に
- ・ 責任意識をもって
- ・ 発信者の立場になって
- ・ 受け取る身になって
- ・ 正しく、簡潔に、しかも要領よく

(6) 文書の管理及び保存

① 文書の管理

公文書は、学校の教職員が組織的に用いるものとして、学校が管理しているものである。よって、情報公開の対象となることから管理を適正に行わなければならない。また、学校における文書には、児童生徒・保護者及び教職員に関する個人情報があり、文書管理等において、個人情報の保護には十分な配慮が必要である。

② 文書の保存期間等

保存期間は、学校教育法施行規則第28条第2項のほか、島根県教育委員会公文書の管理に関する規則第2条並びに各校の年度ごとのファイル管理表等において定められている。よって、文書の廃棄については、これらの定めに応じ適正に行わなければならない。

[参考] 教育公務員としての心得・服務等に関する法律等

- ・ 教育基本法（P13）
- ・ 学校教育法（P304）
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（P17）
- ・ 教育公務員特例法（P114）
- ・ 地方公務員法（P62）
- ・ 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（P1642）
- ・ 職員の勤務時間に関する条例（P2653）及び規則（P2659）
- ・ 市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則（P2686）
- ・ 職務に専念する義務の特例に関する条例（P3098）
- ・ 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（P2710）及び規則（P2717）
- ・ 県立高等学校等の教職員の服務規程（P3111）
- ・ 市（町村）立小・中学校の教職員の服務規則（例）（P3176）
- ・ 県立学校の教育職員の給与に関する条例（P1204）
- ・ 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（P1425）
- ・ 職員の旅費に関する条例（P2502）
- ・ 市町村立学校職員の旅費に関する条例（P2537）

（平成27年版島根県教職員人事関係法令要覧）

注（ ）内のページ数は上記要覧のもの

## 2 教職員評価

教職員の評価制度は、教職員の“資質能力の向上”、“職務に対する意欲の向上”、“学校組織の活性化を図る”ための支援策であり、活力ある学校づくりをねらいとしている。

### 1 評価制度の基本的な考え方

- (1) 資質能力の向上をめざす
  - ① 教職員と管理職、教職員の校内組織の中でのコミュニケーションを一層充実させ、自己啓発を促す。
  - ② 自己評価を行い、自己の改善、向上についての認識を深める。
  - ③ 意欲・姿勢、能力、実績を適正に評価し、指導育成に生かす。
  - ④ 評価と研修の連動を図る。
- (2) 職務に対する意欲の向上をめざす
  - ① 年度毎に自己目標等を設定し、職務への積極的な取組を促す。
  - ② 管理職や校内組織が教職員の自己目標等の達成のための支援をし、仕事への自信を高める。
  - ③ 仕事の達成感、自己成長感が実感できる評価を行う。
- (3) 学校組織の活性化を図り、組織的な成果を生み出すことをめざす
  - ① 自己目標の達成に関わる相互支援を通して、協働意識を醸成する。
  - ② 学校教育目標、経営方針を受けた取組に対する組織マネジメントを効果的に進める。
- (4) 公正性、納得性、透明性が確保される適正な評価とすることをめざす
  - ① 年度毎の評価、複数評価者による評価、評価基準を明確にした評価を行う。

### 2 教職員の評価システムの構成

教職員の評価システムは、「資質能力向上支援システム」及び「勤務評価」で構成する。

- (1) 資質能力向上支援システム  
「資質能力向上支援システム」とは、教職員一人一人が学校教育目標等を踏まえ、期待される役割と自己の課題に基づいて設定した自己目標及び目標達成のための手立ての達成を管理職と校内組織が支援するものである。このシステムにおける自己目標等の達成状況の評価を教職員自身と管理職が行い、勤務評価の参考にする。
- (2) 勤務評価  
「勤務評価」とは、教職員の自己目標を含む職務全般について、職務内容を分類した評価項目ごとに、職務に取り組む意欲や姿勢、職務の遂行を通して発揮された能力及び職務遂行の成果の評価の観点から、教職員自身と管理職が評価基準に則って、絶対評価するものである。評価者は、「自己目標評価」と職務全般についての教職員の「自己評価」を参考に、より適正な評価を行う。

※参考資料 「評価システム実施の手引き（教職員用）H28.4.1改訂版」 島根県教育委員会  
・評価システムの構成図（P 3） ・評価項目（P 6～8） ・タイムスケジュール（P 9）  
学校企画課のホームページに掲載

## 3 教員免許更新制

### 1 ねらい

平成19年6月に教育職員免許法が改正され、平成21年4月1日から教員免許更新制が導入された。教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りをもって教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものである。

### 2 要点

- (1) 平成21年4月1日以降に授与される教員免許状に10年間の有効期間が付される。ただし、初めて免許状を取得した者(新免許状所有者)に限る。
- (2) 平成21年3月31日以前に免許状を取得した者(旧免許状所有者)にも更新制の基本的な枠組みが適用される。なお、旧免許状所有者が平成21年4月1日以降に授与される免許状には有効期間は付されない。
- (3) 新免許状所有者が免許状の有効期間を更新する場合及び旧免許状所有者が更新講習の修了確認を受ける場合は、大学等が文部科学大臣の認定を受けて開設する免許状更新講習を受講・修了することが必要である。
- (4) 更新講習は、必修領域について6時間以上、選択必修領域について6時間以上、選択領域について18時間以上、合わせて30時間以上受講・修了することが必要である。
- (5) 更新講習の受講期間は、新免許状所有者については免許状の有効期間満了日の2年2月前から2月前までの2年間、旧免許状所有者については更新講習修了確認期限の2年2月前から2月前までの2年間である。
- (6) 更新講習を受講・修了し、有効期間を更新する場合又は更新講習修了確認を受ける場合は有効期間満了日又は修了確認期限の2年2月前から2月前までに、県教育委員会に申請しなければならない。
- (7) 有効期間を更新した場合又は更新講習修了確認を受けた場合は、次の有効期間満了日又は修了確認期限は10年先となる。
- (8) 現職教員が有効期間満了日又は修了確認期限までに更新講習を受講・修了できないときには、所有免許状は失効する。

### 3 留意点

- (1) 所有免許状の有効期間又は更新講習の修了確認期限を確認する。
- (2) 更新期間に更新講習30時間以上を受講し、教員としての資質能力の保持に努める。
- (3) 諸手続は、各自で行う。

[参考] 教員免許更新制についての詳細は、学校企画課のホームページに掲載

**【研修参考資料】** 島根県教育委員会発行資料他

ジャンル	資 料 名	発行
第1章 島根がめざす教育		
	・第2期しまね教育ビジョン 21	平成 26 年 7 月
第3章 学校の教育活動の計画と組織経営		
1 教育課程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領等の改訂に伴う幼稚園、小学校、中学校における教育課程の望ましい編成と実施について（島根県教育課程審議会答申）</li> <li>・小学校・中学校教育課程編成・実施の手引－Q&amp;A－</li> <li>・小学校・中学校教育課程改訂と移行措置のポイント</li> <li>・学習指導要領等の改訂に伴う、高等学校における教育課程の望ましい編成と実施について（島根県教育課程審議会答申）</li> <li>・学習指導要領等の改訂に伴う、特別支援学校における教育課程の望ましい編成と実施について（島根県教育課程審議会答申）</li> <li>・高等学校教育課程編成の手引</li> <li>・評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料（国立教育政策研究所）【小学校版】【中学校版】 【高等学校版】共通教科 【高等学校版】専門教科</li> </ul>	<p>平成 21 年 3 月</p> <p>平成 22 年 3 月 平成 20 年 12 月 平成 22 年 6 月</p> <p>平成 22 年 6 月</p> <p>平成 22 年 9 月 平成 23 年 11 月</p> <p>平成 24 年 7 月 平成 25 年 3 月</p>
4 学校評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評価ガイドブック</li> <li>・学校評価ガイドライン（平成 22 年改訂）（文部科学省）</li> </ul>	<p>平成 20 年 3 月 平成 22 年 7 月</p>
7 教職員のメンタルヘルス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員のための心の健康づくりのための指針（総務省）</li> <li>・労働者の心の健康の保持増進のための指針（厚生労働省）</li> <li>・改訂心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き（厚生労働省）</li> <li>・公立学校教職員の人事行政状況調査（文部科学省）</li> <li>・教職員のメンタルヘルス対策について 最終まとめ（教職員のメンタルヘルス対策検討会議）</li> <li>・管理監督者のためのメンタルヘルスハンドブック（島根県教育委員会教職員健康管理センター）</li> <li>・島根県教職員健康管理事業概要（島根県教育庁福利課）</li> <li>・職場復帰支援プログラム実施要綱（島根県教育委員会）</li> <li>・職場復帰支援プログラムの概要一部改正（島根県教育委員会）</li> <li>・パンフレット 「教職員のための 新メンタル・ハンドブック」（社会保険出版社） 「教職員のためのピンポイント・アドバイス いまこそ、ここを大切に」（社会保険出版社） 「部下の職場復帰を円滑に」（中央労働災害防止協会）</li> <li>・ウェブサイト 「こころの耳 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト」（厚生労働省） 「みんなのメンタルヘルス」（厚生労働省）</li> </ul>	<p>平成 16 年 4 月 平成 27 年 11 月 平成 21 年 3 月</p> <p>毎年度 平成 25 年 3 月</p> <p>平成 17 年 3 月</p> <p>毎年度 平成 17 年 4 月 平成 21 年 11 月</p>
8 危機管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校防災マニュアル</li> <li>・学校プール管理マニュアル</li> <li>・プールの安全標準指針（文部科学省・国土交通省）</li> <li>・学校における危機管理体制の確立のために ～外部からの侵入者への対応</li> <li>・子どもの心のケアのために －災害や事件・事故発生時を中心に－（文部科学省）</li> <li>・学校における子供の心のケア －サインを見逃さないために－（文部科学省）</li> <li>・「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省）</li> <li>・「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」の作成 について（文部科学省）</li> <li>・学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開（文部科学省）</li> </ul>	<p>平成 11 年 3 月 平成 13 年 3 月 平成 19 年 3 月 平成 13 年 9 月</p> <p>平成 22 年 7 月</p> <p>平成 26 年 3 月</p> <p>平成 22 年 3 月 平成 24 年 3 月</p> <p>平成 25 年 3 月</p>

8 危機管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校危機管理の手引き」（改訂版）～危機管理マニュアル作成のために～（第5章3「生徒指導」に再掲）</li> <li>・「学校危機管理の手引き（原子力災害発生時の対応編）」を追加する。</li> <li>・教師が知っておきたい 子どもの自殺予防（文部科学省）</li> <li>・子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き(文部科学省)</li> <li>・島根県食物アレルギー対応ハンドブック</li> </ul>	<p>平成 26 年 9 月</p> <p>平成 26 年 5 月</p> <p>平成 21 年 3 月</p> <p>平成 22 年 3 月</p> <p>平成 28 年 2 月</p>
第4章 各教育活動		
1 学力（学ぶ力・学んだ力）の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちに確かな学力を＜平成15年度＞＜平成16年度＞</li> <li>－島根県学力向上フロンティア事業の取組－</li> <li>・島根県学力調査報告書</li> <li>・国語力向上モデル事業</li> <li>・未来を切り開く子どもをめざして～「しまね学力向上プロジェクト」実践事例集</li> </ul>	<p>平成15年、16年</p> <p>17年3月</p> <p>平成25年11月</p> <p>平成19年3月</p> <p>平成19年2月</p>
2 授業づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学びのすすめ（リーフレット）</li> <li>・学習評価を生かした授業改善，授業づくりのためのハンドブック [小学校]</li> <li>・学習評価を生かした授業改善，授業づくりのためのハンドブック [中学校]</li> <li>・実りある授業のために [H24 秋]</li> <li>・実りある授業のために [H24 冬]</li> <li>・実りある授業のために [H25 秋]</li> <li>・複式学級指導の手引 [H27 年度改訂版]</li> <li>・平成29年度各教科等の指導の重点</li> <li>・ティームティーチング実践事例集＜第1集＞＜第2集＞</li> </ul>	<p>平成25年7月</p> <p>平成23年3月</p> <p>平成24年3月</p> <p>平成24年9月</p> <p>平成25年1月</p> <p>平成25年9月</p> <p>平成28年3月</p> <p>平成29年3月</p> <p>平成9年、10年3月</p>
3 言語活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言語活動の充実に関する指導事例集【小学校版】【中学校版】【高等学校版】（文部科学省）</li> </ul>	<p>平成22年12月、</p> <p>23年5月、24年6月</p>
5 道徳教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビデオ資料 しまね中学生フォーラム in 隠岐</li> <li>－私たちが言いたい みんなで話そうよ－</li> <li>・島根県版道徳教育郷土資料</li> <li>・道徳実践活動学習教材 小学校用</li> <li>・地域の素材を生かした道徳教材 中学校用</li> <li>・教職員研修用ビデオ資料 地域の素材を生かした道徳教材指導 モデル</li> <li>・豊かな心をはぐくむ教育の充実</li> <li>・豊かな心をはぐくむ教育の充実Ⅱ</li> <li>・豊かな心をはぐくむ教育の充実Ⅲ</li> </ul>	<p>平成10年度</p> <p>平成26年3月</p> <p>平成12年3月</p> <p>平成14年3月</p> <p>平成15年3月</p> <p>平成22年3月</p> <p>平成23年3月</p> <p>平成26年3月</p>
7 総合的な学習の時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な学習の時間における評価方法等の工夫改善のための参考資料（国立教育政策研究所）</li> <li>・今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開</li> <li>【小学校編】 【中学校編】</li> <li>【高等学校編】（文部科学省）</li> </ul>	<p>平成23年7月</p> <p>平成22年11月</p> <p>平成25年7月</p>
8 学校図書館活用教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校図書館活用教育研修用DVD</li> <li>・「学びを支え心をはぐくむ島根の学校図書館」</li> <li>・学校図書館司書教諭の手引</li> <li>・子ども読書県しまねWeb <a href="http://www.library.pref.shimane.lg.jp">http://www.library.pref.shimane.lg.jp</a></li> <li>・学校図書館ガイドライン（文部科学省） <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm</a></li> </ul>	<p>平成22年3月</p> <p>平成22年7月</p> <p>平成28年11月</p>
10 キャリア教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校キャリア教育の手引き(改訂版) (文部科学省)</li> <li>・中学校キャリア教育の手引き (文部科学省)</li> <li>・高等学校キャリア教育の手引き (文部科学省)</li> <li>・キャリア教育が促す「学習意欲」 (文部科学省)</li> <li>・子供たちの「見取り」と教育活動の「点検」 (文部科学省)</li> <li>・R P D C Aですすめる！キャリア教育</li> <li>～自校の実態に応じた推進のために～</li> </ul>	<p>平成23年5月</p> <p>平成23年3月</p> <p>平成23年11月</p> <p>平成26年3月</p> <p>平成27年3月</p> <p>平成27年3月</p>
11 教育の情報化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の情報化に関する手引（文部科学省） <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyohou/1259413.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyohou/1259413.htm</a></li> <li>・教育の情報化ビジョン（文部科学省） <a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/04/1305484.htm">http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/04/1305484.htm</a></li> </ul>	<p>平成22年10月</p> <p>平成23年4月</p>

11 教育の情報化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報活用能力育成のために <a href="http://jouhouka.mext.go.jp/school/joukatu/index.html">http://jouhouka.mext.go.jp/school/joukatu/index.html</a></li> <li>・教員のICT活用指導力の基準(チェックリスト)(文部科学省) <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1296901.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1296901.htm</a></li> <li>・「ICT活用ステップアップ映像集」利用ガイド <a href="http://jouhouka.mext.go.jp/school/ict_substantiation/">http://jouhouka.mext.go.jp/school/ict_substantiation/</a></li> <li>・児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック(文部科学省) <a href="http://jouhouka.mext.go.jp/school/pdf/kenko_ict_guidebook.pdf">http://jouhouka.mext.go.jp/school/pdf/kenko_ict_guidebook.pdf</a></li> <li>・情報モラル指導モデルカリキュラム(文部科学省) <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1296900.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1296900.htm</a></li> <li>・情報モラル教育実践ガイダンス(国立教育政策研究所) <a href="http://www.nier.go.jp/kaihatsu/jouhoumoral/">http://www.nier.go.jp/kaihatsu/jouhoumoral/</a></li> <li>・著作権(文化庁) <a href="http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/">http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/</a></li> <li>・学校における情報セキュリティについて(文部科学省) <a href="http://www.kei-you.net/school_m/policy.html">http://www.kei-you.net/school_m/policy.html</a></li> <li>・発達障害のある子供たちのためのICT活用ハンドブック[特別支援学級編、通級指導教室編、通常の学級編](文部科学省) <a href="http://jouhouka.mext.go.jp/school/developmental_disorder_ict_katsuyo/">http://jouhouka.mext.go.jp/school/developmental_disorder_ict_katsuyo/</a></li> </ul>	<p>平成27年3月</p> <p>平成27年3月</p> <p>平成26年6月</p> <p>平成19年5月</p> <p>平成23年3月</p> <p>平成25年7月</p> <p>平成26年4月</p>
14 国際理解教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Broaden Your Horizons with English!ー英語を使って羽ばたく日本人(文部科学省)</li> <li>・各中・高等学校の外国語教育における「CAN-DOリスト」の形での学習到達目標設定のための手引き(文部科学省)</li> <li>・新学習指導要領に対応した外国語活動及び外国語の授業実践事例映像資料(小学校版1～3・中学校版1～2・高等学校版1～3)(文部科学省)</li> <li>・英語ノート電子黒板用ソフト(文部科学省)</li> <li>・えいごネット(一般財団法人英語教育協議会) <a href="http://www.eigo-net.jp/">http://www.eigo-net.jp/</a></li> <li>・平成26年度「英語教育推進リーダー中央研修」DVD教材</li> <li>・平成27年度「英語教育推進リーダー中央研修」DVD教材</li> </ul>	<p>平成24年8月</p> <p>平成25年3月</p>
15 竹島に関する学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竹島学習副教材DVD</li> <li>・竹島学習リーフレット「竹島～日本の領土であることを学ぶ」</li> <li>・竹島学習リーフレット活用のためのてびき</li> <li>・ふるさと読本「もっと知りたいしまねの歴史」</li> <li>・高等学校・特別支援学校高等部における「竹島学習」のあり方について</li> <li>・領土に関する教育ハンドブック</li> </ul>	<p>平成21年5月</p> <p>平成24年2月</p> <p>平成24年11月</p> <p>平成24年11月</p> <p>平成24年6月</p> <p>平成27年3月</p>
16 ふるさと教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校交流で見えてきたすてきなふるさとスクールパワーアップ事業実践集</li> <li>・ふるさと読本「古代のしまねー古代王国の謎にせまるー</li> <li>・ふるさと読本「いずも神話」(改訂版)</li> <li>・ふるさと読本「いずも神話」朗読CD</li> <li>・ふるさと読本「もっと知りたい島根の歴史」</li> <li>・「結集!しまねの子育て協働プロジェクト」リーフレット</li> </ul>	<p>平成13年3月</p> <p>平成19年2月</p> <p>平成24年1月</p> <p>平成25年1月</p> <p>平成24年11月</p> <p>平成27年4月</p>
17 「しまねのふるまい」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広がっていますしまねのふるまいⅢ</li> <li>・ふるまい向上県民運動取り組み事例集「広がっています島根のふるまい」</li> <li>・きらきらふるまい みんなにここ(5歳児用)</li> <li>・みんなきらきら ふるまいめいじん(小1用)</li> </ul>	<p>平成24年12月</p> <p>平成23年3月</p> <p>毎年度</p> <p>毎年度</p>
第5章 基盤となる指導		
1 人権・同和教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同和教育指導資料第19集「同和教育を進めるために」</li> <li>・" 第20集「差別事象から学ぶために」</li> <li>・" 第21集「同和教育実践事例集」</li> <li>・" 第22集「島根県における同和問題の歴史～学校活用編～」</li> <li>・人権教育指導資料</li> </ul>	<p>平成8年3月</p> <p>平成9年3月</p> <p>平成10年3月</p> <p>平成18年3月</p> <p>平成14年3月</p>

1 人権・同和教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育事例集〔学校教育編〕</li> <li>・人権教育事例集〔社会教育編〕</li> <li>・島根県における同和問題の歴史（通史編）</li> <li>・同和教育資料第19集 「島根県における同和問題の歴史～社会教育活用編～」</li> <li>・人権教育研修資料「Q&amp;A」で理解する〔第三次とりまとめ〕</li> <li>・知っていますか？子どもたちが学んでいる同和問題の歴史（リーフレット）</li> <li>・一人ひとりを大切に 島根県人権施策推進基本方針 〔第1次改定〕（中学生・高校生版）</li> <li>・ 〃 （小学生版）</li> <li>・しまねがめざす人権教育（リーフレット）</li> <li>・問題事象から学ぶために（学校教育編） ～人権に関わる問題事象の基本的な捉え方と取組の進め方～</li> <li>・人権教育指導資料第2集 「しまねがめざす人権教育（学校教育編）」</li> </ul>	<p>平成14年3月 平成15年3月 平成18年3月 平成20年3月</p> <p>平成21年3月 平成24年3月</p> <p>平成24年8月 平成24年8月 平成25年4月 平成25年7月</p> <p>平成27年3月</p>
2 特別支援教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県の特別支援教育（特別支援教育課Web掲載）</li> <li>・お子さまの就学のために</li> <li>・学習障害児（LD）等の子どもたちへの理解と支援のために</li> <li>・松江教育センター研究紀要別冊「小・中学校の通常の学級におけるLD、ADHD、高機能自閉症等の子どもの理解と支援のためのハンドブック」</li> <li>・特別支援教育ハンドブック（特別支援教育課Web掲載）</li> <li>・改訂第2版 通級による指導の手引き（解説とQ&amp;A文部科学省）</li> <li>・共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（中教審報告）</li> <li>・教育支援資料（文部科学省）</li> <li>・教育支援資料～障がいのある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～（文部科学省Web掲載）</li> <li>・「インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）」（国立特別支援教育総合研究所Web掲載）</li> <li>・特別支援教育教材ポータルサイト（支援教材ポータル）（国立特別支援教育総合研究所Web掲載）</li> <li>・「島根県立学校における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（特別支援教育課Web掲載）</li> </ul>	<p>毎年10月 毎年</p> <p>平成15年3月 平成19年3月</p> <p>平成23年3月 平成24年3月</p> <p>平成24年7月</p> <p>平成25年10月 平成25年10月</p> <p>平成28年4月</p>
3 生徒指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビデオ資料 子どもの成長を援助する教師のかかわり 全6巻</li> <li>・ビデオ資料 人間関係づくり 全5巻</li> <li>・小学校 生徒指導の手引</li> <li>・中学校 生徒指導の手引</li> <li>・不登校対応の手引き ～不登校児童生徒へのよりよい支援のために～</li> <li>・高等学校 生徒指導の手引</li> <li>・気にかかる子どもに関するワークシート集</li> <li>・「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）（文部科学省）</li> <li>・ケータイトラブル対応マニュアル</li> <li>・教師が知っておきたい子どもの自殺予防（文部科学省）</li> <li>・生徒指導提要（文部科学省）</li> <li>・子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（文部科学省）</li> <li>・生徒指導・学級経営上の課題への取組～県内の公立小・中学校の実践に学ぶ～</li> <li>・生徒指導・学級経営上の課題への取組～県内の公立小・中学校の実践に学ぶ・事例集第2集～</li> <li>・生徒指導の役割連携の推進に向けて（小学校編）（中学校編）（高等学校編）（国立教育政策研究所）</li> <li>・いじめ問題対応の手引〔改訂版〕 ～児童生徒一人一人が安心して通える学校づくりを目指して～</li> <li>・子どもの権利に関する条約（小学生用）</li> <li>・子どもの権利に関する条約（中学生・高校生用）</li> </ul>	<p>平成2年～11年 平成10年～16年</p> <p>平成13年3月 平成14年3月 平成15年3月</p> <p>平成16年3月 平成18年3月 平成20年11月</p> <p>平成21年2月 平成21年3月 平成22年3月 平成22年3月 平成22年3月</p> <p>平成24年3月</p> <p>平成23年3月</p> <p>平成27年9月</p> <p>平成25年1月 平成25年7月</p>

3 生徒指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級集団づくり 魅力ガイドブック</li> <li>・学校危機管理の手引き」（改訂版）～危機管理マニュアル作成のために～（第3章7「危機管理」に再掲）</li> <li>・アンケート調査を活用した「いじめ」の未然防止と対応・取組の事例集</li> <li>・“生徒指導・教育相談・学級集団づくり・・・etc” 校内研修ベストセレクション</li> </ul>	<p>平成 26 年 3 月 平成 26 年 9 月</p> <p>平成 28 年 3 月</p> <p>平成 28 年 3 月</p>
5 学校保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>・しまねっ子元気プラン ー学校保健計画策定の手引ー</li> <li>・島根県 性に関する指導の手引</li> <li>・「性に関する指導」Q &amp; A</li> <li>・島根県 性に関する指導の手引（概要版）</li> <li>・島根県 性に関する指導の手引 実践事例集</li> <li>・島根県食物アレルギー対応ハンドブック</li> <li>・教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応（文部科学省）</li> <li>・教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引き（文部科学省）</li> <li>・養護教諭のための児童虐待対応の手引き（文部科学省）</li> <li>・学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン（財団法人日本学校保健会 監修 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課）</li> <li>・児童生徒の健康診断マニュアル（公益財団法人 日本学校保健会）</li> </ul>	<p>平成 22 年 2 月 平成 24 年 2 月 平成 25 年 2 月 平成 28 年 2 月 平成 29 年 2 月 平成 28 年 2 月 平成 21 年 3 月</p> <p>平成 23 年 8 月</p> <p>平成 19 年 10 月 平成 20 年 3 月</p> <p>平成 27 年 8 月</p>
6 食育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食の学習ノート（改訂版）</li> <li>・リーフレット「すこやかしまねっこ」</li> <li>・「すこやかしまねっこ」実践事例集（小学校編）</li> <li>・食育推進のための授業実践集</li> </ul>	<p>平成 26 年 4 月 平成 23 年 2 月 平成 25 年 2 月 平成 27 年 3 月</p>
7 体力づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・しまねっ子！元気アップ・レポート ～児童生徒の体力・運動能力等調査報告書～</li> <li>・しまねっ子！元気アップ・ソング，ダンスCD</li> <li>・しまねっ子！元気アップ・トレーニングDVD</li> <li>・体育の授業が楽しくなるシリーズ①鉄棒DVD</li> <li>・子どもの体力向上推進事業参考実践事例集</li> <li>・体育の授業が楽しくなるシリーズ②マット運動DVD</li> <li>・体育の授業が楽しくなるシリーズ③なわとび運動DVD</li> <li>・安全で楽しい効果的な授業づくりに向けての柔道実践事例集</li> </ul>	<p>毎年 3 月</p> <p>平成 22 年 3 月 平成 23 年 3 月 平成 25 年 4 月 平成 25 年 4 月 平成 26 年 3 月 平成 27 年 3 月 平成 27 年 3 月</p>
第 7 章 教職員の服務		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の人事管理の在り方について報告書</li> <li>・セクシュアル・ハラスメント根絶のために セクハラと子どもの人権</li> <li>・ハラスメントその理解と防止のために</li> <li>・信頼される島根の教育を目指して ー不祥事を防止するためにーまとめ</li> </ul>	<p>平成 14 年 12 月 平成 12 年 4 月</p> <p>平成 22 年 7 月 平成 16 年 5 月</p>
その他		
	・島根県教育センター 研究紀要・研修報告	毎年 3～4 月

島根県教育用ポータルサイト

<http://port.shimane.ed.jp/>

国立教育政策研究所

<http://www.nier.go.jp/>

島根県

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

島根県教育委員会

<http://www.pref.shimane.lg.jp/kyoikuiinkai/>

しまねっと

<http://www.shimane.ed.jp/>

島根県教育センター

[http://www.pref.shimane.lg.jp/matsue\\_ec/](http://www.pref.shimane.lg.jp/matsue_ec/)

島根県教育センター浜田教育センター

[http://www.pref.shimane.lg.jp/hamada\\_ec/](http://www.pref.shimane.lg.jp/hamada_ec/)